

令和5年度中小企業実態調査事業
中小企業関係租税特別措置の効果に関する調査研究
報告書

2024年2月

株式会社東京商工リサーチ

目 次

I. 調査概要	4
1. 目的	5
2. 調査概要	5
II. 中小企業税制に関するアンケート調査結果	7
1. 法人	8
1. 企業の概況	8
2. 交際費課税の特例	10
3. 少額特例	16
4. 組織再編・事業譲渡時の登録免許税・不動産取得税の特例	22
5. 創業時の登録免許税の特例	23
6. 所得拡大促進税制（現：賃上げ促進税制）	24
2. 個人事業主	26
1. 属性	26
2. 事業承継に関する税制	27
III. 中小企業のM&Aに関するアンケート調査結果	37
1. 買収企業	38
1. 2000年以降におけるM&Aの実施や今後の意向	38
2. デューデリジェンス（DD）やPMI（M&A後の経営統合）の実施	40
3. 中小企業事業再編投資損失準備金税制	41
4. 合併、分割、事業譲渡時の登録免許税・不動産取得税の特例	41
5. M&Aに対する評価	42
6. 賃上げ促進税制	51
7. 税制以外のM&Aに関する内容	54
2. 被買収企業	64
1. 税制	64
2. 税制以外	69
IV. 定量分析	78
1. 交際費課税の特例に関する定量分析	79
1. 交際費課税等の損金算入の概要	79
2. 交際費、法人税の現況（会社標本調査より）	79
3. 分析の概要	81
4. シミュレーションの方法	82
5. 分析（シミュレーション）結果 一定額控除限度額の変更－	86
2. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例による事務負担の軽減率の測定	89
1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の概要	89
2. 特例措置の利用状況	89
3. 事務負担軽減率の計算方法	90
4. 計算結果	90

V. 参考資料	91
【中小企業税制に関するアンケート調査（法人）調査票】	92
【中小企業税制に関するアンケート調査（個人事業主）調査票】	106
【中小企業のM&Aに関するアンケート調査（買収企業）調査票】	111
【中小企業のM&Aに関するアンケート調査（被買収企業）調査票】	128

I . 調査概要

1. 目的

中小企業関係租税特別措置について、その利用実態や政策的な効果等について定量的な検証を行い、制度の今後のあり方についての検討・分析に資することを本調査の目的とする。

本年度は、M&Aの効果や課題等について分析をするための調査も実施した。

2. 調査概要

本事業では中小企業税制に関するアンケート調査および中小企業のM&Aに関するアンケート調査の2調査を実施した。アンケート調査の概要は以下のとおりである。

2-1 中小企業税制に関するアンケート調査

【法人企業】

調査期間 : 2023年7月～8月
調査手法 : 郵送調査およびWEB調査
対象エリア : 全国
調査対象数 : 20,000件
回答数 : 4,152件 (20.8%)

【個人事業主】

調査期間 : 2023年8月
調査手法 : インターネットモニター調査
対象エリア : 全国
調査数 : 2,000件

<主な調査内容>

【法人】

- ☐ 概況・財務状況
- ☐ 交際費課税の特例
- ☐ 少額特例
- ☐ 組織再編・事業譲渡時の登録免許税・不動産取得税の特例
- ☐ 創業時の登録免許税の特例
- ☐ 所得拡大促進税制

【個人事業主】

- ☐ 属性
- ☐ 事業承継に関する税制

2-2 中小企業のM&Aに関するアンケート調査

【買収企業】

調 査 期 間 : 2023 年 7 月～8 月
調 査 手 法 : 郵送調査及び WEB 調査
対象エリア : 全国
調査対象数 : 20,000 件
回 答 数 : 3,028 件 (15.1%)

【被買収企業】

調 査 期 間 : 2023 年 8 月～9 月
調 査 手 法 : WEB 調査
対象エリア : 全国 ※買収企業が買収した企業を対象とした(1 買収企業 5 社まで)
回 答 数 : 45 件

<主な調査内容>

【買収企業】

- ☐ M&A の実施や今後の意向
- ☐ M&A 実施時のデューデリジェンス (DD) や PMI (M&A 後の経営統合)
- ☐ 中小企業事業再編投資損失準備金税制
- ☐ 合併、分割、事業譲渡時の登録免許税・不動産取得税の特例
- ☐ 実施した M&A に対する評価
- ☐ 賃上げ促進税制
- ☐ その他 M&A に関する事項

【被買収企業】

- ☐ M&A の目的
- ☐ 業績
- ☐ 賃上げ
- ☐ その他 M&A に関する事項

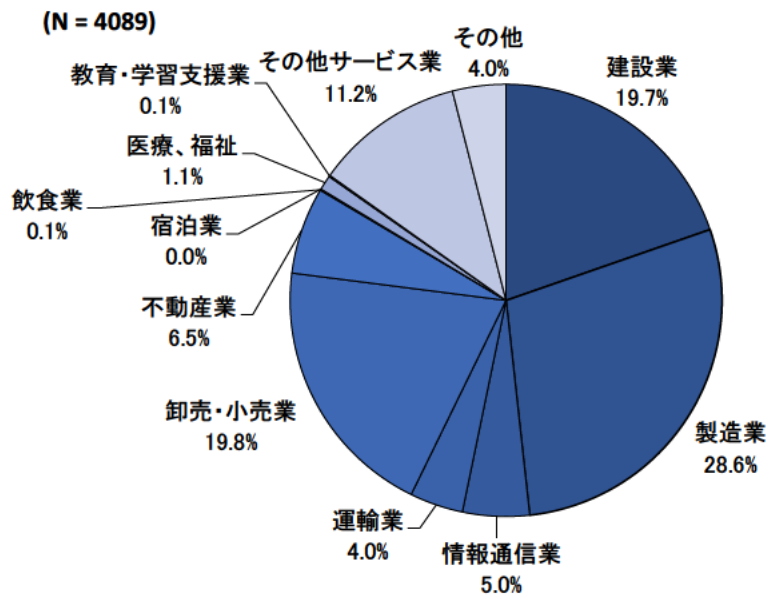
Ⅱ． 中小企業税制に関するアンケート調査 結果

1. 法人

1. 企業の概況

1-1 主たる業種

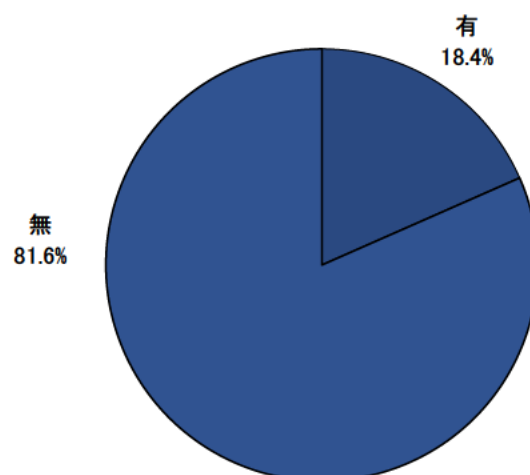
「製造業」が28.6%と最も高く、次いで「卸売・小売業」が19.8%、「建設業」が19.7%となっている。



1-2 親会社の有無

「有」は18.4%、「無」は81.6%であった。

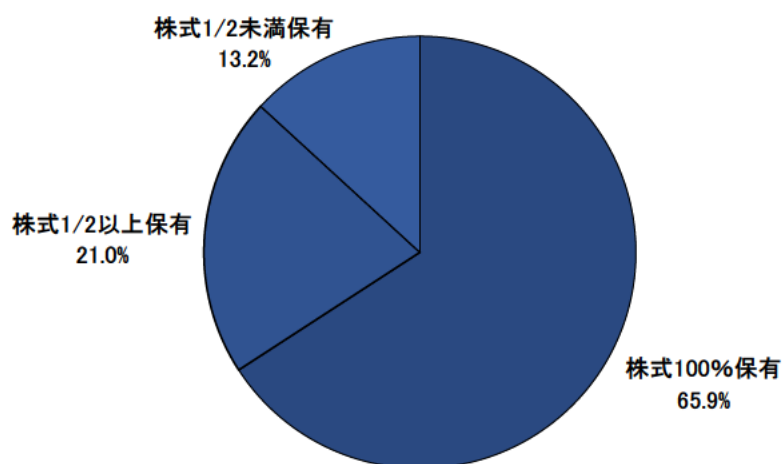
(N = 4101)



1-3 親会社の株式保有割合

「株式 100%保有」が 65.9%と最も高く、次いで「株式 1/2 以上保有」が 21.0%、「株式 1/2 未満保有」が 13.2%となっている。

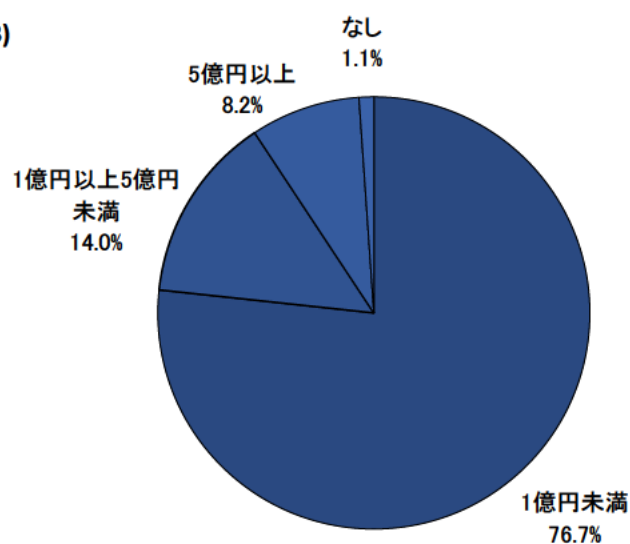
(N = 744)



1-4 親会社の資本金

「1 億円未満」が 76.7%と最も高く、次いで「1 億円以上 5 億円未満」が 14.0%、「5 億円以上」が 8.2%となっている。

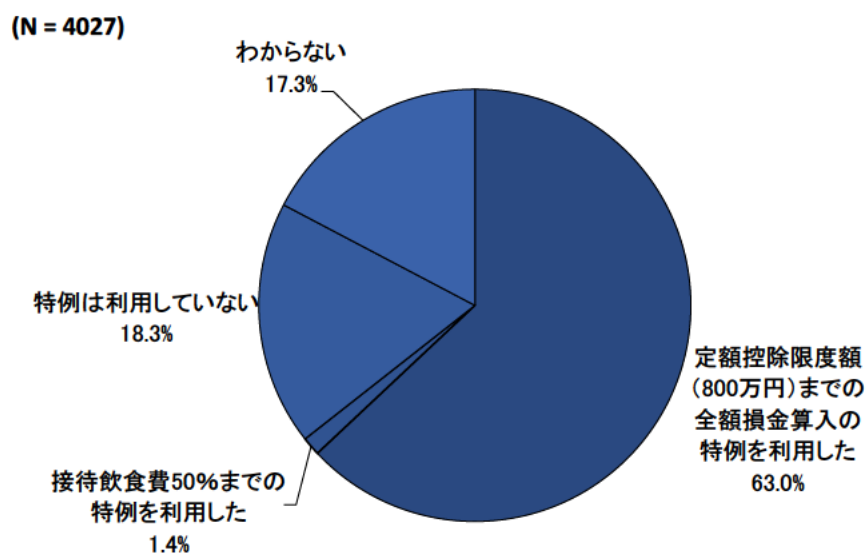
(N = 743)



2. 交際費課税の特例

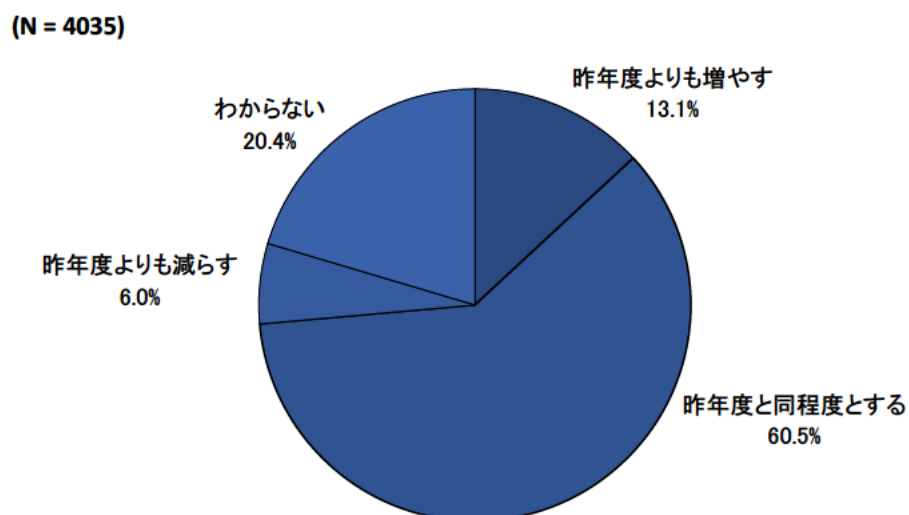
2-1 利用した特例（単一回答）

「定額控除限度額（800万円）までの全額損金算入の特例を利用した」が63.0%と最も高く、次いで「特例は利用していない」が18.3%、「わからない」が17.3%となっている。



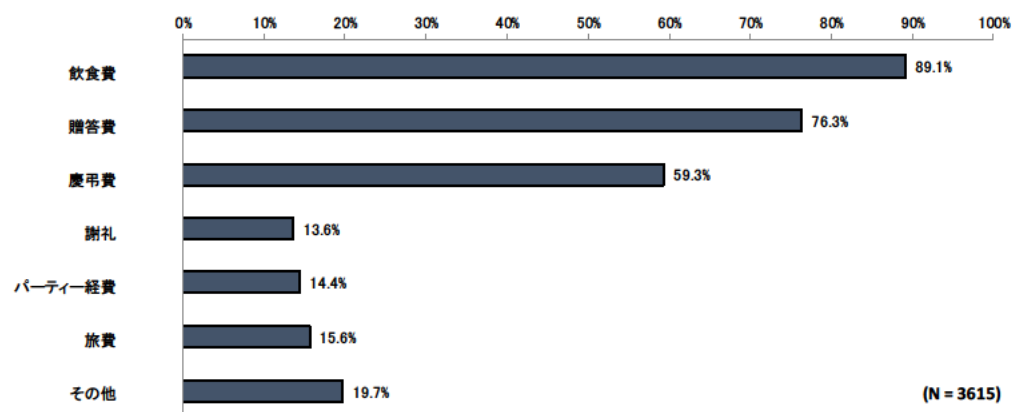
2-2 交際費等の出資額の予定（単一回答）

「昨年度と同程度とする」が60.5%と最も高く、次いで「わからない」が20.4%、「昨年度よりも増やす」が13.1%となっている。



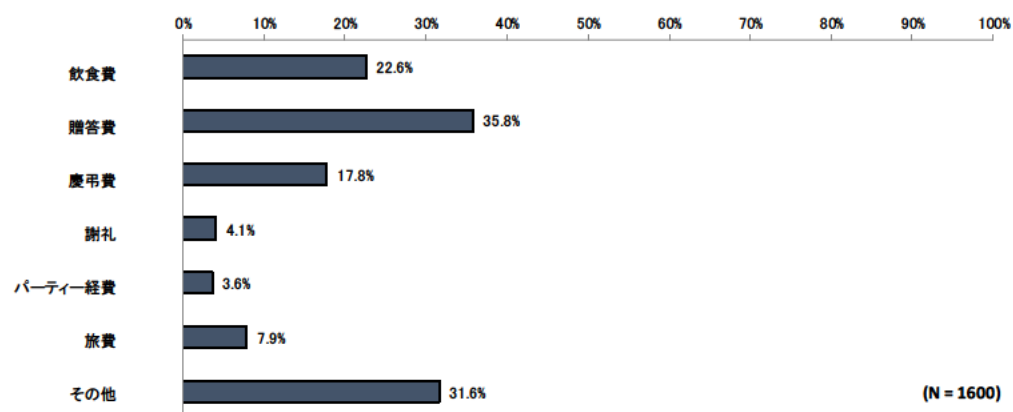
2-3 交際費等の具体的な支出（複数回答）

「飲食費」が89.1%と最も高く、次いで「贈答費」が76.3%、「慶弔費」が59.3%となっている。



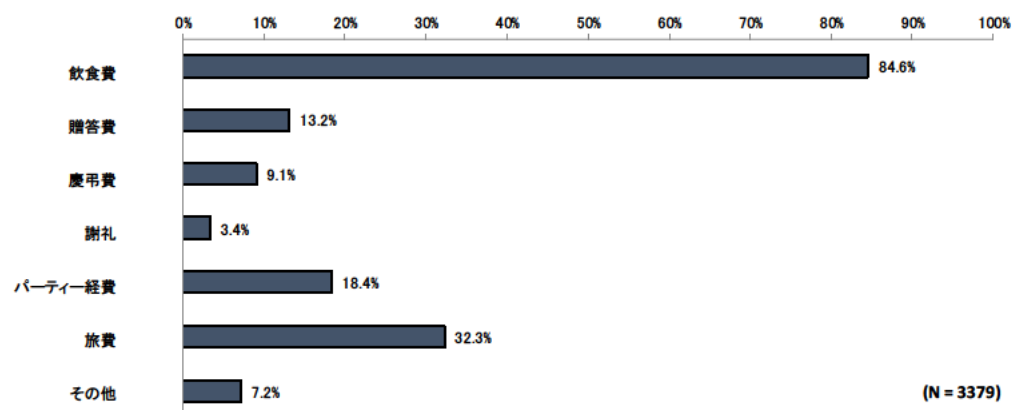
2-4-1 新型コロナウイルス感染症の影響で増加した費用（複数回答）

「贈答費」が35.8%と最も高く、次いで「その他」が31.6%、「飲食費」が22.6%となっている。



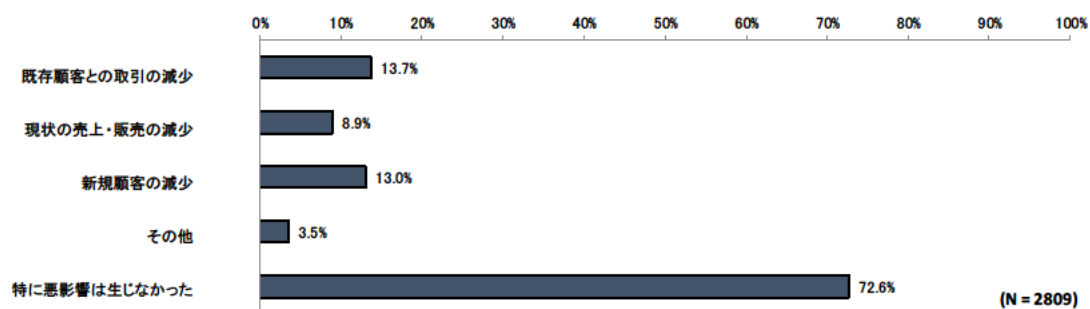
2-4-2 新型コロナウイルス感染症の影響で減少した費用（複数回答）

「飲食費」が84.6%と最も高く、次いで「旅費」が32.3%、「パーティー経費」が18.4%となっている。



2-5 飲食費減少での悪影響について（複数回答）

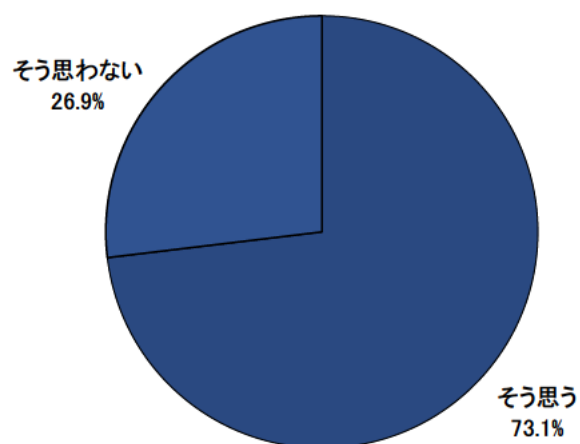
「特に悪影響は生じなかった」が72.6%と最も高く、次いで「既存顧客との取引の減少」が13.7%、「新規顧客の減少」が13.0%となっている。



2-6 経営において交際費等の支出がメリットとなっているか（単一回答）

「そう思う」は73.1%、「そう思わない」は26.9%であった。

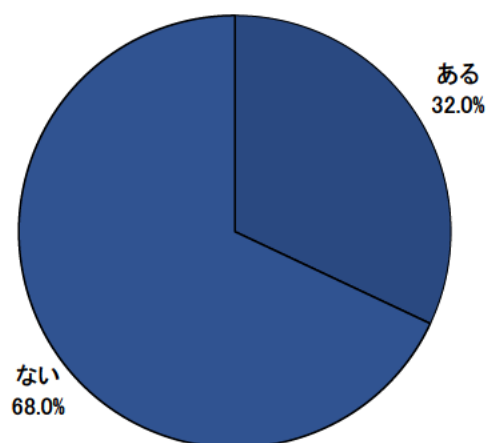
(N = 4016)



2-7-1 交際費等の支出に関して規程等の有無（単一回答）

「ある」は32.0%、「ない」は68.0%であった。

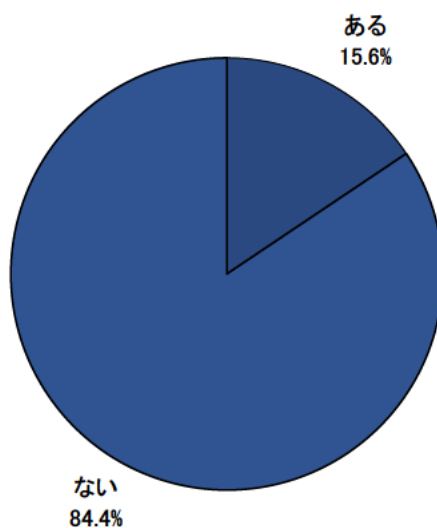
(N = 4032)



2-7-2 規定等の上限額の有無（単一回答）

「ある」は15.6%、「ない」は84.4%であった。

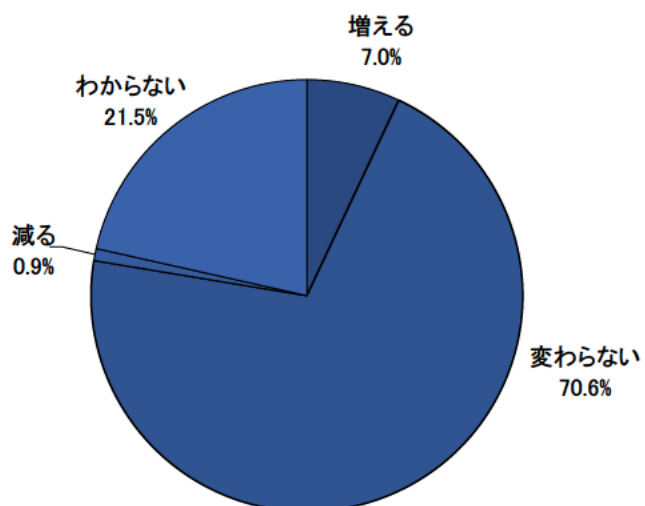
(N = 1263)



2-8 (1) 定額控除限度額の上限が増加した場合の交際費の支出（単一回答）

「変わらない」が70.6%と最も高く、次いで「わからない」が21.5%、「増える」が7.0%となっている。

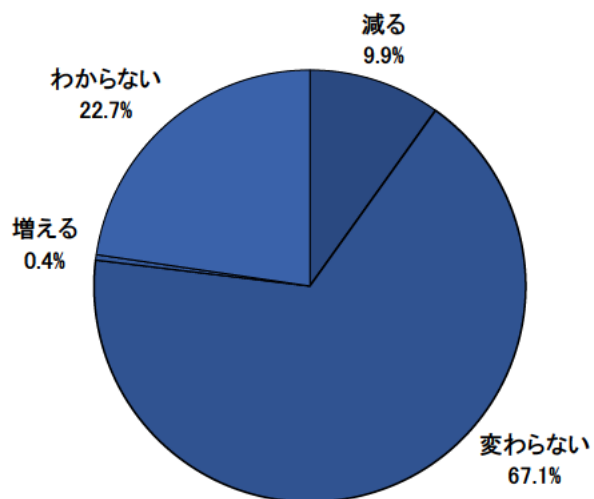
(N = 4042)



2-8 (2) 定額向上限度額の上限が減少した場合の交際費の支出（単一回答）

「変わらない」が 67.1%と最も高く、次いで「わからない」が 22.7%、「減る」が 9.9%となっている。

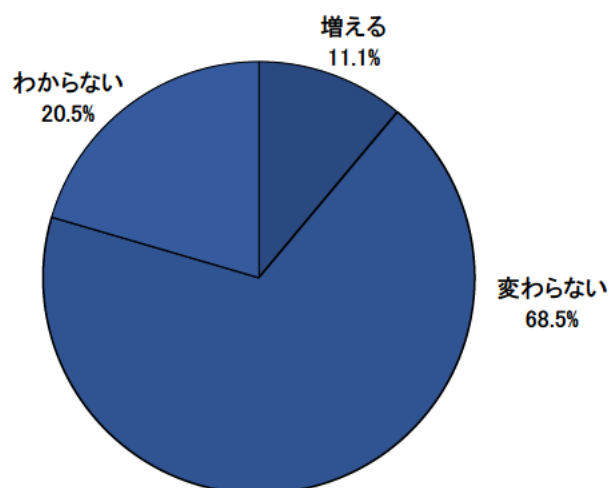
(N = 4027)



2-9 定額控除限度額の上限が上がれば飲食費の支出は増えるのか（単一回答）

「変わらない」が 68.5%と最も高く、次いで「わからない」が 20.5%、「増える」が 11.1%となっている。

(N = 4045)

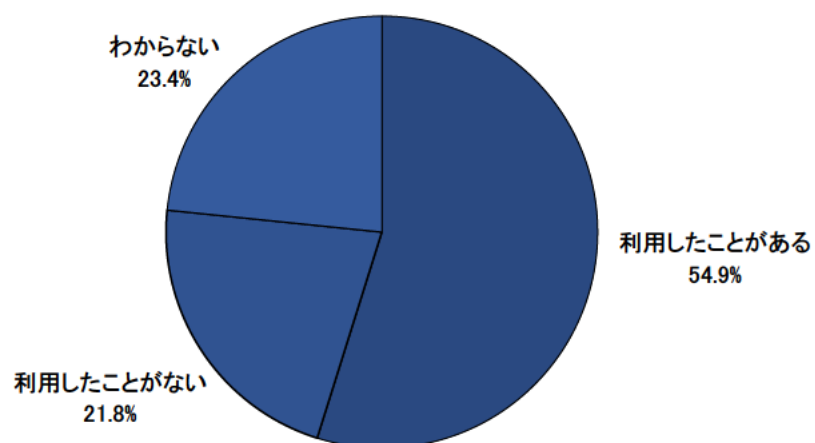


3. 少額特例

3-1 少額減価償却資産の特例措置利用の有無（単一回答）

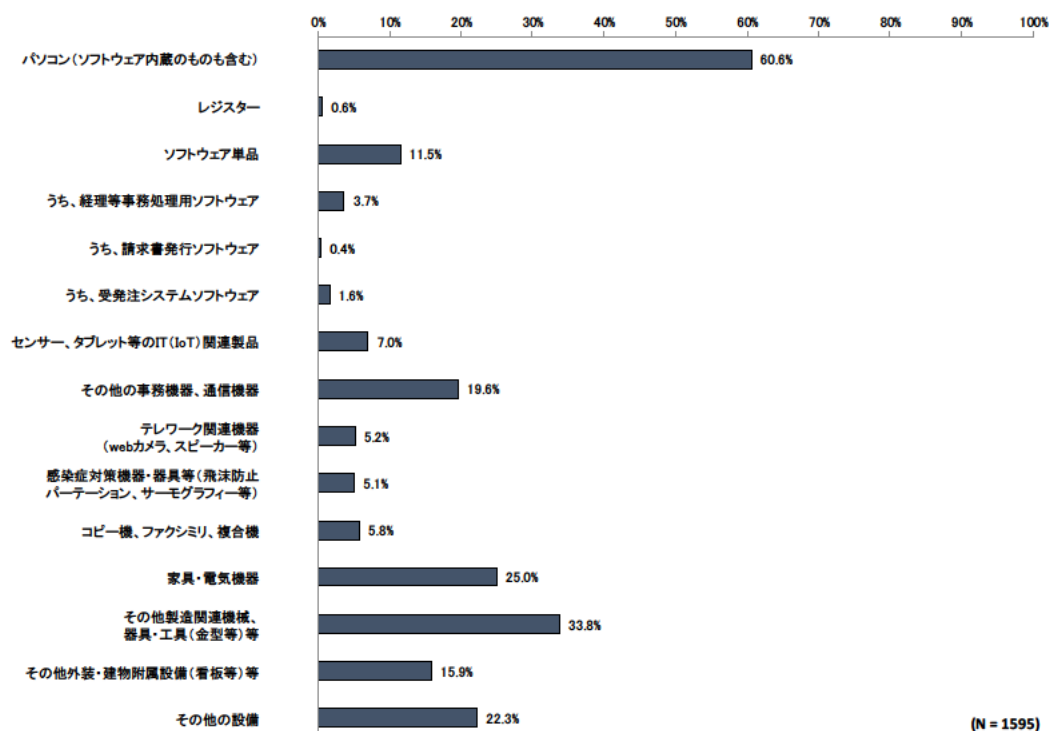
「利用したことがある」が 54.9%と最も高く、次いで「わからない」が 23.4%、「利用したことがない」が 21.8%となっている。

(N = 4059)



3-2 令和4年度に、少額減価償却資産の特例を利用して導入した設備（複数回答）

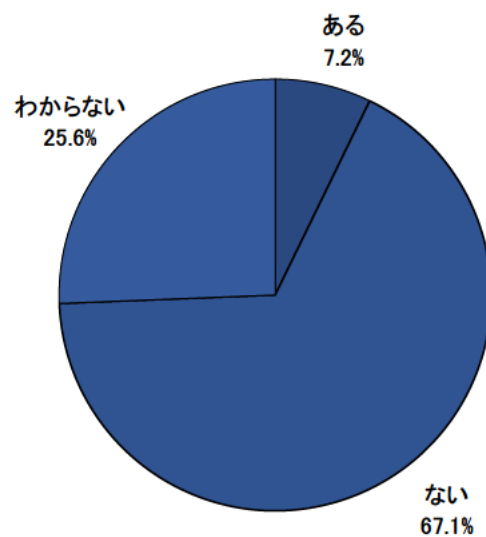
「パソコン（ソフトウェア内蔵のものも含む）」が60.6%と最も高く、次いで「その他製造関連機械、器具・工具（金型等）等」が33.8%、「家具・電気機器」が25.0%となっている。



3-3 少額減価償却資産について、上限を超えた購入の有無（単一回答）

「ない」が67.1%と最も高く、次いで「わからない」が25.6%、「ある」が7.2%となっている。

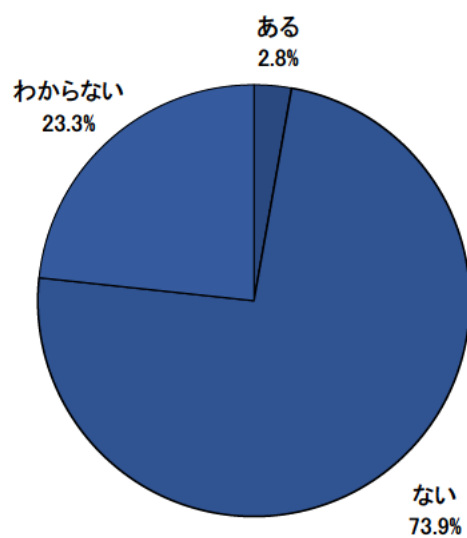
(N = 4042)



3-4 本措置の上限により、少額減価償却資産の購入断念の有無（単一回答）

「ない」が73.9%と最も高く、次いで「わからない」が23.3%、「ある」が2.8%となっている。

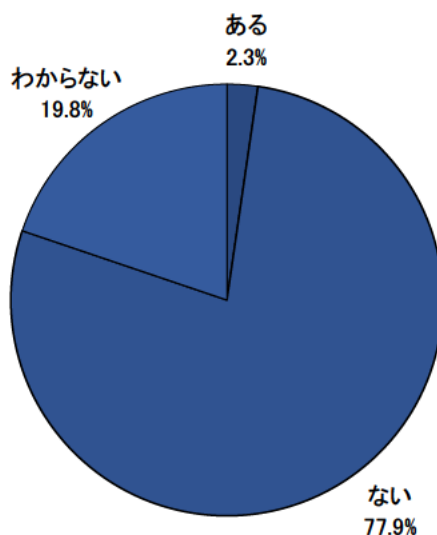
(N = 4016)



3-5 少額減価償却資産に該当しないことで、購入を断念した資産の有無（単一回答）

「ない」が77.9%と最も高く、次いで「わからない」が19.8%、「ある」が2.3%となっている。

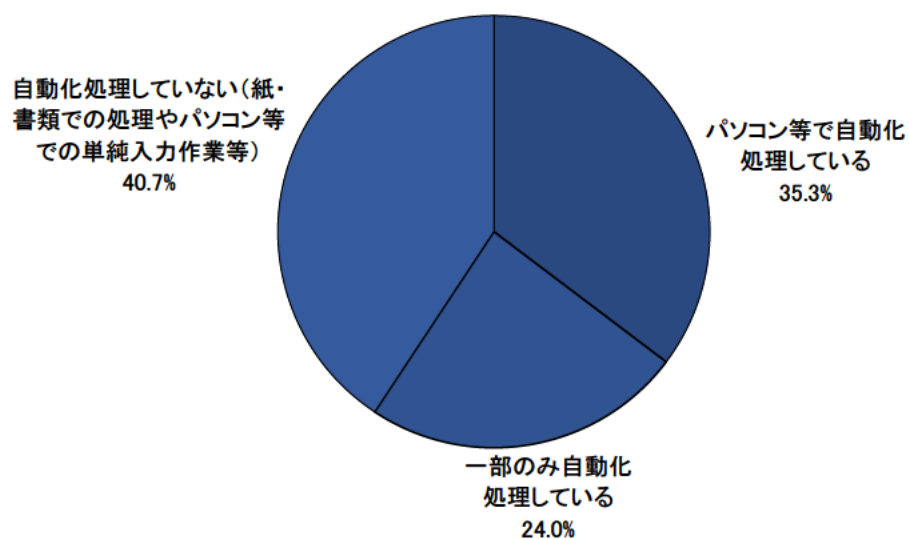
(N = 4023)



3-6-1 申告書の作成業務についてはパソコン等で自動処理化しているか（単一回答）

「自動化処理していない(紙・書類での処理やパソコン等での単純入力作業等)」が40.7%と最も高く、次いで「パソコン等で自動化処理している」が35.3%、「一部のみ自動化処理している」が24.0%となっている。

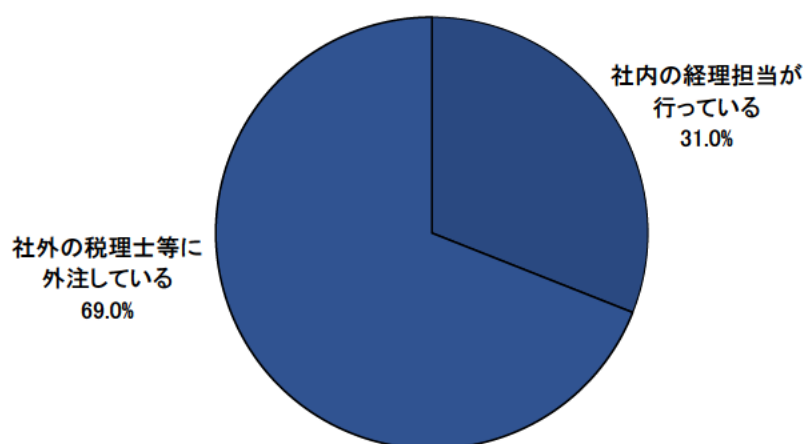
(N = 3818)



3-6-2 上記事務の作業担当者について（単一回答）

「社内の経理担当が行っている」は31.0%、「社外の税理士等に外注している」は69.0%であった。

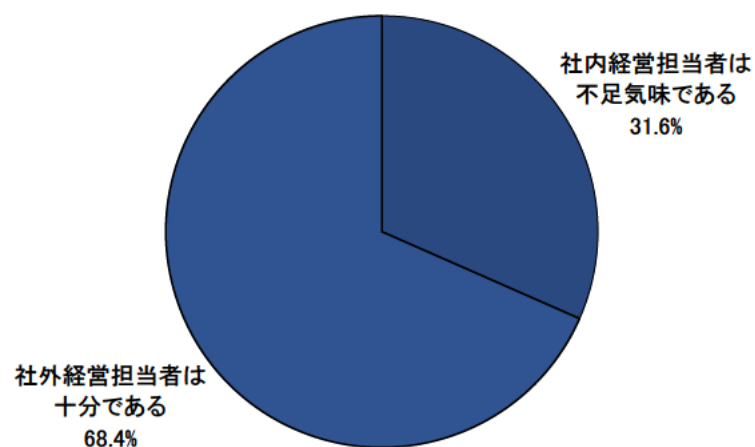
(N = 4000)



3-6-3 社内経理担当者の過不足状況（単一回答）

「社内経営担当者は不足気味である」は31.6%、「社外経営担当者は十分である」は68.4%であった。

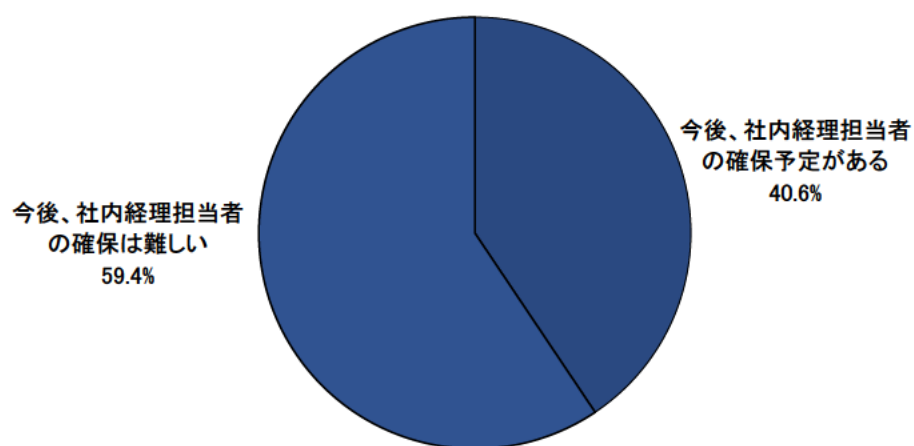
(N = 3896)



3-6-4 社内経理担当者の確保予定（単一回答）

「今後、社内経理担当者の確保予定がある」は40.6%、「今後、社内経理担当者の確保は難しい」は59.4%であった。

(N = 3536)

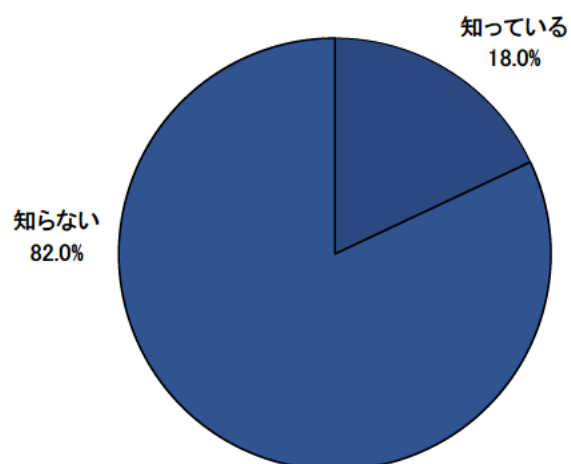


4. 組織再編・事業譲渡時の登録免許税・不動産取得税の特例

4-1 中小企業の再編・統合に係る税負担軽減措置を知っているか（単一回答）

「知っている」は18.0%、「知らない」は82.0%であった。

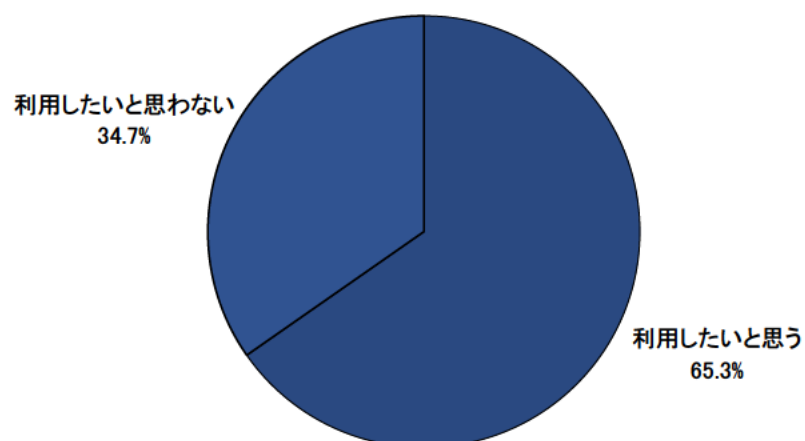
(N = 4013)



4-2 不動産取得を伴う事業譲渡等を実施した時、本措置を利用したいか（単一回答）

「利用したいと思う」は65.3%、「利用したいと思わない」は34.7%であった。

(N = 3836)

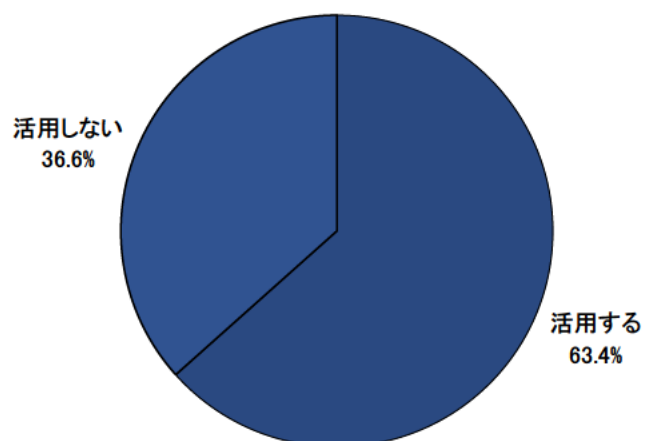


5. 創業時の登録免許税の特例

5-1 創業時に登録免許税の軽減措置があったら活用するか（単一回答）

「活用する」は 63.4%、「活用しない」は 36.6%であった。

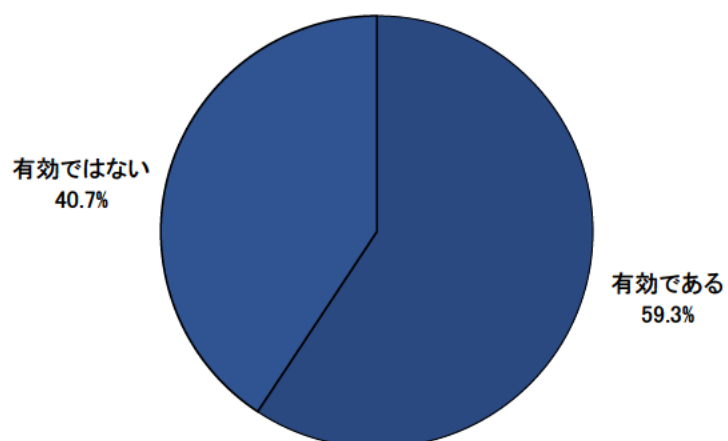
(N = 3801)



5-2 登録免許税の軽減措置は創業時の支援策として有効だと思うか（単一回答）

「有効である」は 59.3%、「有効ではない」は 40.7%であった。

(N = 3723)

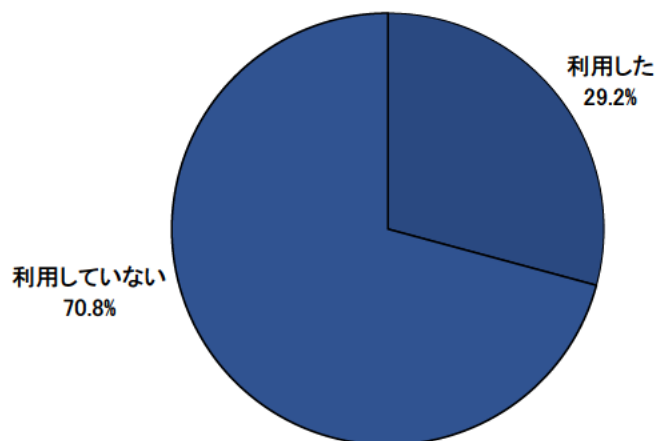


6. 所得拡大促進税制（現：賃上げ促進税制）

6-1 令和3年度所得拡大促進税制の利用有無（単一回答）

「利用した」は29.2%、「利用していない」は70.8%であった。

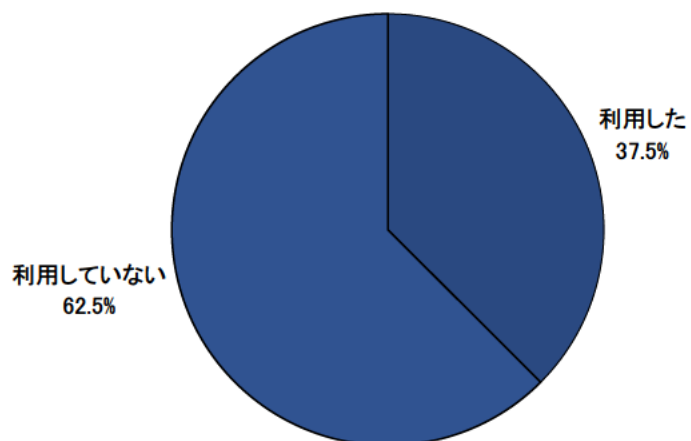
(N = 3955)



6-2 経営力向上要件の利用有無（単一回答）

「利用した」は37.5%、「利用していない」は62.5%であった。

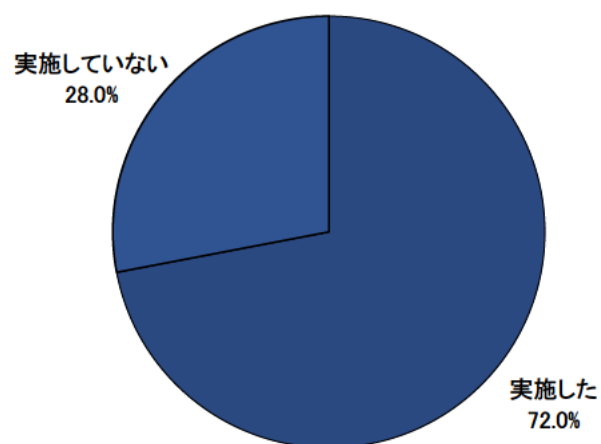
(N = 1124)



6-3 賃上げの実施有無（単一回答）

「実施した」は72.0%、「実施していない」は28.0%であった。

(N = 2697)

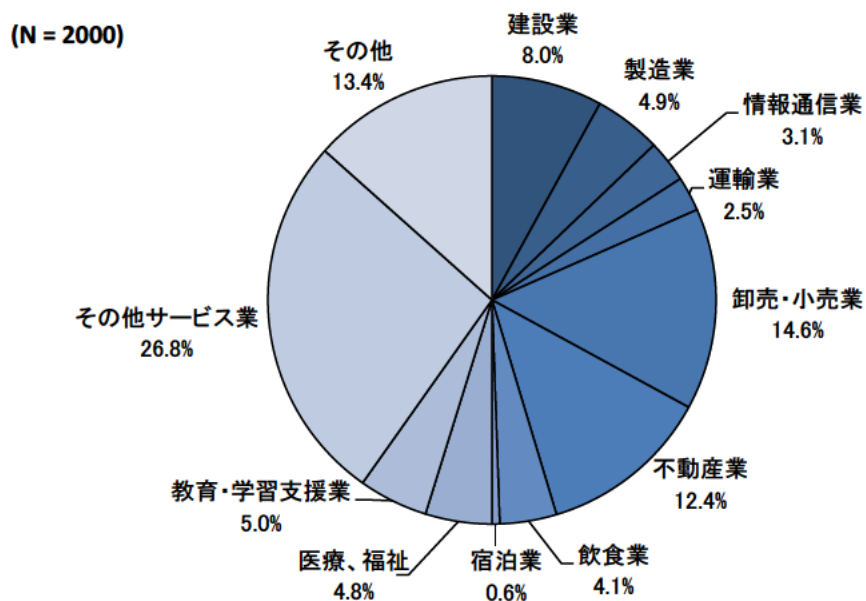


2. 個人事業主

1. 属性

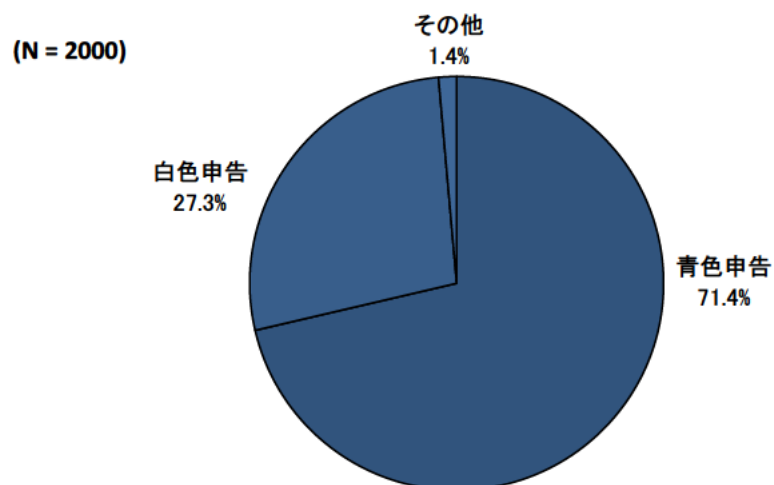
1-1 主たる業種（単一回答）

「その他サービス業」が26.8%と最も高く、次いで「卸売・小売業」が14.6%、「その他」が13.4%となっている。



1-2 活用している税務申告の種類（単一回答）

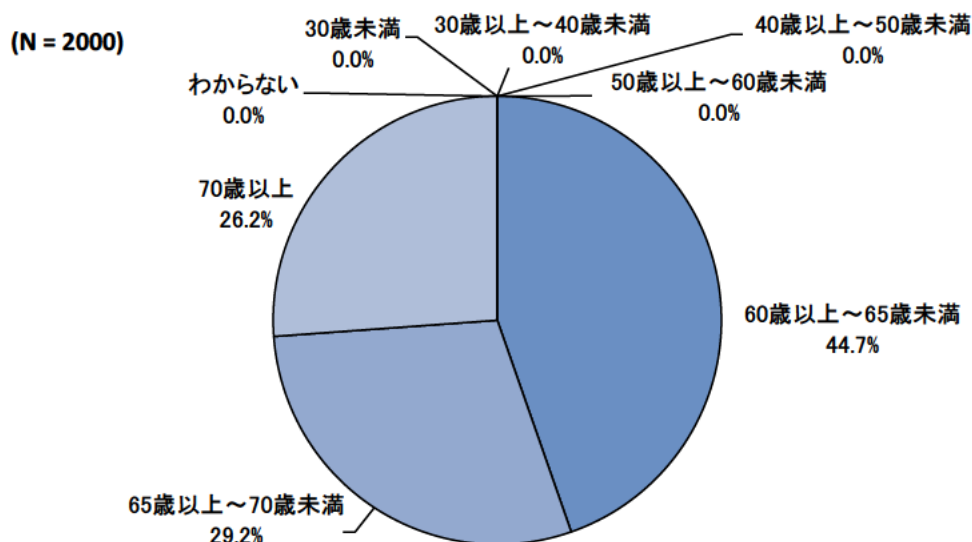
「青色申請」が71.4%と最も高く、次いで「白色申請」が27.3%、「その他」が1.4%となっている。



2. 事業承継に関する税制

2-1 現在の代表者の年齢（単一回答）

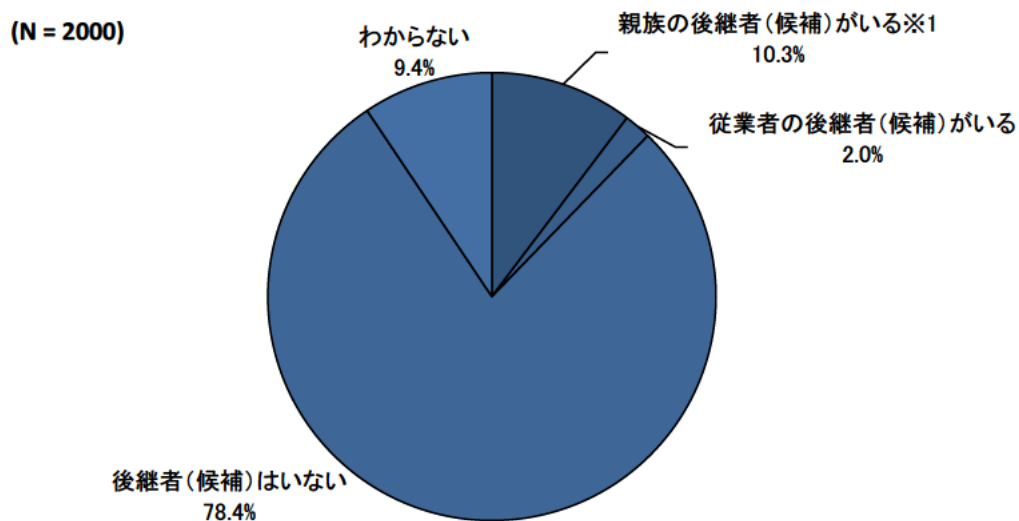
「60歳以上～65歳未満」が44.7%と最も高く、次いで「65歳以上～70歳未満」が29.2%、「70歳以上」が26.2%となっている。



2-2 後継者（候補）の決定状況（単一回答）

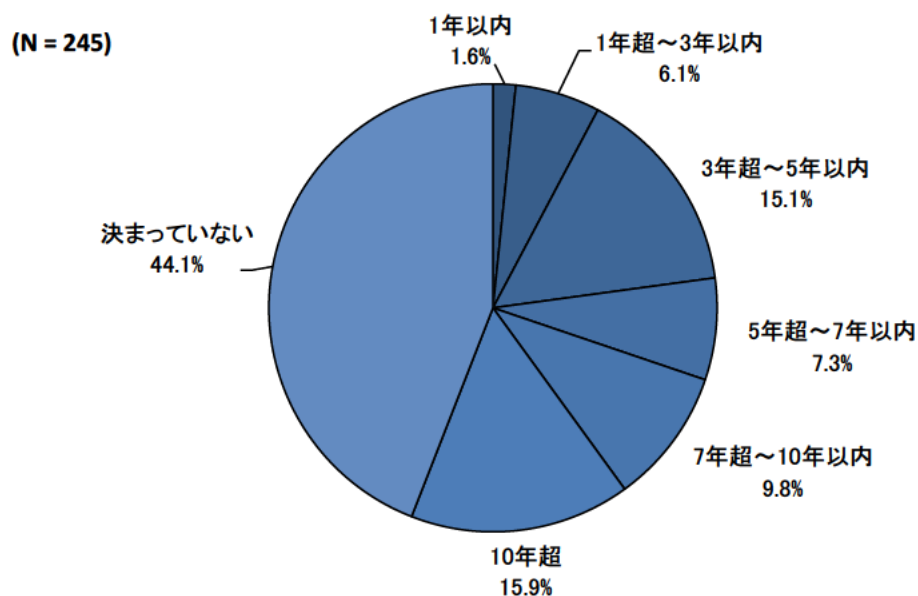
「後継者（候補）はいない」が78.4%と最も高く、次いで「親族の後継者（候補）がいる※1」が10.3%、「わからない」が9.4%となっている。

※1 「後継者（候補）がいる」とは事業を承継することについて後継者（候補）ご本人が概ね了解している状態にあることを指すものとします。



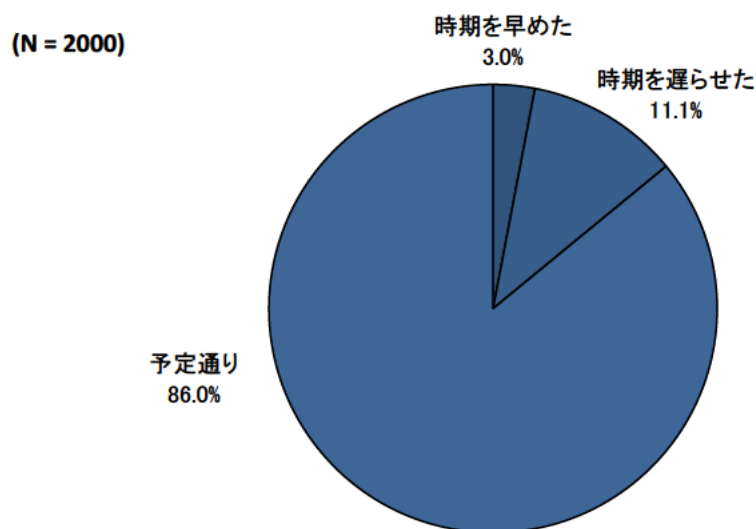
2-3 事業承継の時期（単一回答）

「決まっていない」が44.1%と最も高く、次いで「10年超」が15.9%、「3年超～5年以内」が15.1%となっている。



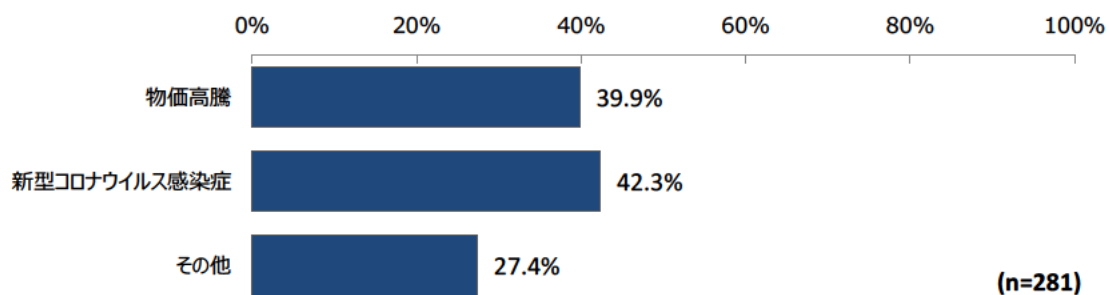
2-4 事業承継を行う時期の変更について（単一回答）

「予定通り」が86.0%と最も高く、次いで「時期を遅らせた」が11.1%、「時期を早めた」が3.0%となっている。



2-5 事業承継を行う時期を変更した理由（複数回答）

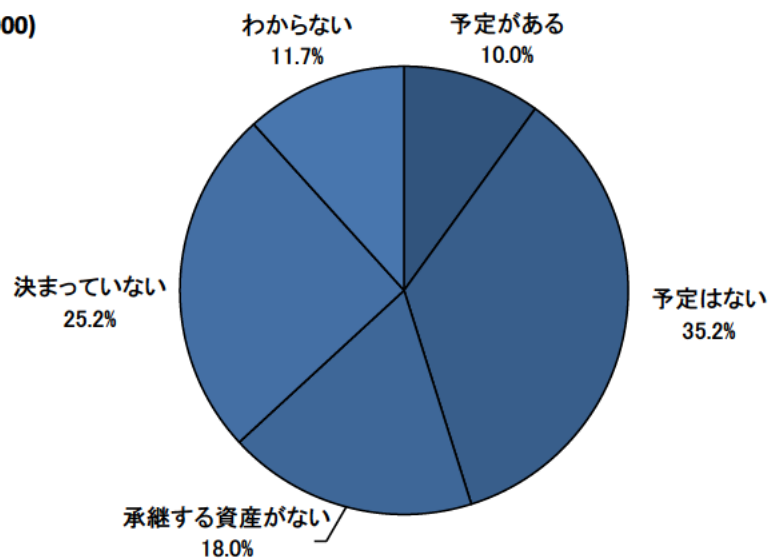
「新型コロナウイルス感染症」が42.3%と最も高く、次いで「物価高騰」が39.9%、「その他」が27.4%となっている。



2-6 事業用資産を承継する予定について（単一回答）

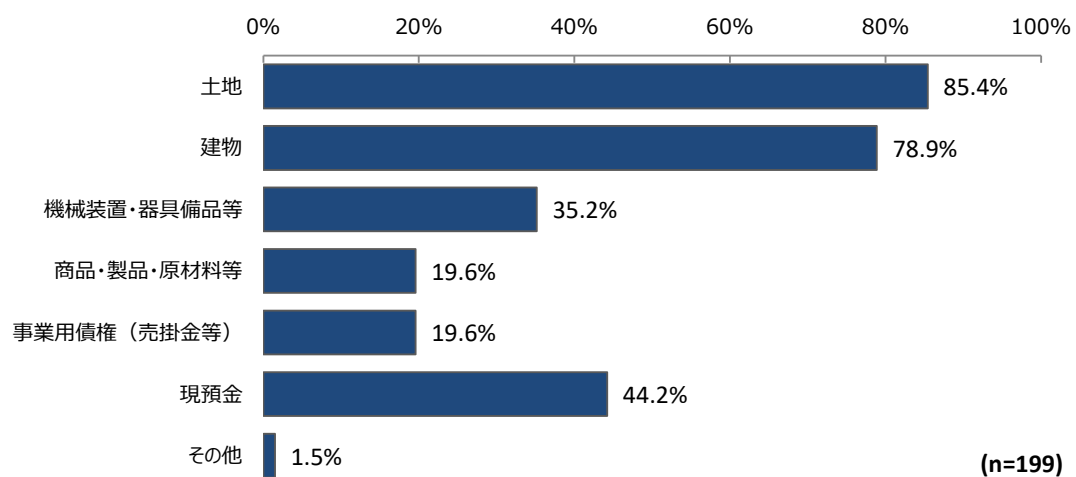
「予定はない」が35.2%と最も高く、次いで「決まっていない」が25.2%、「継承する資産がない」が18.0%となっている。

(N = 2000)



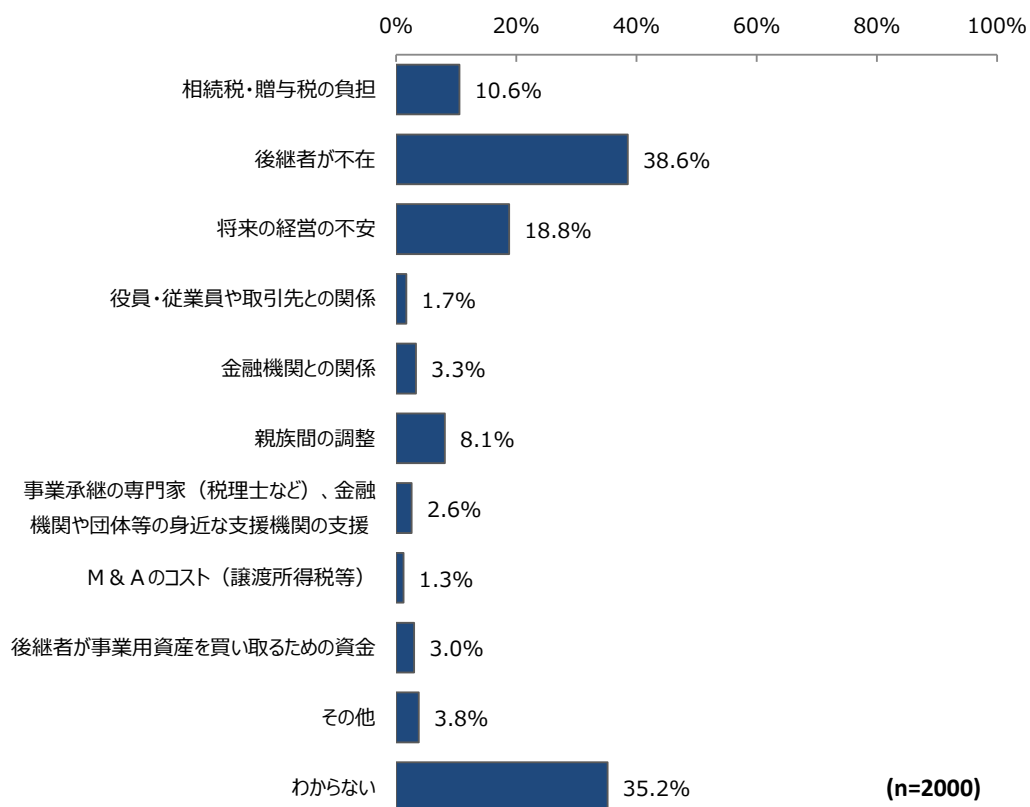
2-7 継承する予定の事業用資産（複数回答）

「土地」が85.4%と最も高く、次いで「建物」が78.9%、「現預金」が44.2%となっている。



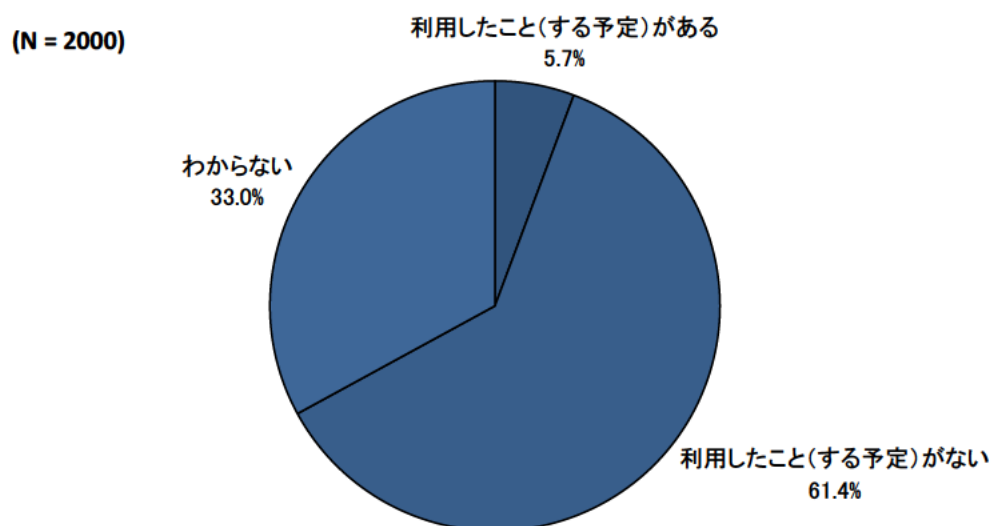
2-8 事業継承における課題（単一回答）

「後継者が不在」が38.6%と最も高く、次いで「わからない」が35.2%、「将来の経営の不安」が18.8%となっている。



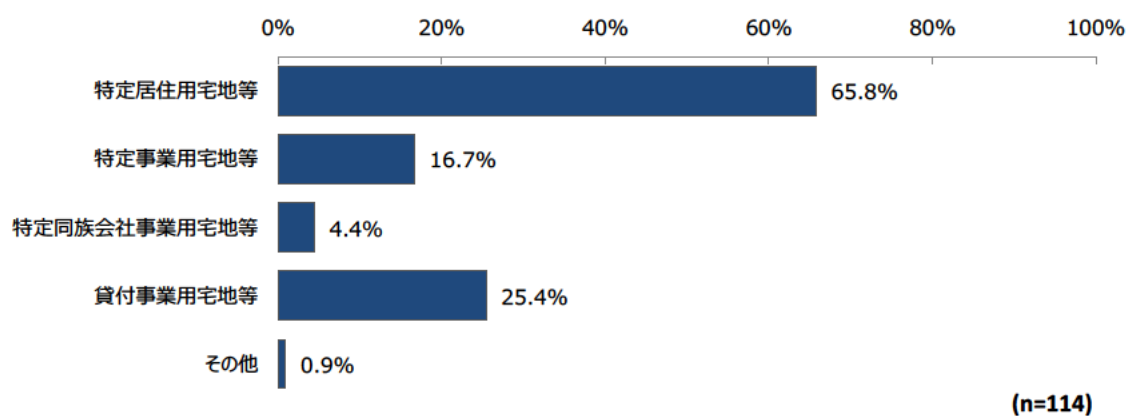
2-9 小規模宅地特例の利用予定（単一回答）

「利用したこと（する予定）がない」が61.4%と最も高く、次いで「わからない」が33.0%、「利用したこと（する予定）がある」が5.7%となっている。



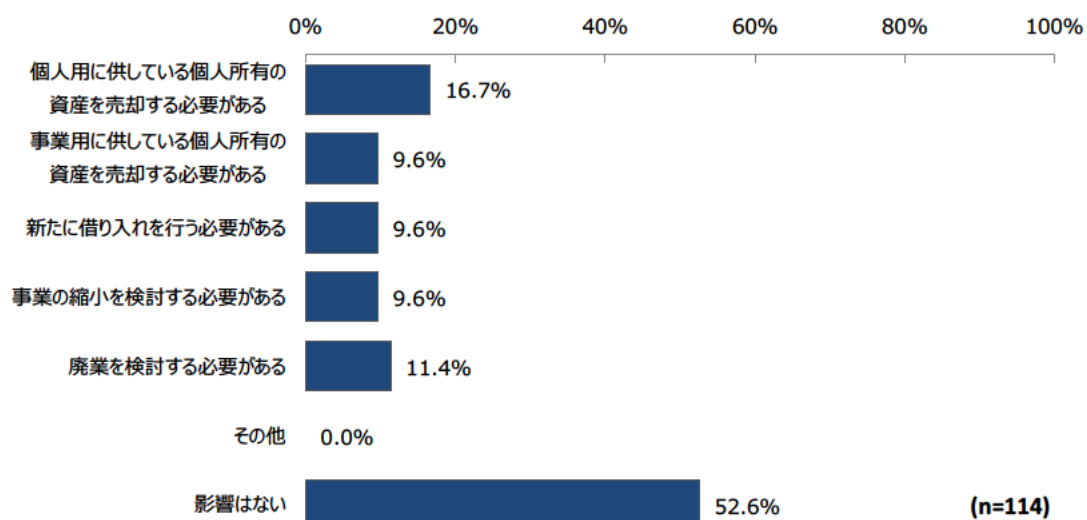
2-10 利用した（する予定）小規模宅地特例の種類（複数回答）

「特定居住用宅地等」が65.8%と最も高く、次いで「貸付事業用宅地等」が25.4%、「特定事業用宅地等」が16.7%となっている。



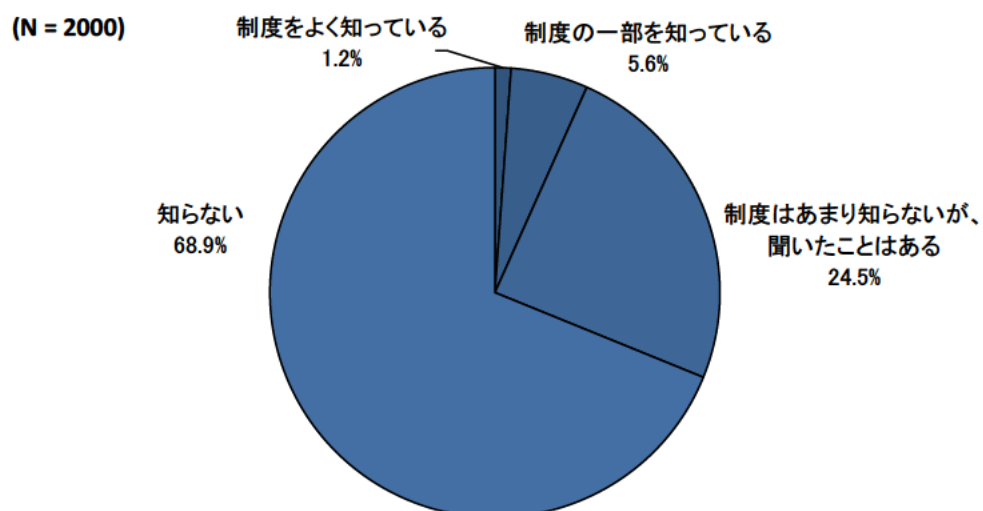
2-11 小規模宅地特例が無かった場合の影響（複数回答）

「影響はない」が 52.6%と最も高く、次いで「個人用に供している個人所有の資産を売却する必要がある」が 16.7%、「廃業を検討する必要がある」が 11.4%となっている。



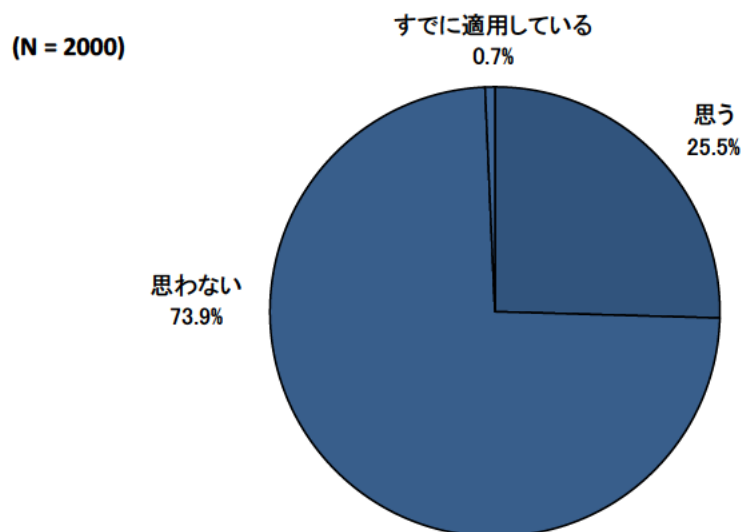
2-12 個人事業主の事業承継を促進する税制を知っているか（単一回答）

「知らない」が 68.9%と最も高く、次いで「制度はあまり知らないが、聞いたことはある」が 24.5%、「制度の一部を知っている」が 5.6%となっている。



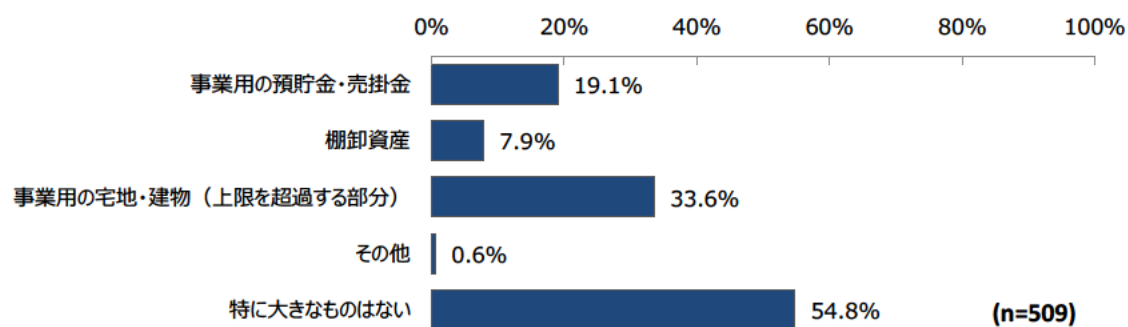
2-13 個人事業主の事業承継を促進する税制の使用について（単一回答）

「思わない」が73.9%と最も高く、次いで「思う」が25.5%、「すでに適用している」が0.7%となっている。



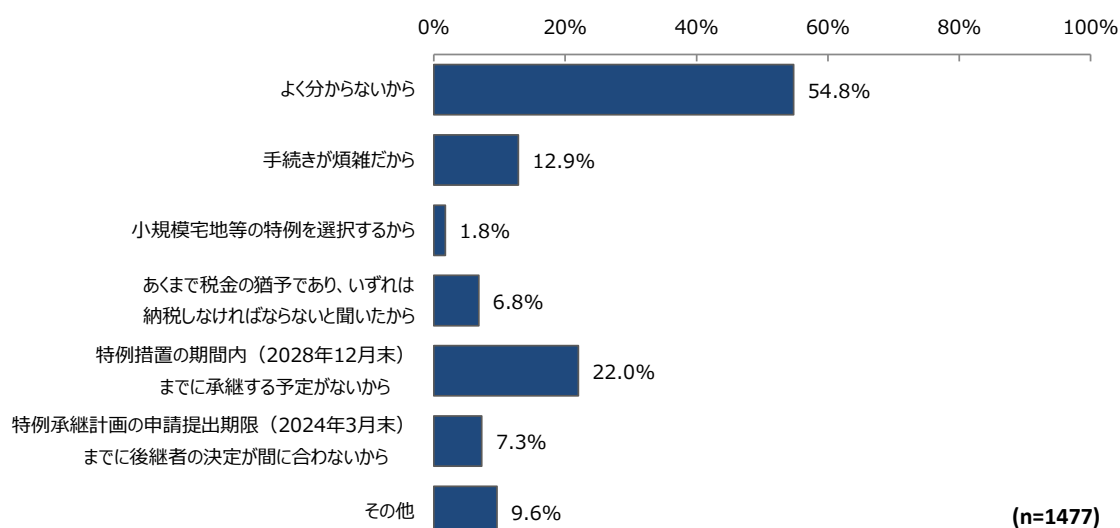
2-14 個人事業主の事業承継を促進する税制を使いたいと思う理由（複数回答）

「特に大きなものはない」が54.8%と最も高く、次いで「事業用の宅地・建物（上限を超過する部分）」が33.6%、「事業用の預貯金・売掛金」が19.1%となっている。



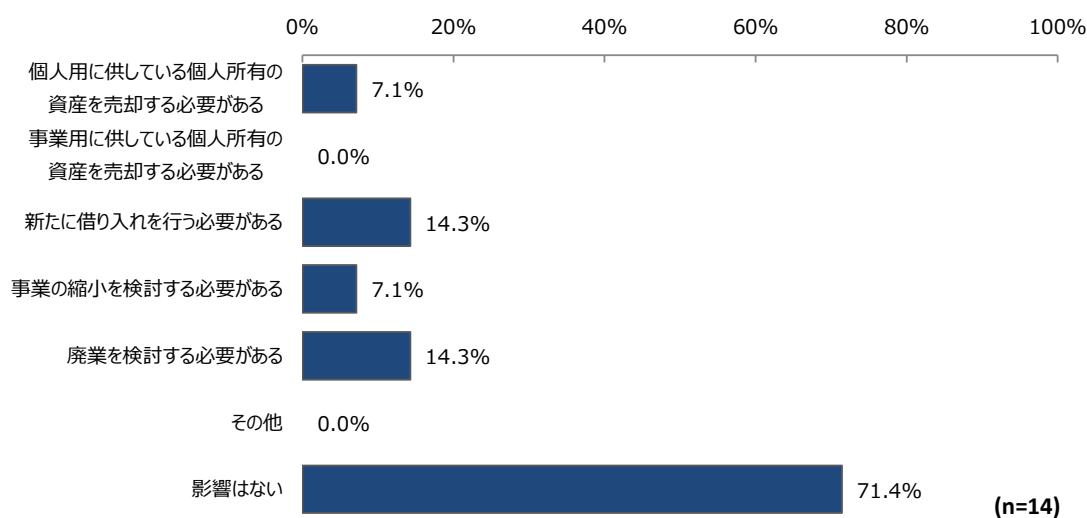
2-15 個人事業主の事業承継を促進する税制を使いたいと思わない理由（複数回答）

「よく分からないから」が54.8%と最も高く、次いで「特例措置の期間内（2028年12月末）までに承継する予定がないから」が22.0%、「手続きが煩雑だから」が12.9%となっている。



2-16 個人版事業承継税制が無かった場合の影響（複数回答）

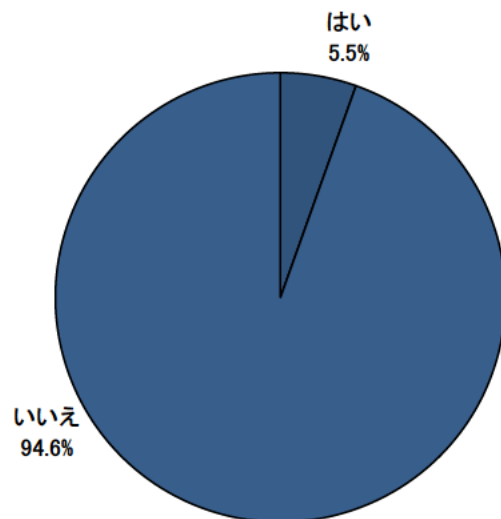
「影響はない」が71.4%と最も高く、次いで「新たに借入れを行う必要がある」及び「廃業を検討する必要がある」が14.3%となっている。



2-17 個人版事業承継税制を適用する際の課題・問題点の有無（単一回答）

「はい」は5.5%、「いいえ」は94.6%であった。

(N = 2000)



Ⅲ． 中小企業のM & Aに関するアンケート 調査結果

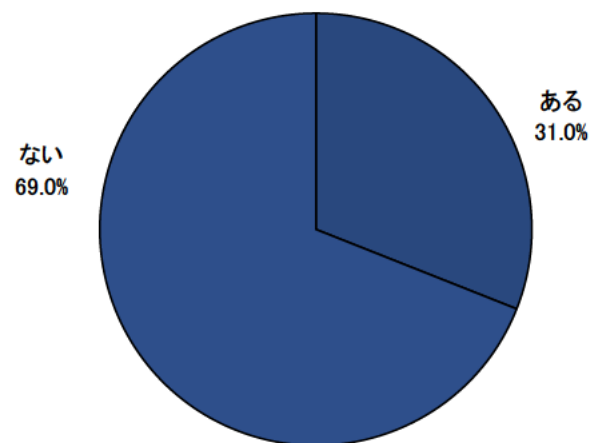
1. 買収企業

1. 2000 年以降における M&A の実施や今後の意向

1-1 M&A 検討の有無（単一回答）

「ある」は 31.0%、「ない」は 69.0%であった。

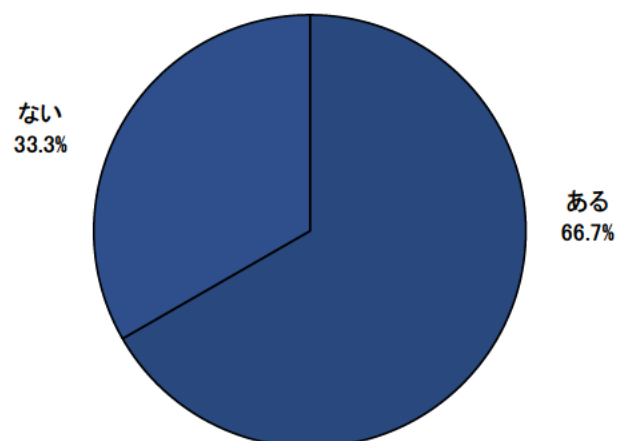
(N = 3016)



1-2 M&A 実施の有無（単一回答）

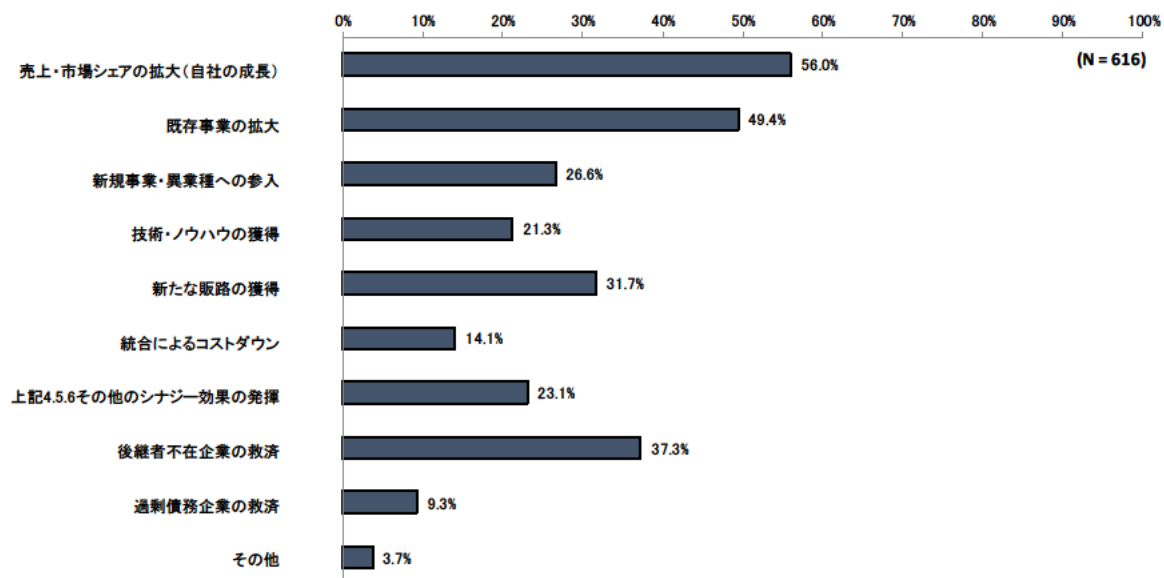
「ある」は 66.7%、「ない」は 33.3%であった。

(N = 933)



1-3 M&A を実施した目的（複数回答）

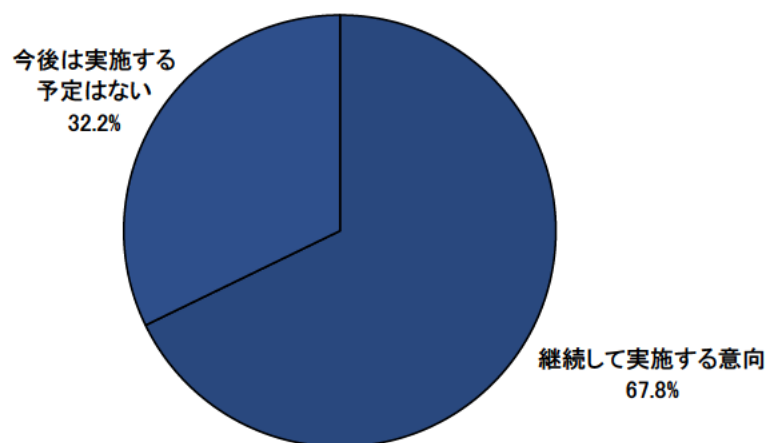
「売上・市場シェアの拡大（自社の成長）」が 56.0%と最も高く、次いで「既存事業の拡大」が 49.4%、「後継者不在企業の救済」が 37.3%となっている。



1-4 今後の M&A の実施方針（単一回答）

「継続して実施する意向」は 67.8%、「今後は実施する予定はない」は 32.2%であった。

(N = 618)

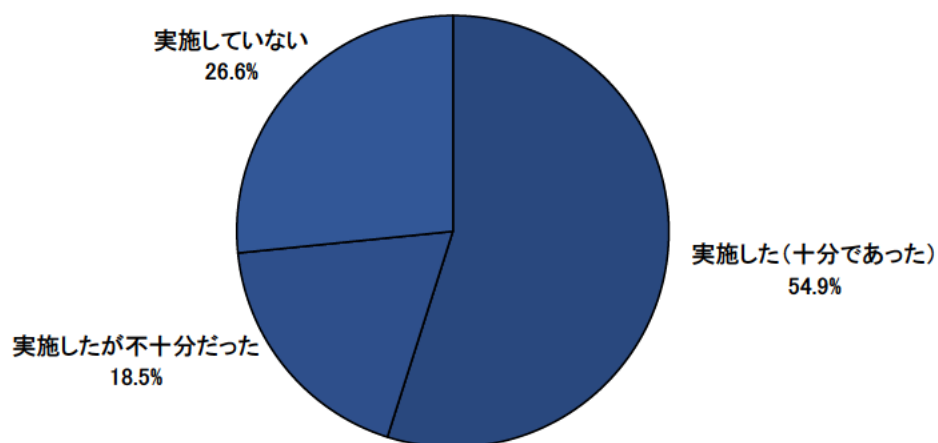


2. デューデリジェンス（DD）や PMI（M&A 後の経営統合）の実施

2-1 デューデリジェンス（DD）の実施について（単一回答）

「実施した（十分であった）」が 54.9%と最も高く、次いで「実施していない」が 26.6%、「実施したが不十分だった」が 18.5%となっている。

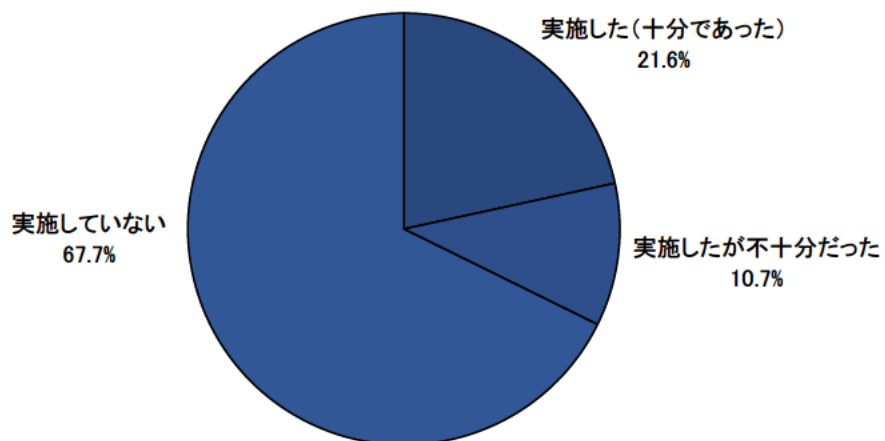
(N = 605)



2-2 PMI（M&A 後の経営統合）の実施について（単一回答）

「実施していない」が 67.7%と最も高く、次いで「実施した（十分であった）」が 21.6%、「実施したが不十分だった」が 10.7%となっている。

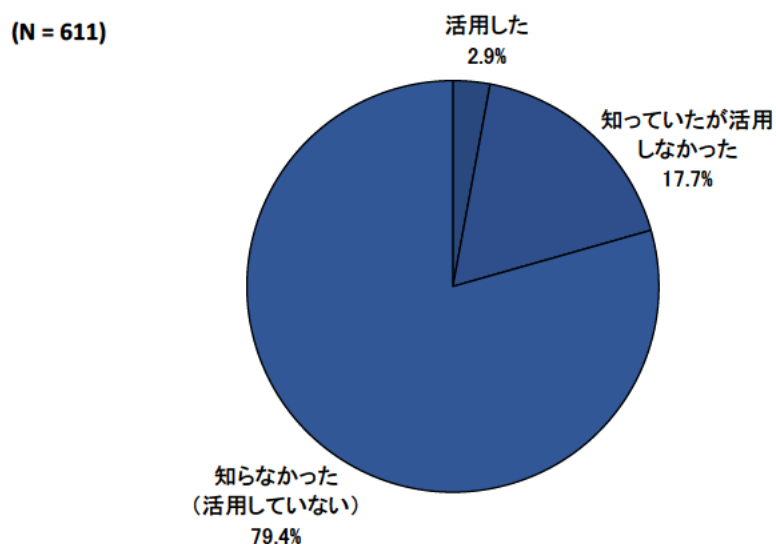
(N = 597)



3. 中小企業事業再編投資損失準備金税制

3-1 中小企業事業再編投資損失準備金税制活用の有無（単一回答）

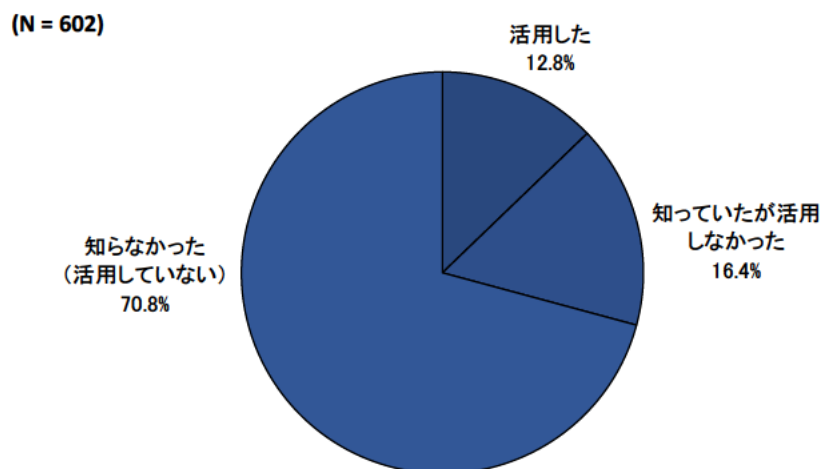
「知らなかった（活用していない）」が 79.4%と最も高く、次いで「知っていたが活用しなかった」が 17.7%、「活用した」が 2.9%となっている。



4. 合併、分割、事業譲渡時の登録免許税・不動産取得税の特例

4-1 特例活用の有無（単一回答）

「知らなかった（活用していない）」が 70.8%と最も高く、次いで「知っていたが活用しなかった」が 16.4%、「活用した」が 12.8%となっている。

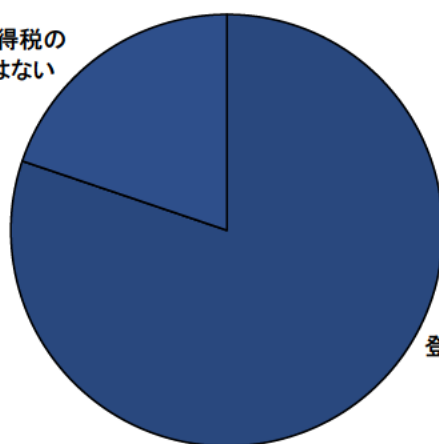


4-2 今後、不動産取得を伴う事業譲渡等を実施時に特例を利用したいか（単一回答）

「登録免許税・不動産取得税の特例を活用する意向」は 80.2%、「登録免許税・不動産取得税の特例を活用する意向はない」は 19.8%であった。

(N = 587)

登録免許税・不動産取得税の
特例を活用する意向はない
19.8%



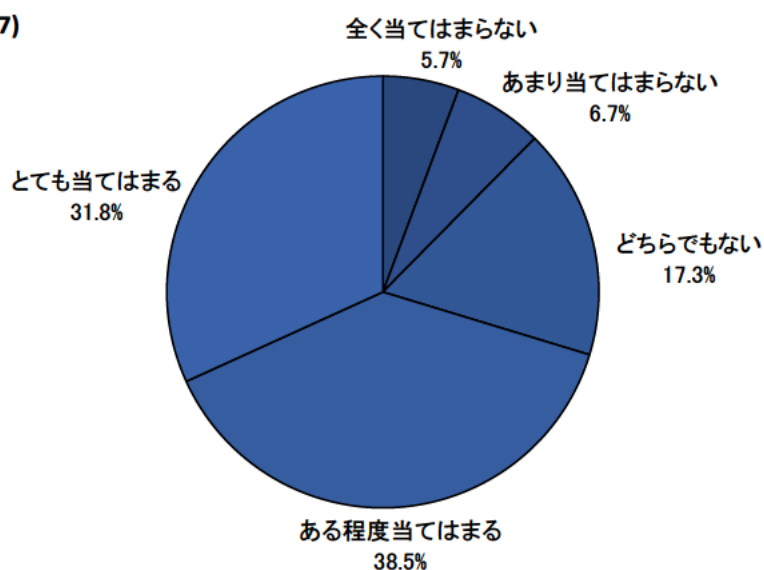
登録免許税・不動産取得税の
特例を活用する意向
80.2%

5. M&A に対する評価

5-1-1-1 1 番目の M&A は成功だったか（単一回答）

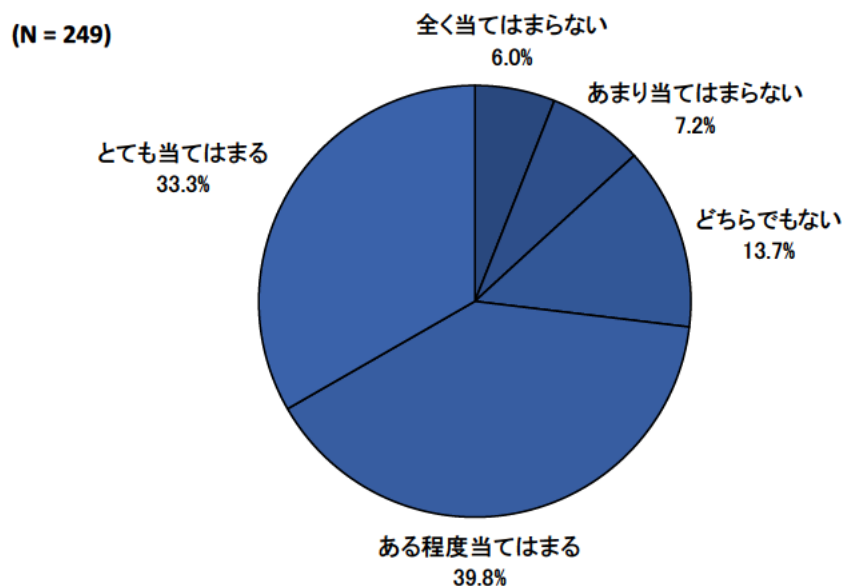
「ある程度当てはまる」が 38.5%と最も高く、次いで「とても当てはまる」が 31.8%、「どちらでもない」が 17.3%となっている。

(N = 597)



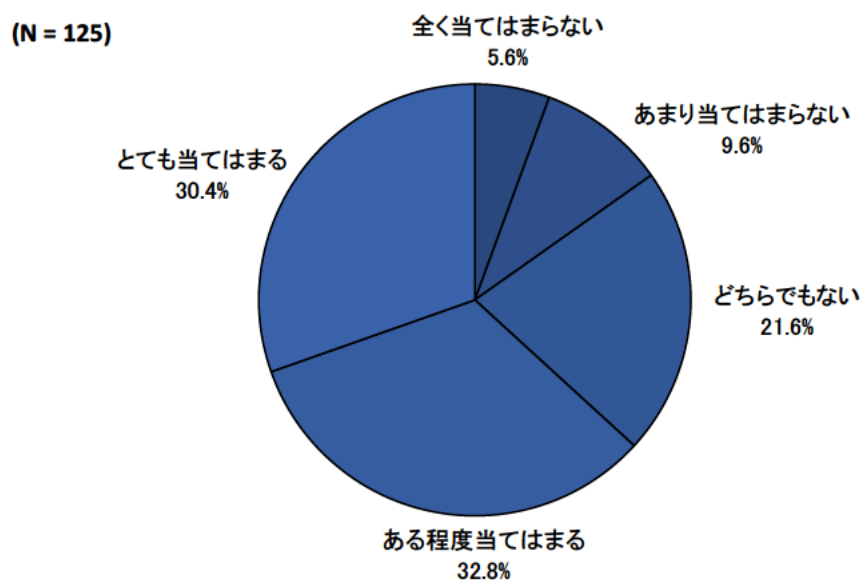
5-1-1-2 2番目のM&Aは成功だったか（単一回答）

「ある程度当てはまる」が39.8%と最も高く、次いで「とても当てはまる」が33.3%、「どちらでもない」が13.7%となっている。



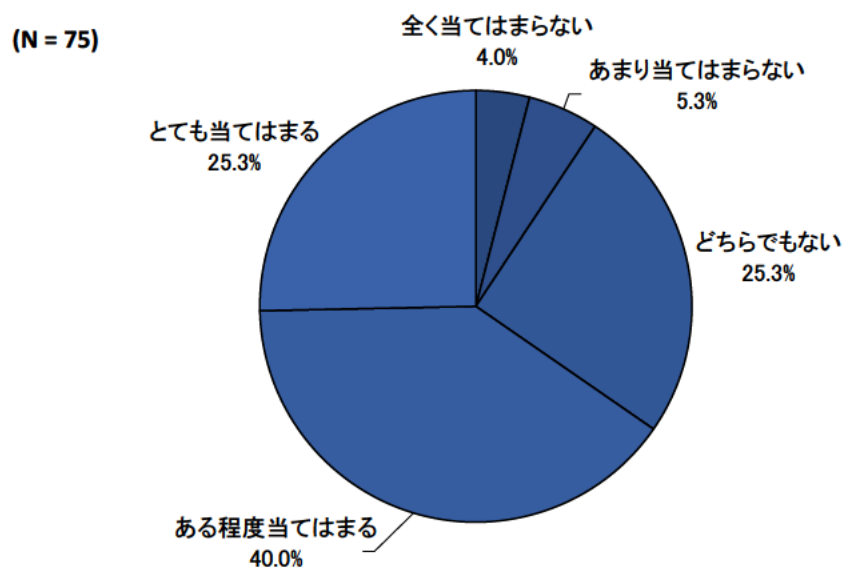
5-1-1-3 3番目のM&Aは成功だったか（単一回答）

「ある程度当てはまる」が32.8%と最も高く、次いで「とても当てはまる」が30.4%、「どちらでもない」が21.6%となっている。



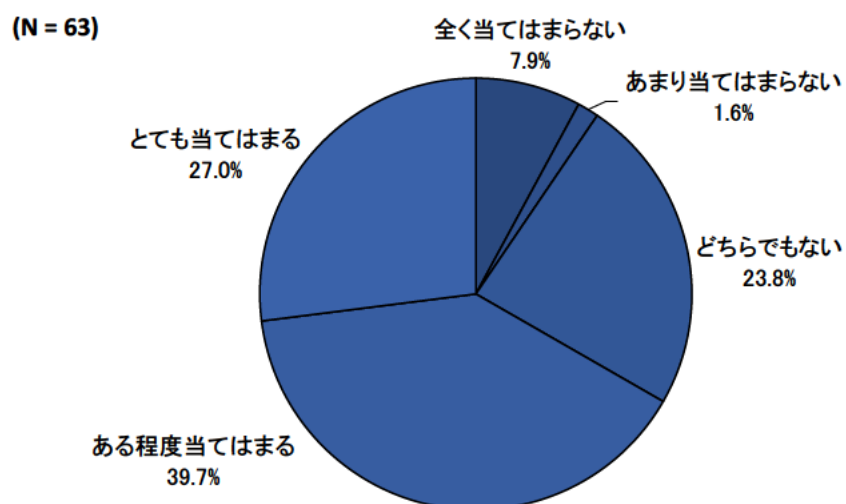
5-1-1-4 4番目のM&Aは成功だったか（単一回答）

「ある程度当てはまる」が40.0%と最も高く、次いで「どちらでもない」及び「とても当てはまる」が25.3%となっている。



5-1-1-5 5番目のM&Aは成功だったか（単一回答）

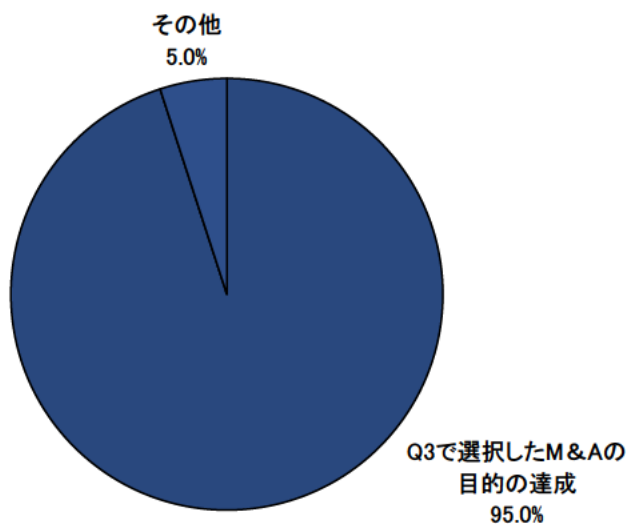
「ある程度当てはまる」が39.7%と最も高く、次いで「とても当てはまる」が27.0%、「どちらでもない」が23.8%となっている。



5-1-2 M&A を成功と判断する要素・理由（単一回答）

「Q3 で選択した M&A の目的の達成」は 95.0%、「その他」は 5.0%であった。

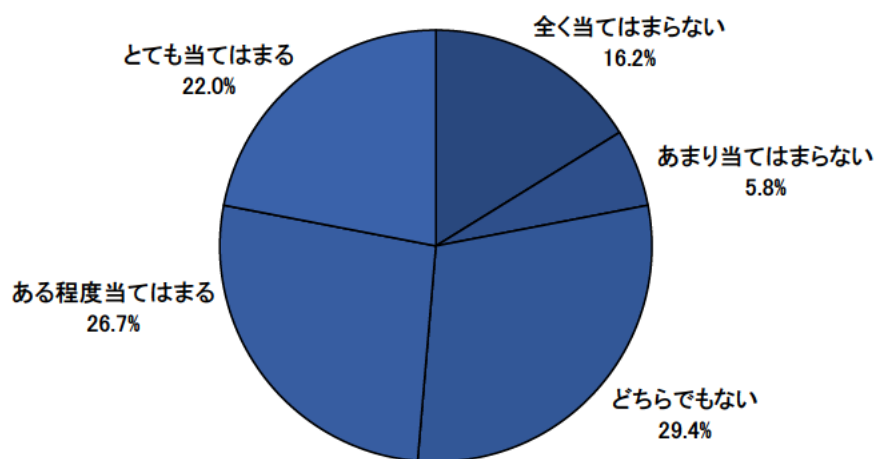
(N = 563)



5-2-1 M&A を実施する際の障壁【薄外債務リスク】（単一回答）

「どちらでもない」が 29.4%と最も高く、次いで「ある程度当てはまる」が 26.7%、「とても当てはまる」が 22.0%となっている。

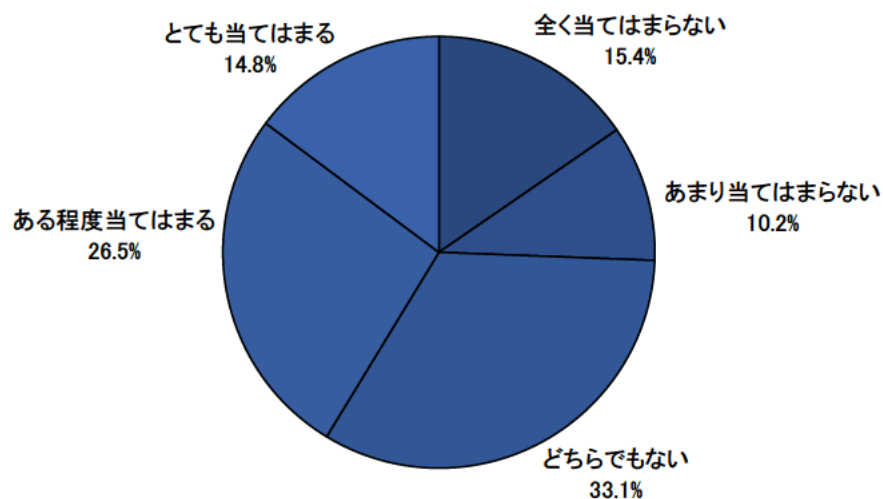
(N = 2625)



5-2-2 M&A を実施する際の障壁【買取資金不足・資金繰り悪化】（単一回答）

「どちらでもない」が 33.1%と最も高く、次いで「ある程度当てはまる」が 26.5%、「全く当てはまらない」が 15.4%となっている。

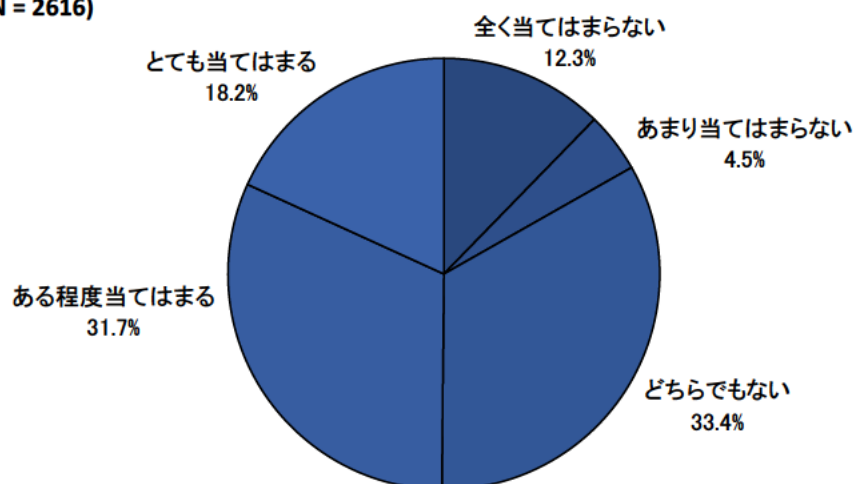
(N = 2609)



5-2-3 M&A を実施する際の障壁【売手側と買取側の提示価格の差】（単一回答）

「どちらでもない」が 33.4%と最も高く、次いで「ある程度当てはまる」が 31.7%、「とても当てはまる」が 18.2%となっている。

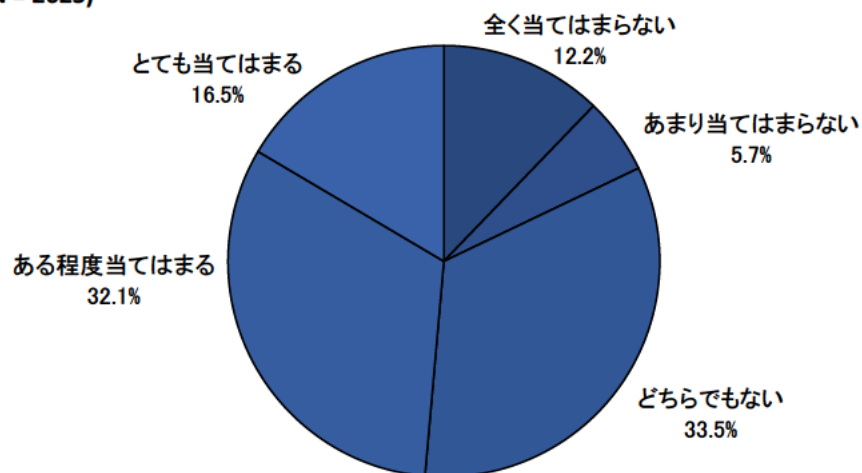
(N = 2616)



5-2-4 M&A を実施する際の障壁【シナジーの見通し不足】（単一回答）

「どちらでもない」が 33.5%と最も高く、次いで「ある程度当てはまる」が 32.1%、「とても当てはまる」が 16.5%となっている。

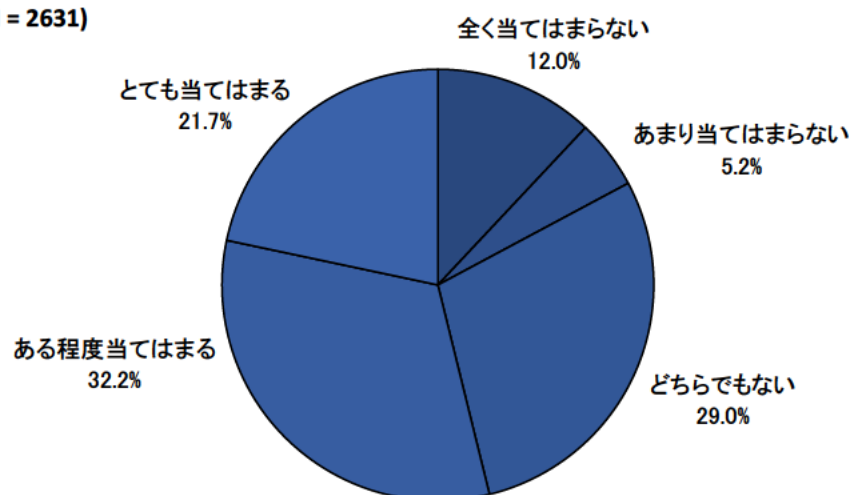
(N = 2623)



5-2-5 M&A を実施する際の障壁【M&A に係る社内人材・体制不足】（単一回答）

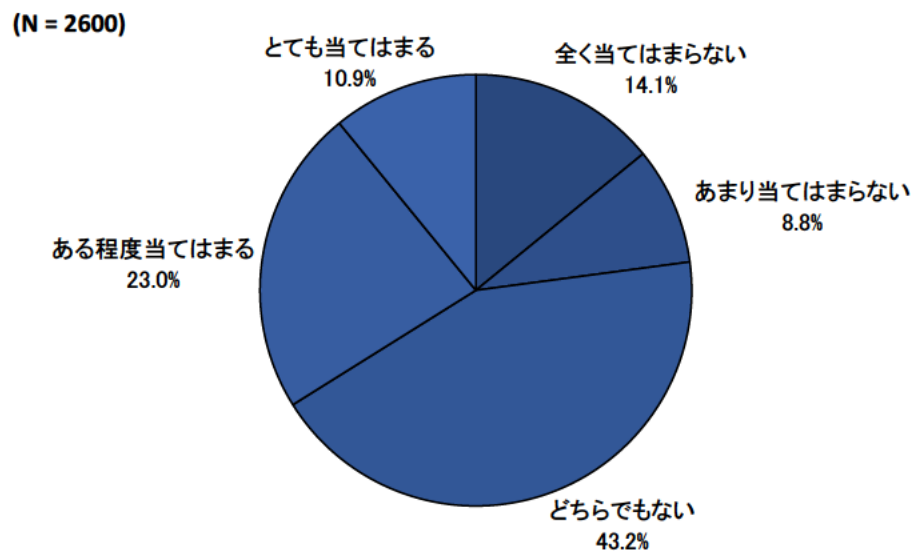
「ある程度当てはまる」が 32.2%と最も高く、次いで「どちらでもない」が 29.0%、「とても当てはまる」が 21.7%となっている。

(N = 2631)



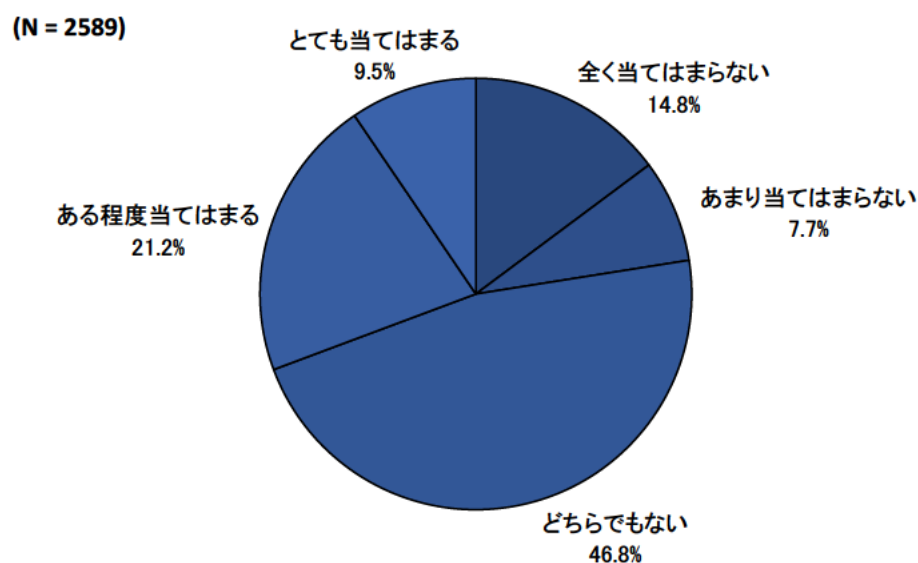
5-2-6 M&A を実施する際の障壁【デューデリジェンスの費用】（単一回答）

「どちらでもない」が 43.2%と最も高く、次いで「ある程度当てはまる」が 23.0%、「全く当てはまらない」が 14.1%となっている。



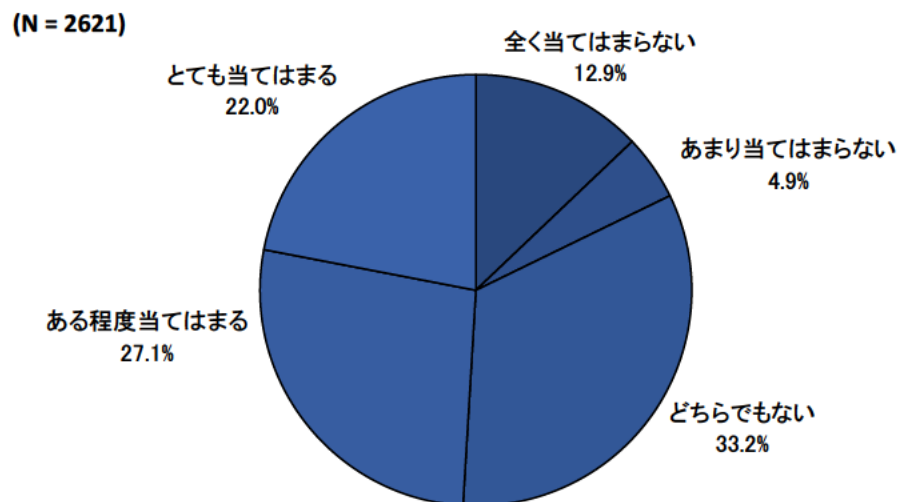
5-2-7 M&A を実施する際の障壁【PMI の費用】（単一回答）

「どちらでもない」が 46.8%と最も高く、次いで「ある程度当てはまる」が 21.2%、「全く当てはまらない」が 14.8%となっている。



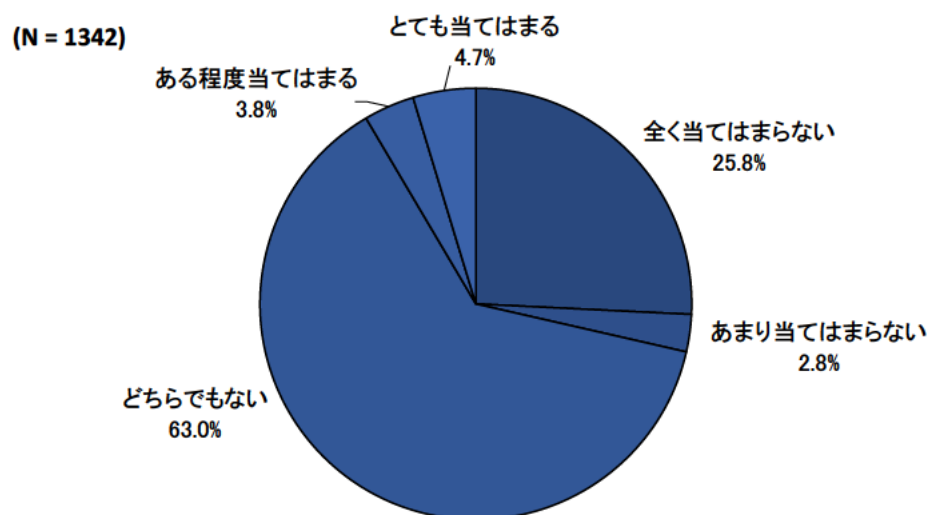
5-2-8 M&A を実施する際の障壁【M&A 仲介会社に対する手数料】（単一回答）

「どちらでもない」が 33.2%と最も高く、次いで「ある程度当てはまる」が 27.1%、「とても当てはまる」が 22.0%となっている。



5-2-9 M&A を実施する際の障壁【その他】（単一回答）

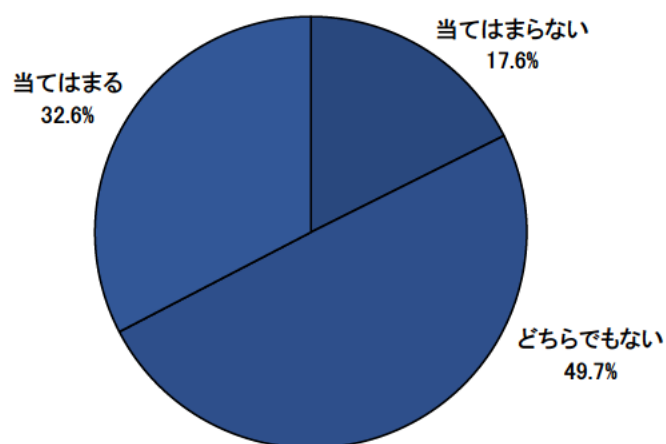
「どちらでもない」が 63.0%と最も高く、次いで「全く当てはまらない」が 25.8%、「とても当てはまる」が 4.7%となっている。



5-3-1 所得控除があった場合、買取資金不足・資金繰り悪化の解消につながるか（単一回答）

「どちらでもない」が 49.7%と最も高く、次いで「当てはまる」が 32.6%、「当てはまらない」が 17.6%となっている。

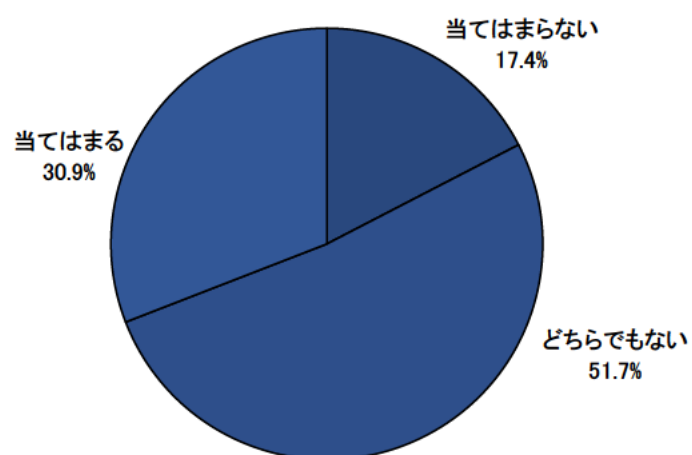
(N = 2680)



5-3-2 所得控除があった場合、売手側と買取側の提示価格の差の解消につながるか（単一回答）

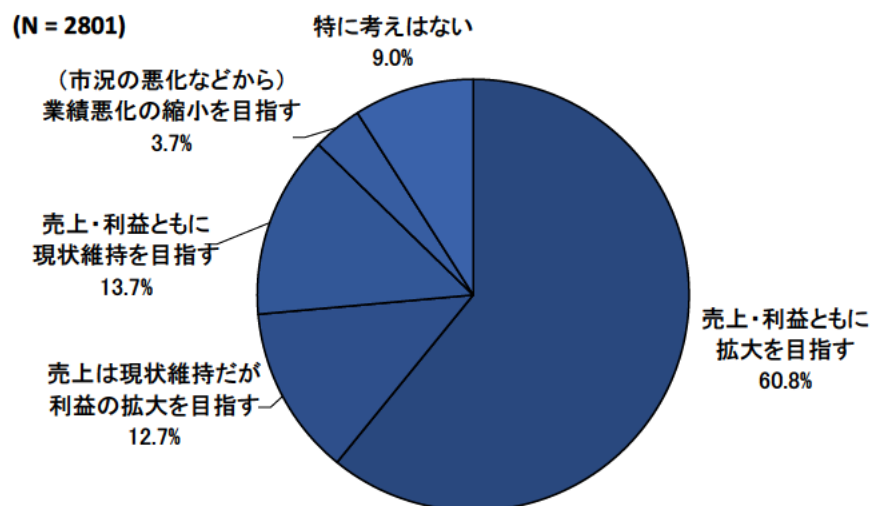
「どちらでもない」が 51.7%と最も高く、次いで「当てはまる」が 30.9%、「当てはまらない」が 17.4%となっている。

(N = 2671)



5-4 今後の成長に対する考え（単一回答）

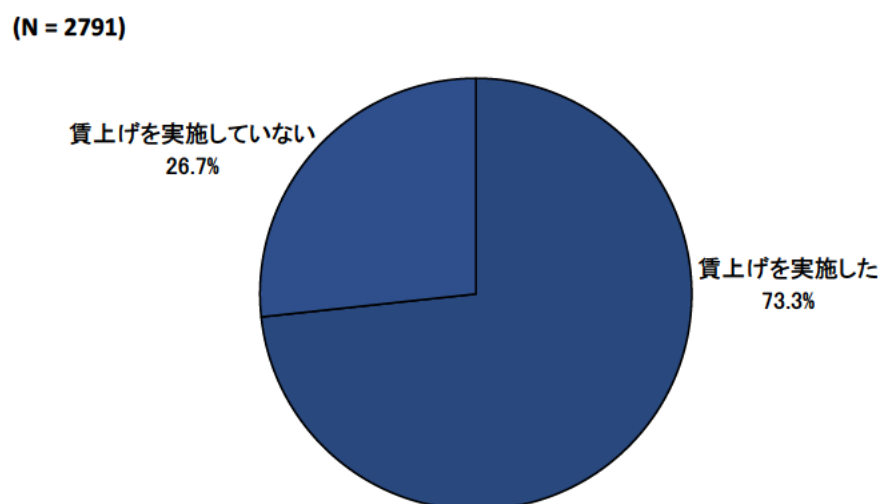
「売上・利益ともに拡大を目指す」が 60.8%と最も高く、次いで「売上・利益ともに現状維持を目指す」が 13.7%、「売上は現状維持だが利益の拡大を目指す」が 12.7%となっている。



6. 賃上げ促進税制

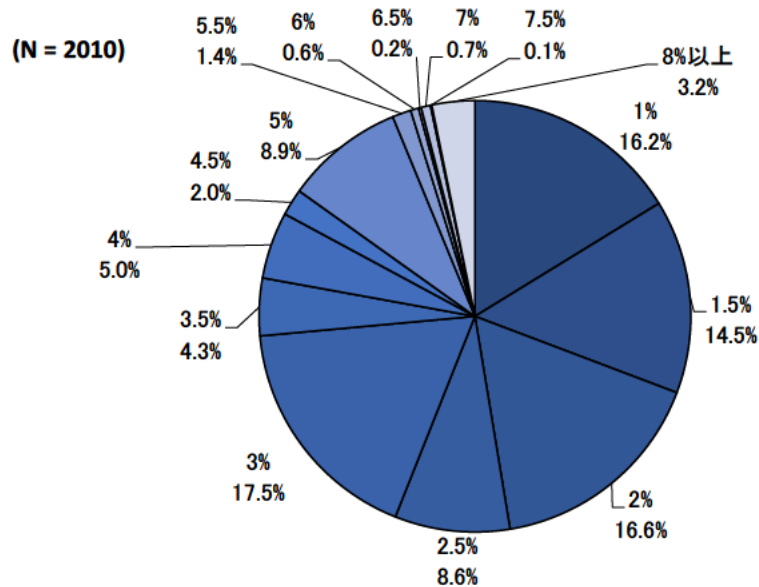
6-1 昨年度の賃上げの状況（単一回答）

「賃上げを実施した」は 73.3%、「賃上げを実施していない」は 26.7%であった。



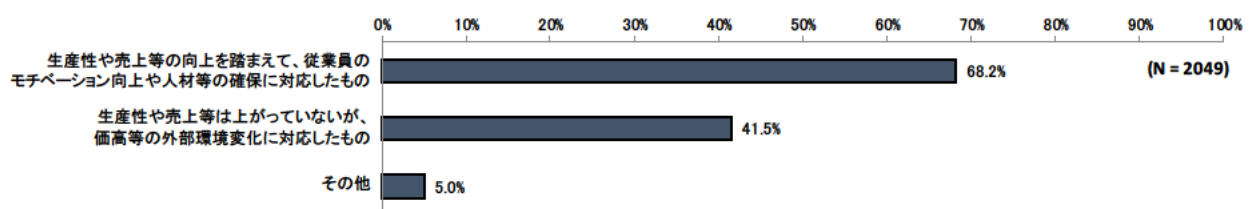
6-2-1 昨年度の賃上げの年間水準（単一回答）

「3%」が17.5%と最も高く、次いで「2%」が16.6%、「1%」が16.2%となっている。



6-2-2 昨年度の賃上げを実施した理由（複数回答）

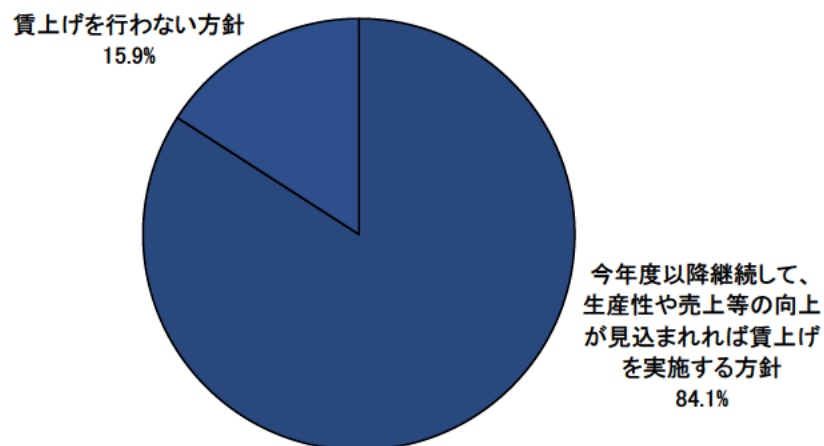
「生産性や売上等の向上を踏まえて、従業員のモチベーション向上や人材等の確保に対応したもの」が68.2%と最も高く、次いで「生産性や売上等は上がっていないが、物価高等の外部環境変化に対応したもの」が41.5%、「その他」が5.0%となっている。



6-3-1 今年度以降の賃上げの方針（単一回答）

「今年度以降継続して、生産性や売上等の向上が見込まれれば賃上げを実施する方針」は 84.1%、「賃上げを行わない方針」は 15.9%であった。

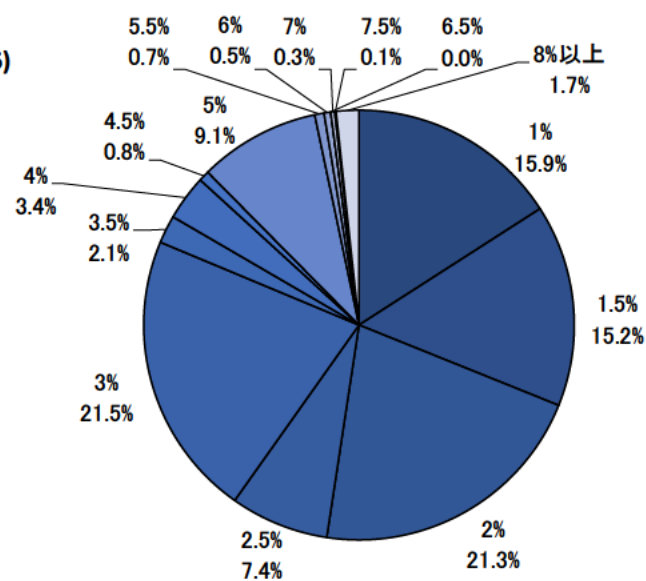
(N = 2706)



6-3-2 今年度以降の賃上げの予定年間水準（単一回答）

「3%」が 21.5%と最も高く、次いで「2%」が 21.3%、「1%」が 15.9%となっている。

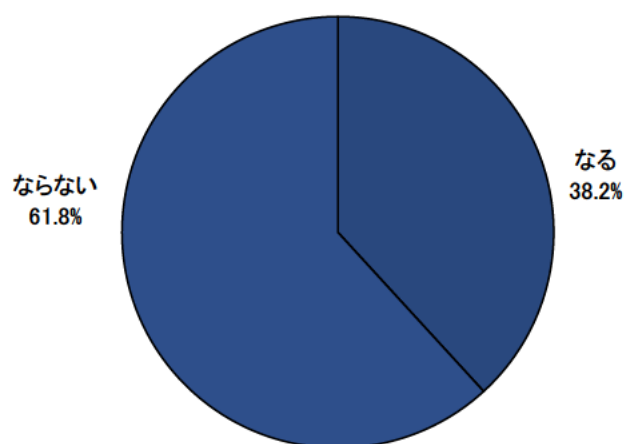
(N = 2186)



6-4 M&A 対象企業に対する賃上げ促進税制の深堀は賃上げ実施のインセンティブ根拠になるか（単一回答）

「なる」は 38.2%、「ならない」は 61.8%であった。

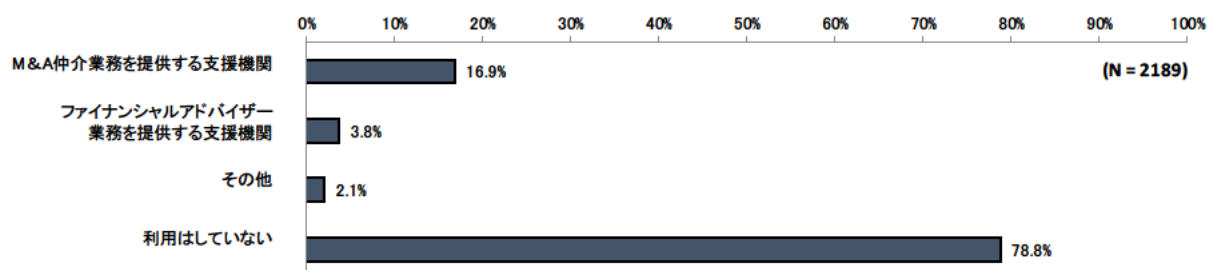
(N = 2587)



7. 税制以外の M&A に関する内容

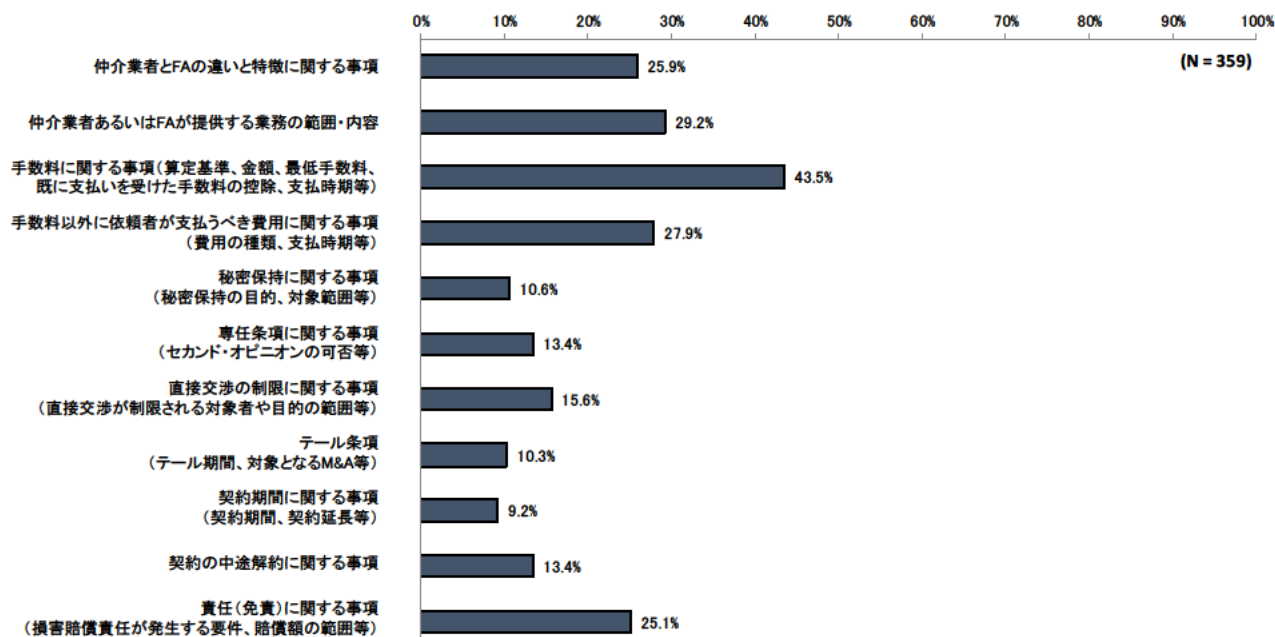
7-1 M&A 実施の際に利用した仲介又は FA 業務を提供する支援機関（複数回答）

「利用はしていない」が 78.8%と最も高く、次いで「M&A 仲介業務を提供する支援機関」が 16.9%、「ファイナンシャルアドバイザー業務を提供する支援機関」が 3.8%となっている。



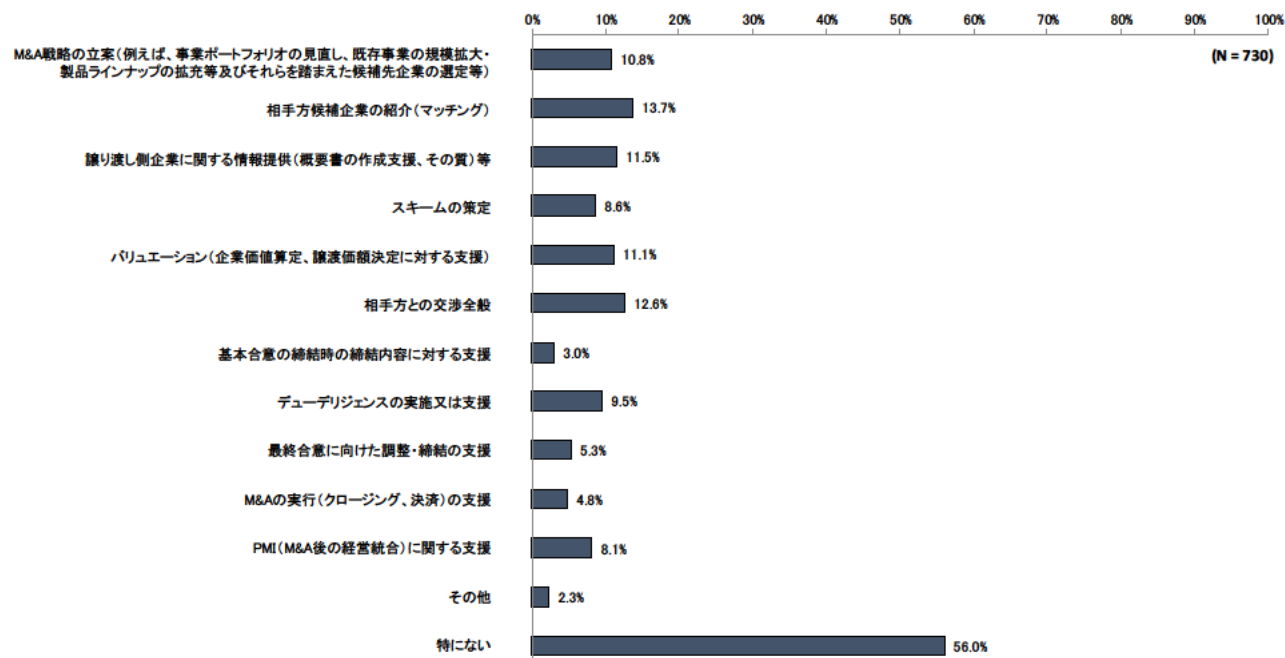
7-2 仲介契約あるいはFA契約において、契約条項・契約内容でわかりづらかったもの (複数回答)

「手数料に関する事項(算定基準、金額、最低手数料、既に支払いを受けた手数料の控除、支払時期等)」が43.5%と最も高く、次いで「仲介業者あるいはFAが提供する業務の範囲・内容」が29.2%、「手数料以外に依頼者が支払うべき費用に関する事項(費用の種類、支払時期等)」が27.9%となっている。



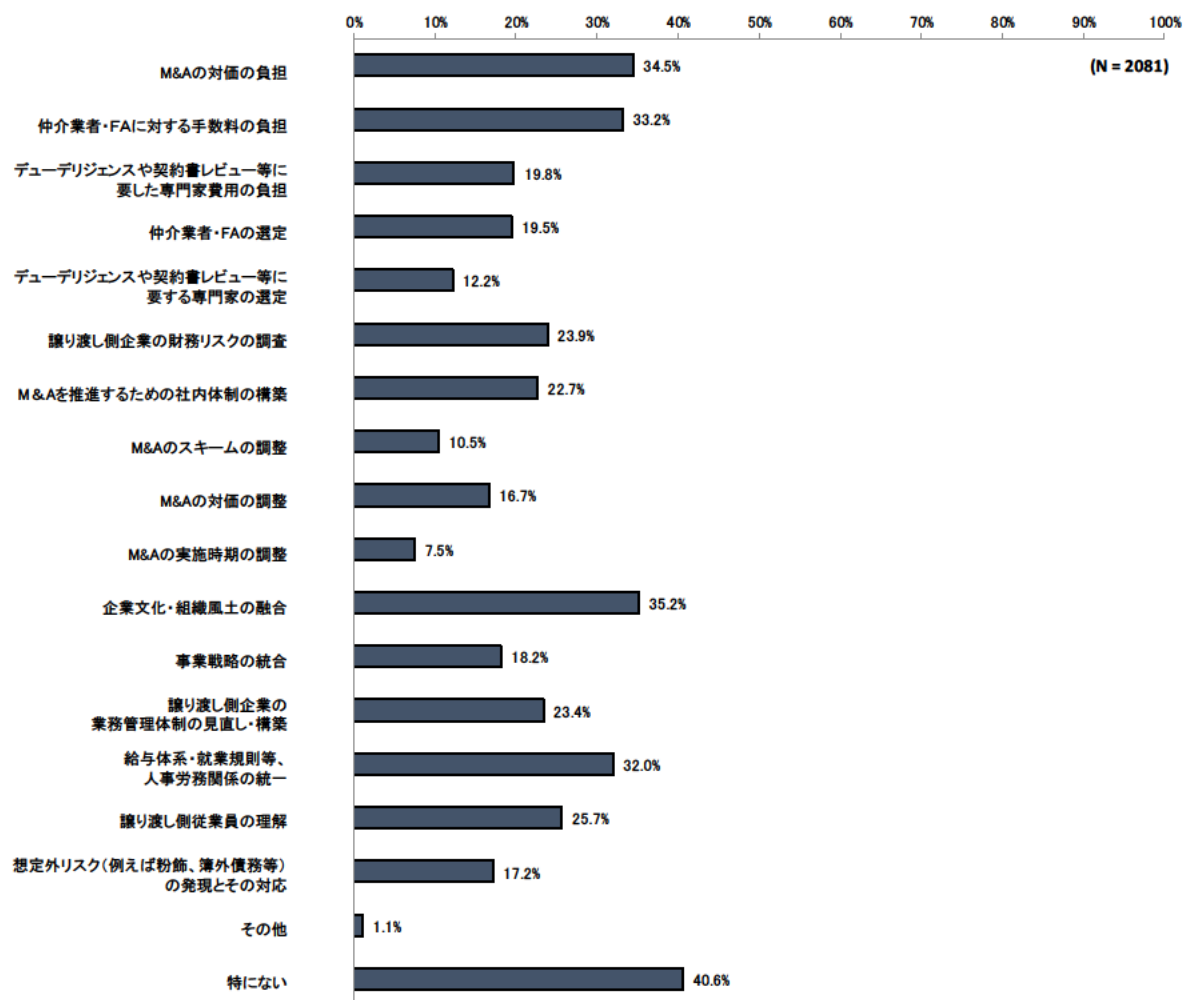
7-3 支援機関の対応の不満な点（複数回答）

「特にない」が 56.0%と最も高く、次いで「相手方候補企業の紹介(マッチング)」が 13.7%、「相手方との交渉全般」が 12.6%となっている。



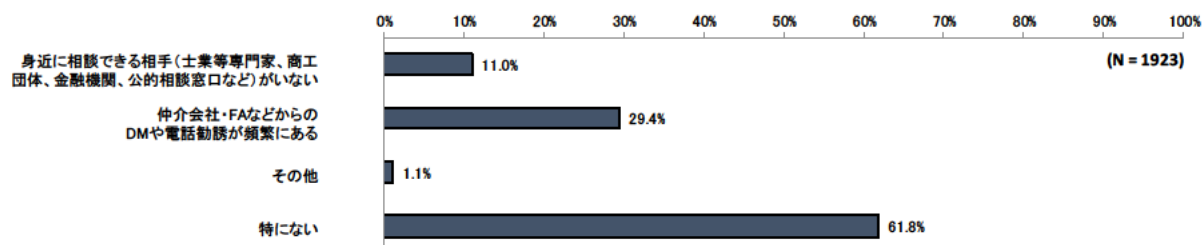
7-4-1 M&Aにおける課題や困りごと（複数回答）

「特にない」が40.6%と最も高く、次いで「企業文化・組織風土の融合」が35.2%、「M&Aの対価の負担」が34.5%となっている。



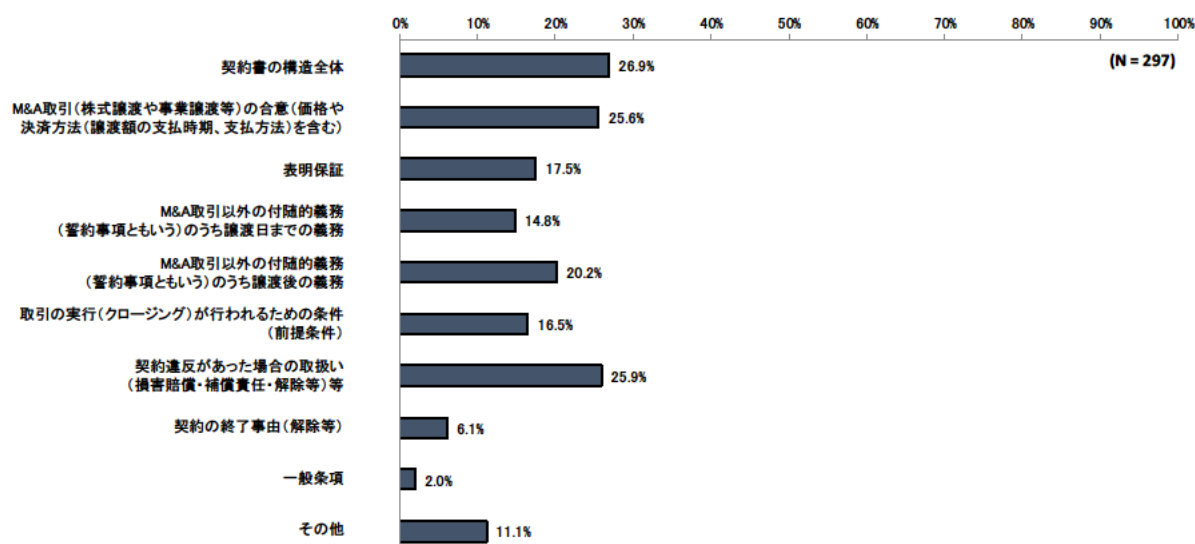
7-4-2 M&Aの相談に関する課題や困りごと（複数回答）

「特にない」が61.8%と最も高く、次いで「仲介会社・FAなどからのDMや電話勧誘が頻繁にある」が29.4%、「身近に相談できる相手（士業等専門家、商工団体、金融機関、公的相談窓口など）がいない」が11.0%となっている。



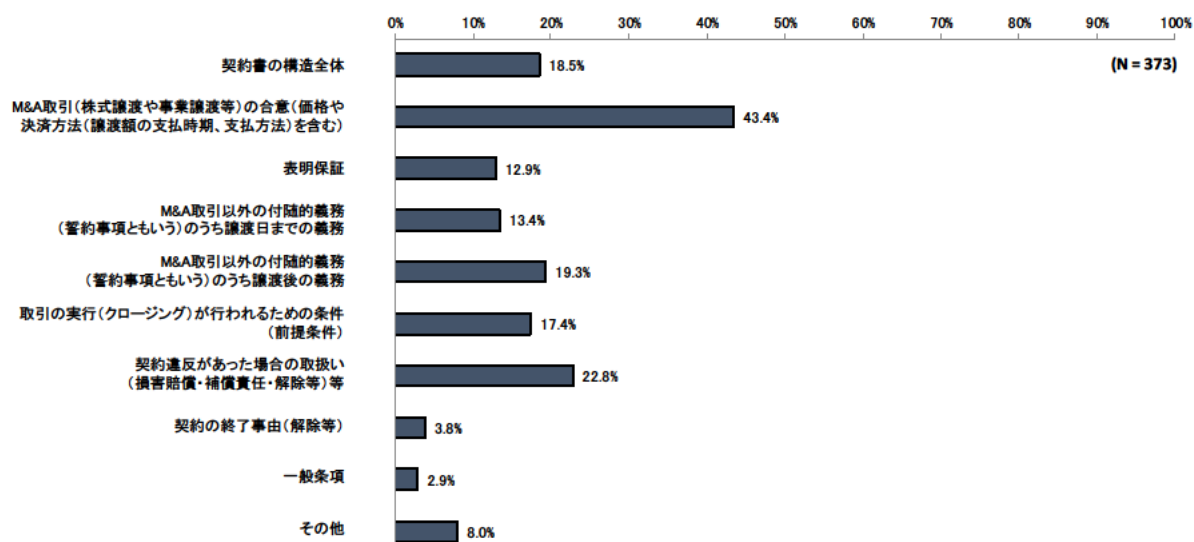
7-5 最終契約において、わかりにくかった事項（複数回答）

「契約書の構造全体」が26.9%と最も高く、次いで「契約違反があった場合の取扱い（損害賠償・補償責任・解除等）等」が25.9%、「M&A取引（株式譲渡や事業譲渡等）の合意（価格や決済方法（譲渡額の支払時期、支払方法）を含む）」が25.6%となっている。



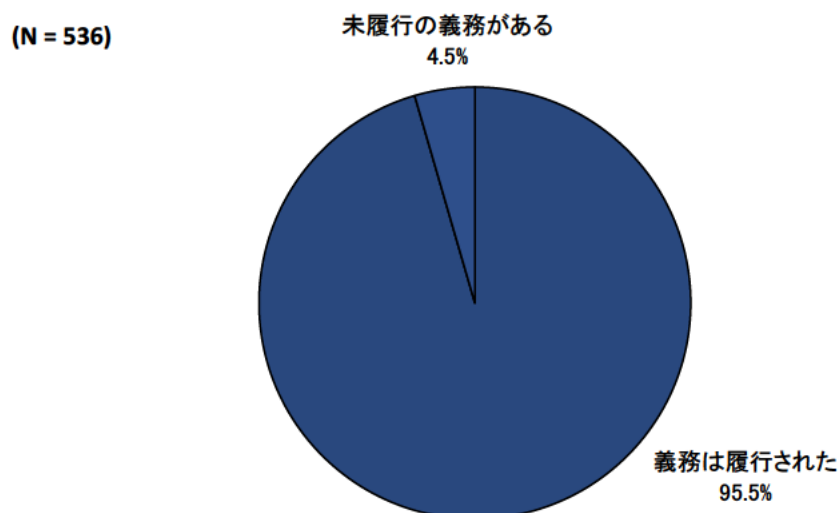
7-6 最終契約において、相手方と特に交渉が必要だった事項（複数回答）

「M&A 取引（株式譲渡や事業譲渡等）の合意（価格や決済方法（譲渡額の支払時期、支払方法）を含む）」が 43.4%と最も高く、次いで「契約違反があった場合の取扱い（損害賠償・補償責任・解除等）等」が 22.8%、「M&A 取引以外の付随的義務（誓約事項ともいう）のうち譲渡後の義務」が 19.3%となっている。



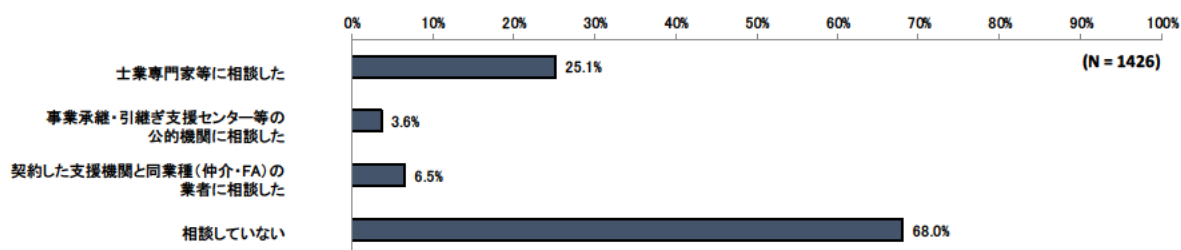
7-7 決算後の相手方の未履行について（単一回答）

「義務は履行された」は 95.5%、「未履行の義務がある」は 4.5%であった。



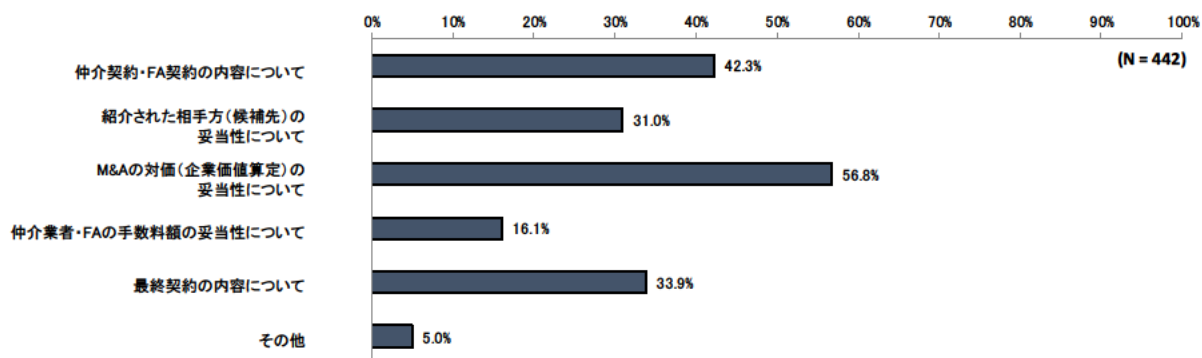
7-8-1 M&A 支援機関との契約内容や、提案内容等についての第三者の相談先（複数回答）

「相談していない」が 68.0%と最も高く、次いで「士業専門家等に相談した」が 25.1%、「契約した支援機関と同業種（仲介・FA）の業者に相談した」が 6.5%となっている。



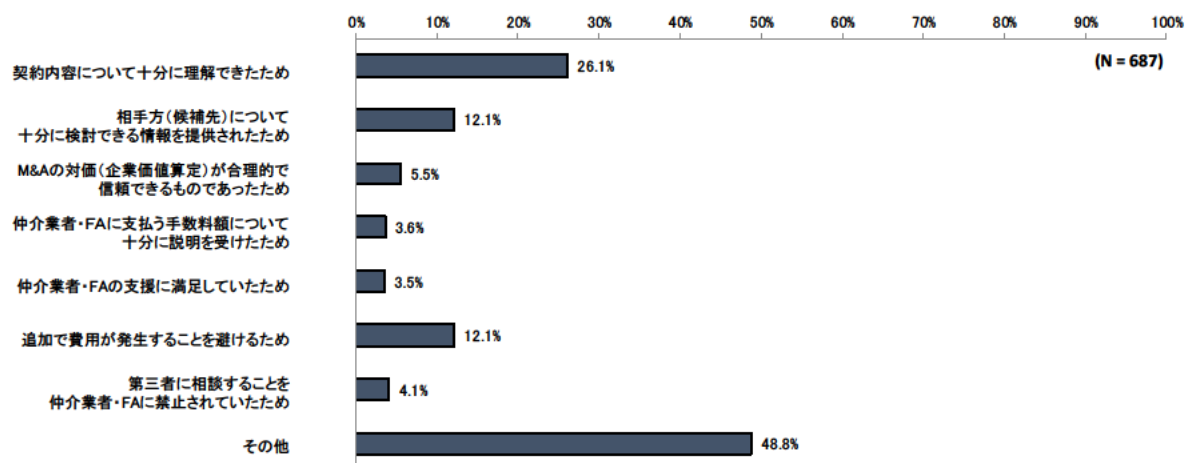
7-8-2 相談内容（複数回答）

「M&A の対価（企業価値算定）の妥当性について」が 56.8%と最も高く、次いで「仲介契約・FA 契約の内容について」が 42.3%、「最終契約の内容について」が 33.9%となっている。



7-8-3 相談しなかった理由（複数回答）

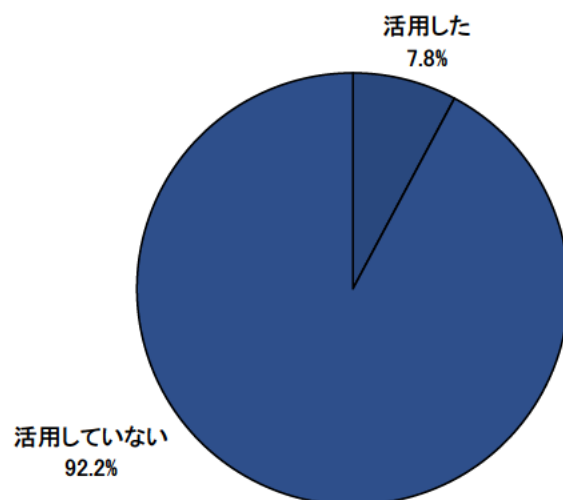
「その他」が 48.8%と最も高く、次いで「契約内容について十分に理解できたため」が 26.1%、「相手方（候補先）について十分に検討できる情報を提供されたため」及び「追加で費用が発生することを避けるため」が 12.1%となっている。



7-9-1 表明保証保険の活用の有無（単一回答）

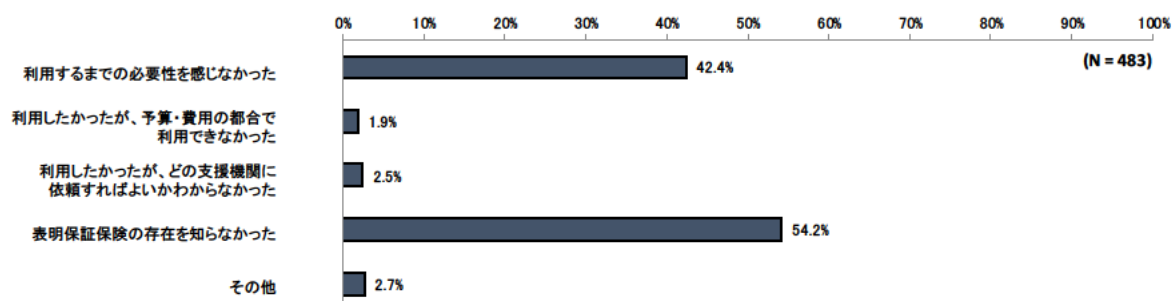
「活用した」は 7.8%、「活用していない」は 92.2%であった。

(N = 549)



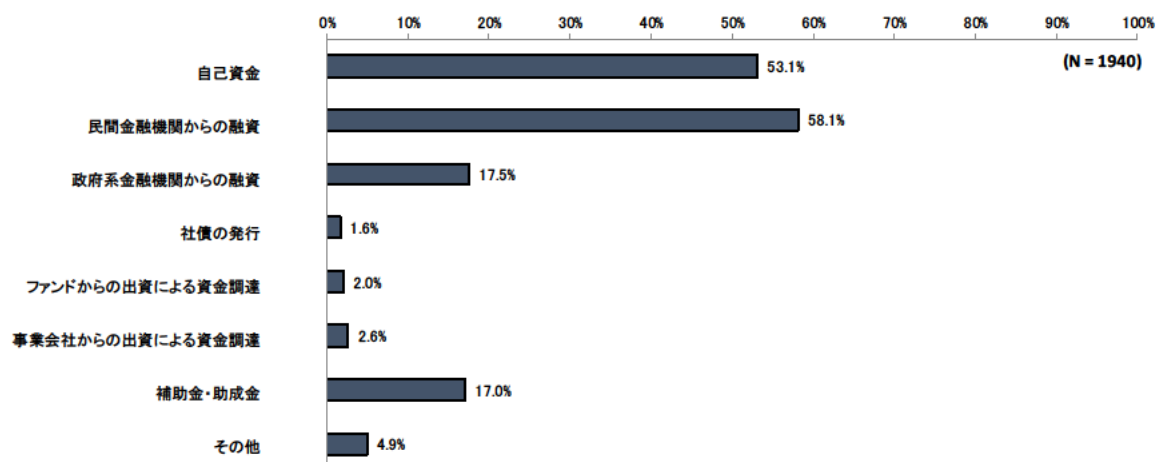
7-9-2 表明保証保険の活用していない理由（複数回答）

「表明保証保険の存在を知らなかった」が 54.2%と最も高く、次いで「利用するまでの必要性を感じなかった」が 42.4%、「その他」が 2.7%となっている。



7-10 M&A 資金に係る調達手法（複数回答）

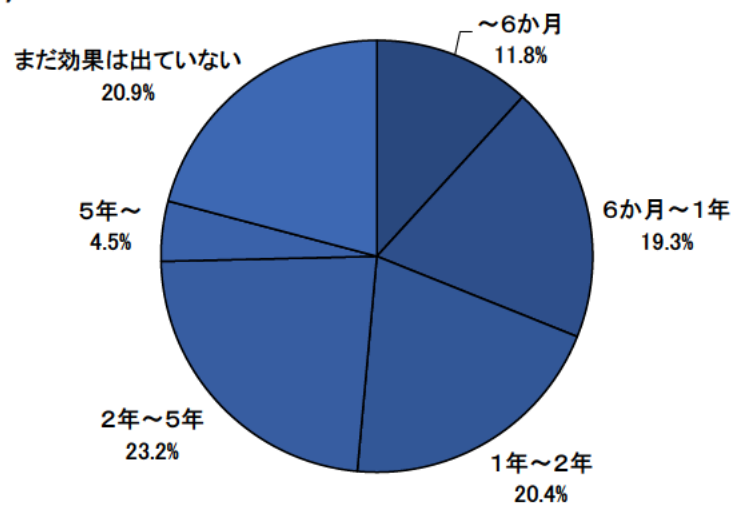
「民間金融機関からの融資」が 58.1%と最も高く、次いで「自己資金」が 53.1%、「政府系金融機関からの融資」が 17.5%となっている。



7-11 M&A の効果が発現されるまでの期間（単一回答）

「2年～5年」が23.2%と最も高く、次いで「まだ効果は出ていない」が20.9%、「1年～2年」が20.4%となっている。

(N = 560)

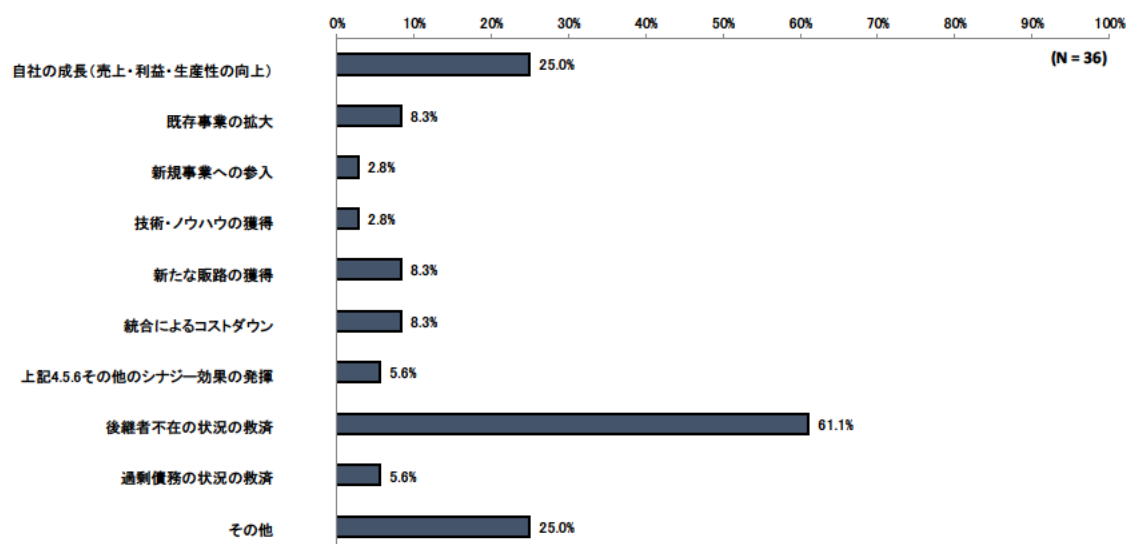


2. 被買収企業

1. 税制

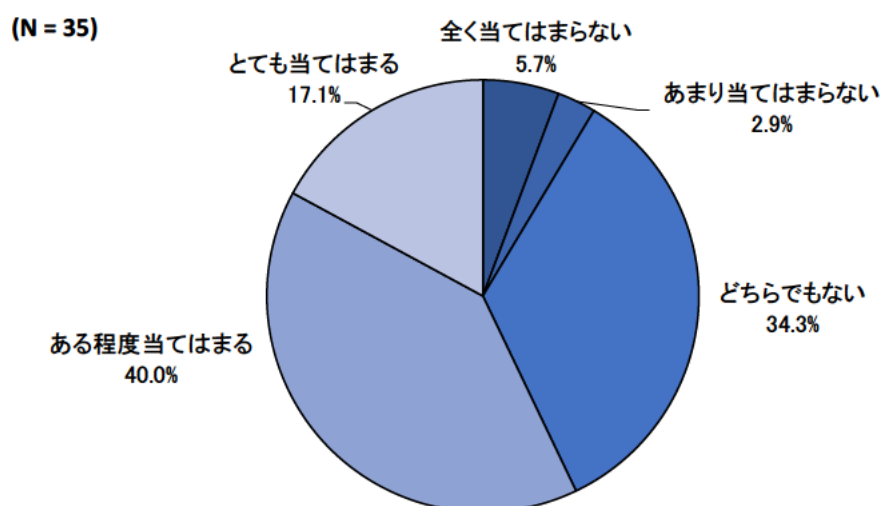
1-1 M&A に応じた目的（複数回答）

「後継者不在の状況の救済」が 61.1%と最も高く、次いで「自社の成長（売上・利益・生産性の向上）」及び「その他」が 25.0%となっている。



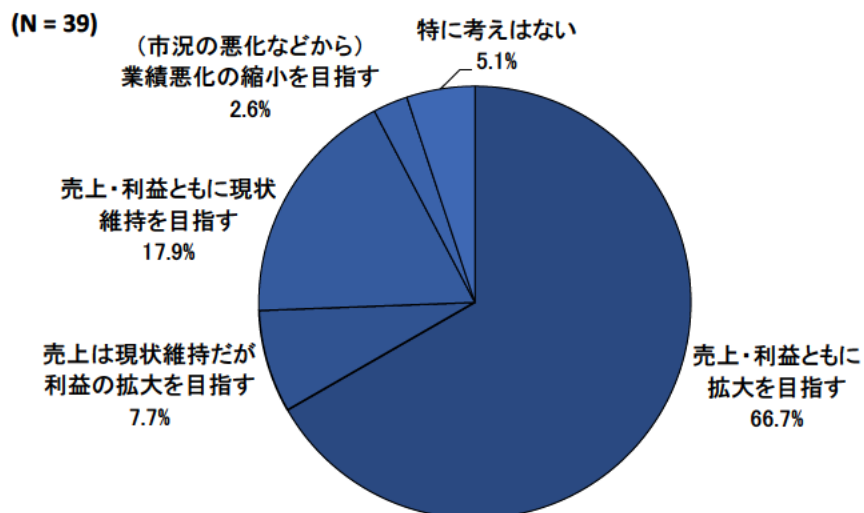
1-2 M&A は成功だったか（複数回答）

「ある程度当てはまる」が 40.0%と最も高く、次いで「どちらでもない」が 34.3%、「とても当てはまる」が 17.1%となっている。



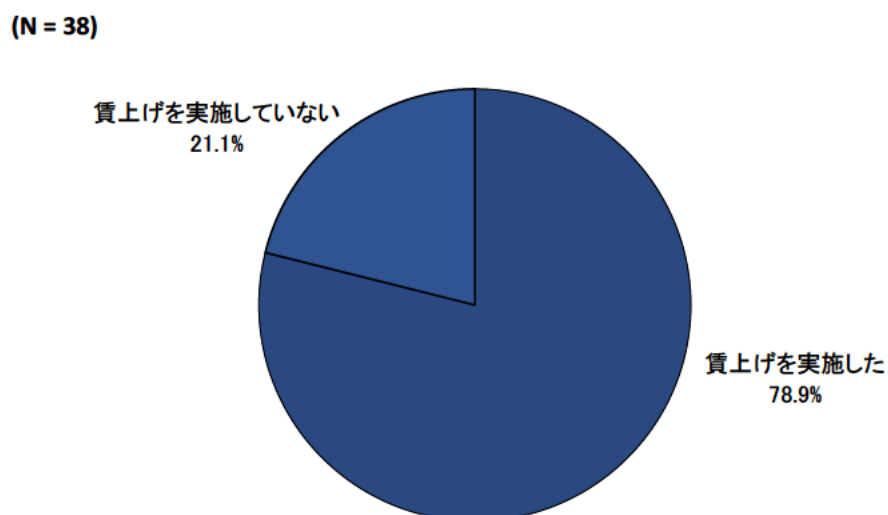
1-3 今後の成長に対する考え（単一回答）

「売上・利益ともに拡大を目指す」が 66.7%と最も高く、次いで「売上・利益ともに現状維持を目指す」が 17.9%、「売上は現状維持だが利益の拡大を目指す」が 7.7%となっている。



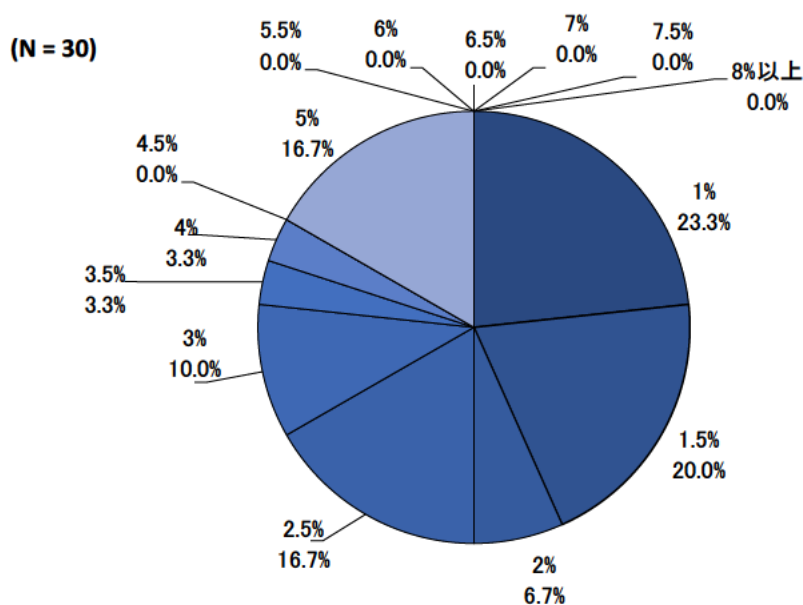
1-4-1 昨年度の賃上げ状況（単一回答）

「賃上げを実施した」は 78.9%、「賃上げを実施していない」は 21.1%であった。



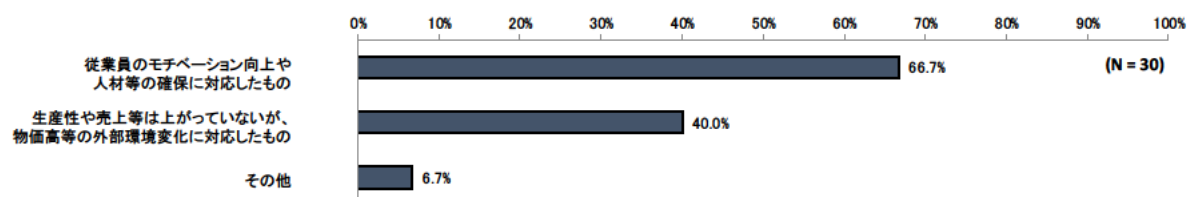
1-4-2 昨年度の賃上げの年間水準（単一回答）

「1%」が23.3%と最も高く、次いで「1.5%」が20.0%、「2.5%」及び「5%」が16.7%となっている。



1-4-3 昨年度の賃上げを実施した理由（複数回答）

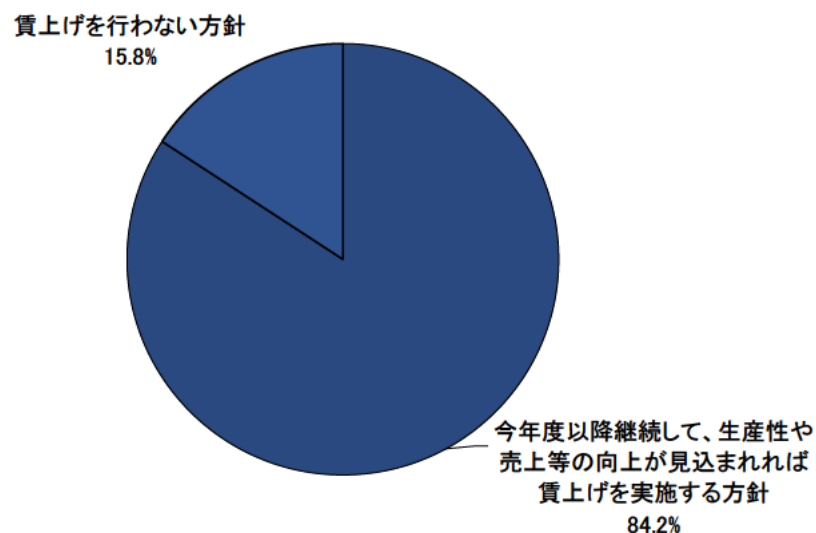
「従業員のモチベーション向上や人材等の確保に対応したもの」が66.7%と最も高く、次いで「生産性や売上等は上がっていないが、物価高等の外部環境変化に対応したもの」が40.0%、「その他」が6.7%となっている。



1-5-1 今年度以降の賃上げの方針（単一回答）

「今年度以降継続して、生産性や売上等の向上が見込まれれば賃上げを実施する方針」は 84.2%、「賃上げを行わない方針」は 15.8%であった。

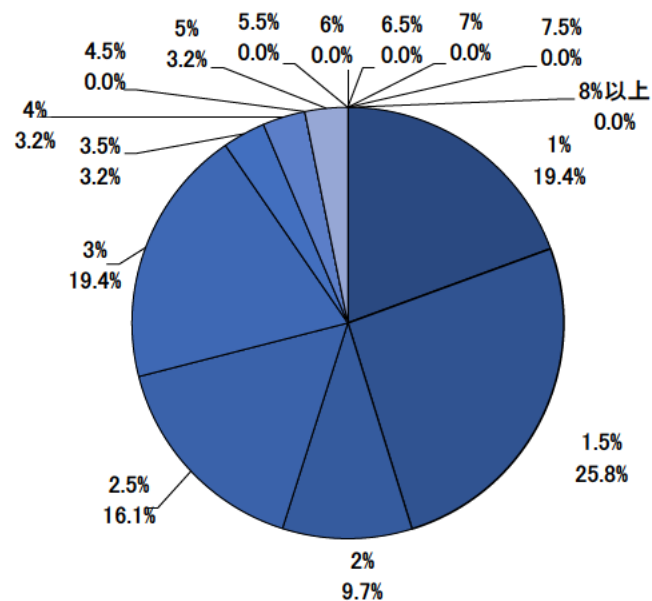
(N = 38)



1-5-2 賃上げの予定年間水準（単一回答）

「1.5%」が 25.8%と最も高く、次いで「1%」及び「3%」が 19.4%となっている。

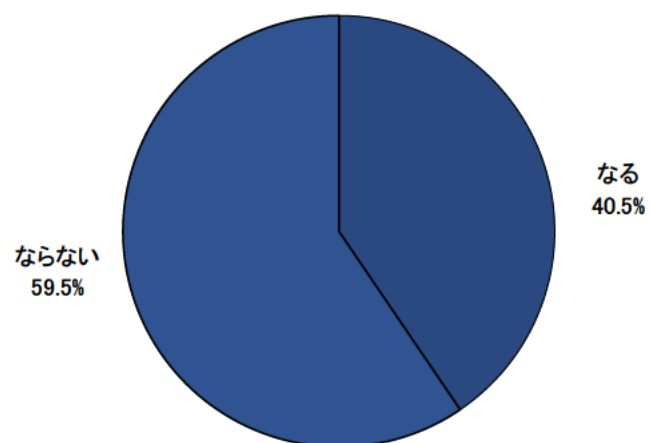
(N = 31)



1-6 賃上げ促進税制の深堀は、賃上げ実施のインセンティブになるか（単一回答）

「なる」は40.5%、「ならない」は59.5%であった。

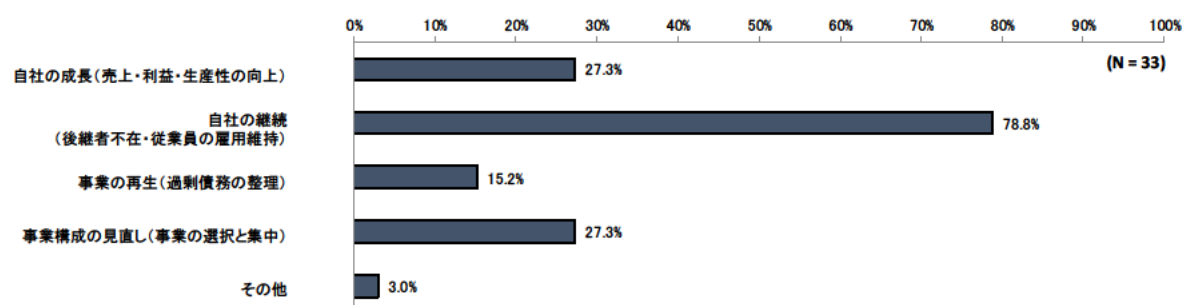
(N = 37)



2. 税制以外

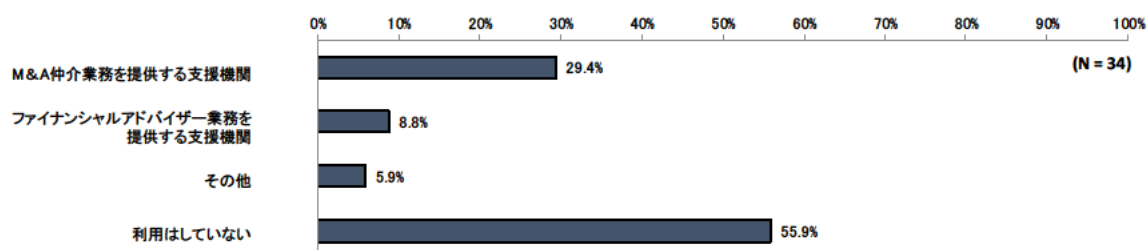
2-1 譲り渡し側として M&A に取組んだ理由（複数回答）

「自社の継続（後継者不在・従業員の雇用維持）」が 78.8%と最も高く、次いで「自社の成長（売上・利益・生産性の向上）」及び「事業構成の見直し（事業の選択と集中）」が 27.3%となっている。



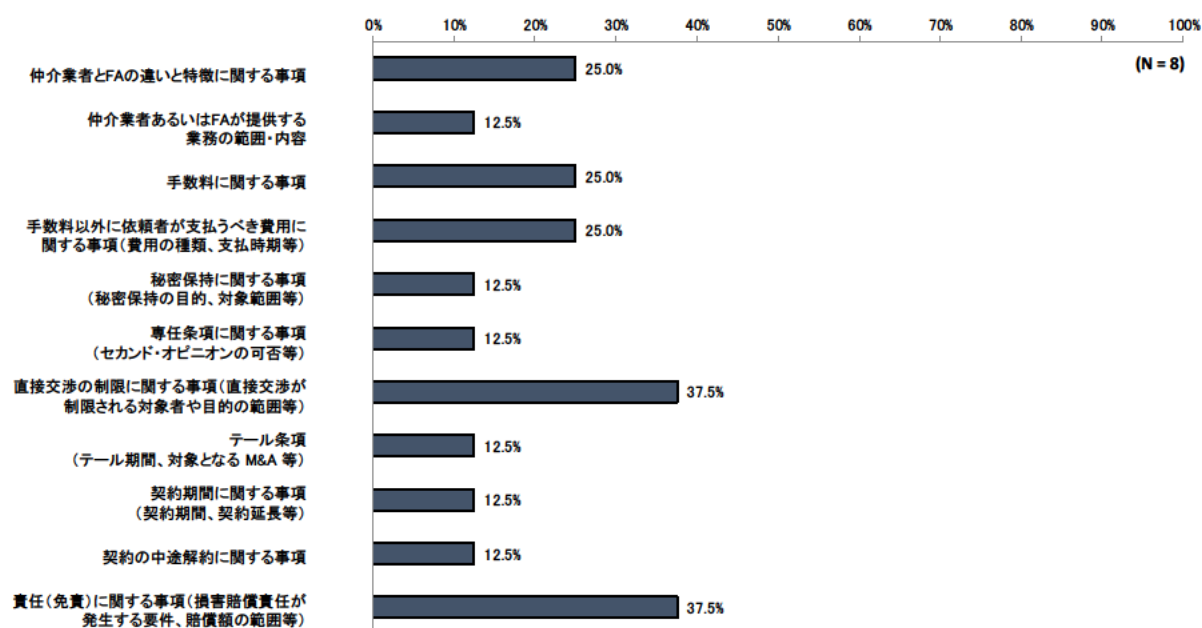
2-2 支援機関利用の有無（複数回答）

「利用はしていない」が 55.9%と最も高く、次いで「M&A 仲介業務を提供する支援機関」が 29.4%、「ファイナンシャルアドバイザー業務を提供する支援機関」が 8.8%となっている。



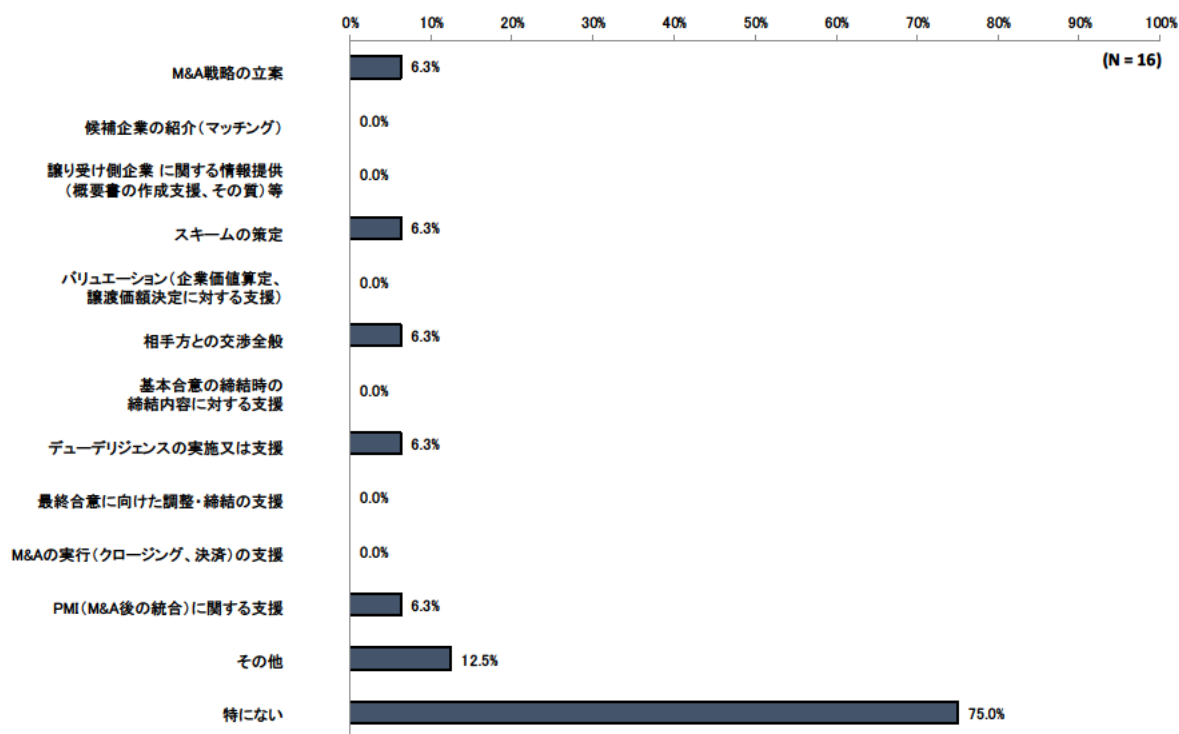
2-3 仲介契約・FA 契約でわかりづらかった事項（複数回答）

「直接交渉の制限に関する事項（直接交渉が制限される対象者や目的の範囲等）」及び「責任（免責）に関する事項（損害賠償責任が発生する要件、賠償額の範囲等）」がそれぞれ 37.5%と最も高く、次いで「仲介業者と FA の違いと特徴に関する事項」、「手数料に関する事項」及び「手数料以外に依頼者が支払うべき費用に関する事項（費用の種類、支払時期等）」がそれぞれ 25.0%となっている。



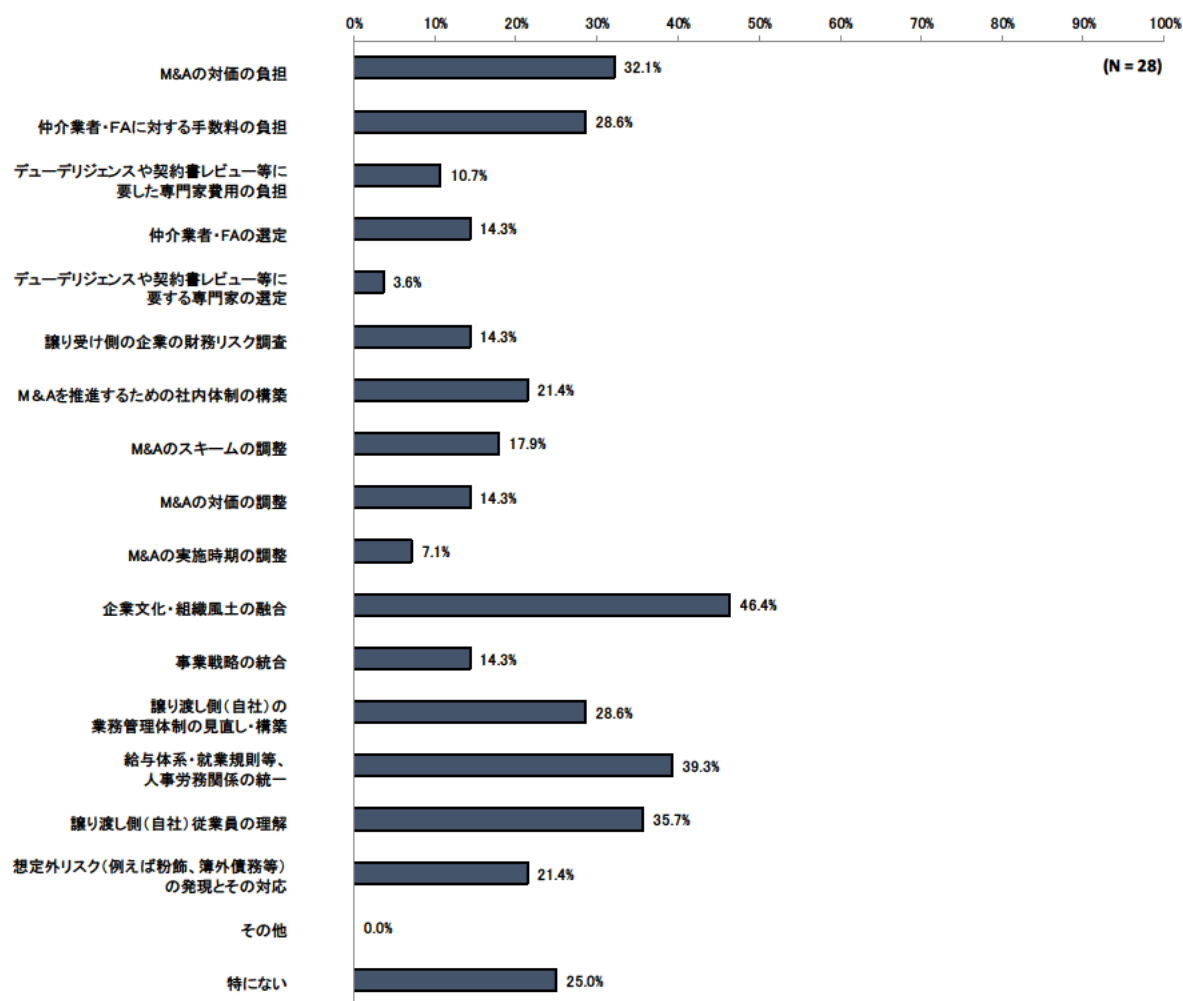
2-4 支援機関の対応で不満な点（複数回答）

「特にない」が75.0%と最も高く、次いで「その他」が12.5%、「M&A戦略の立案」、
「スキームの策定」、「相手方との交渉全般」、「デューデリジェンスの実施又は支援」及び
「PMI（M&A後の統合）に関する支援」がそれぞれ6.3%となっている。



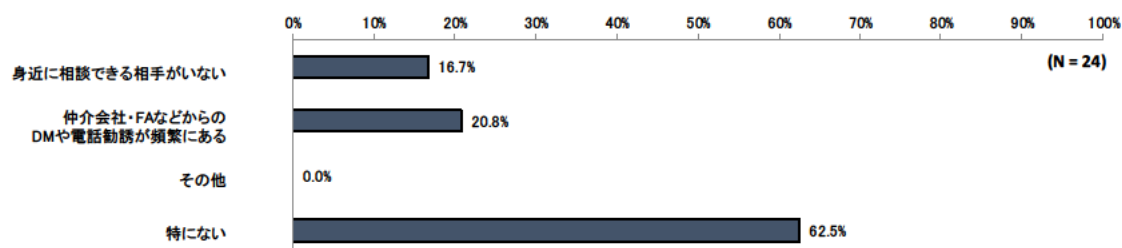
2-5-1 M&Aに関する課題や、困りごと（複数回答）

「企業文化・組織風土の融合」が46.4%と最も高く、次いで「給与体系・就業規則等、人事労務関係の統一」が39.3%、「譲り渡し側（自社）従業員の理解」が35.7%となっている。



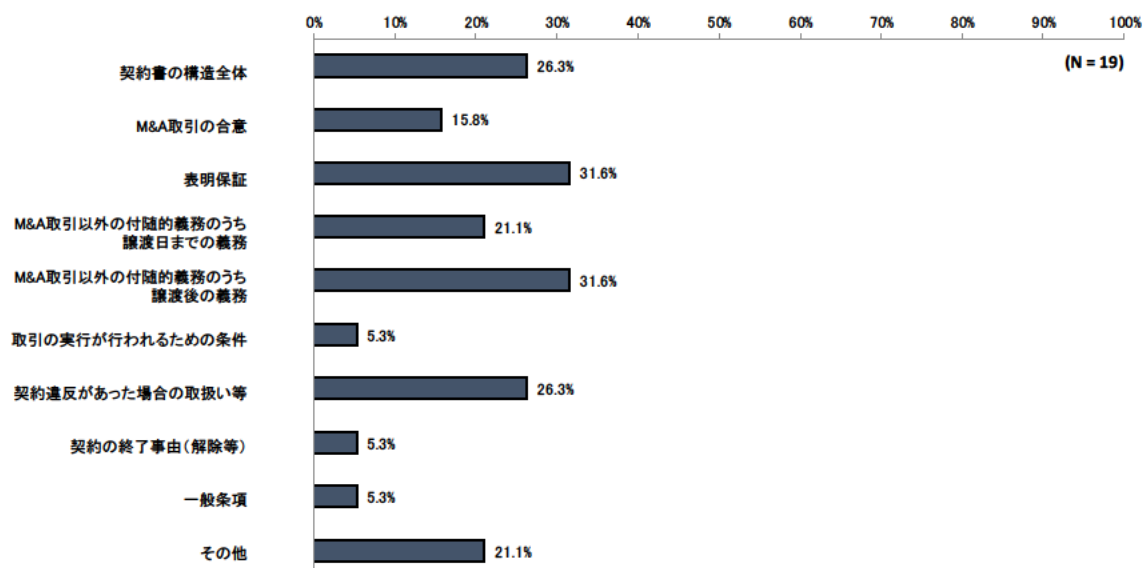
2-5-2 M&Aの相談に関する課題や、困りごと（複数回答）

「特にない」が62.5%と最も高く、次いで「仲介会社・FAなどからのDMや電話勧誘が頻繁にある」が20.8%、「身近に相談できる相手がいない」が16.7%となっている。



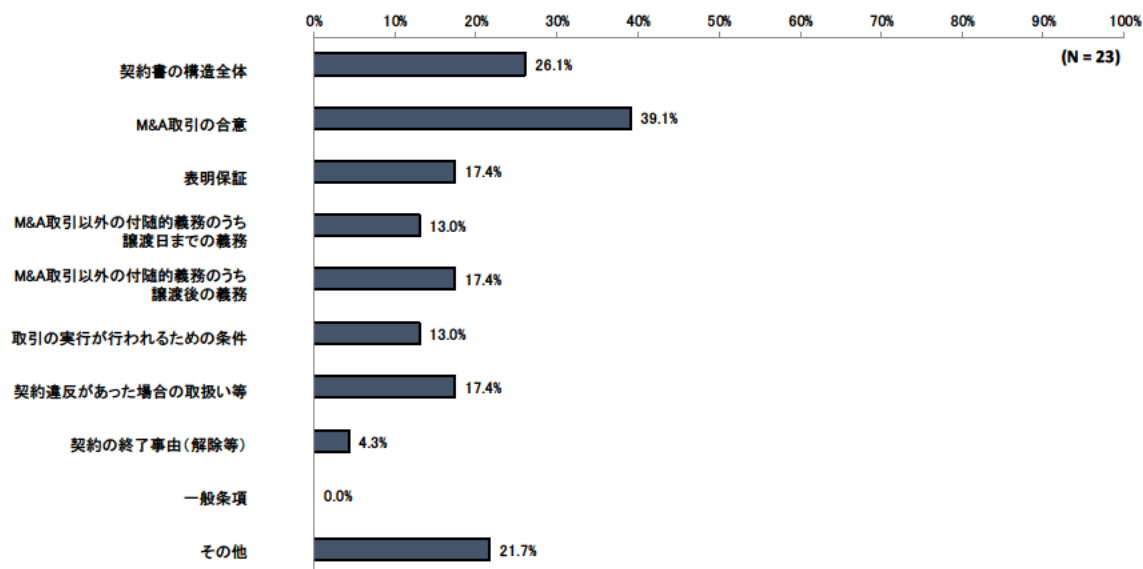
2-6 最終契約においてわかりにくかったこと（複数回答）

「表明保証」及び「M&A取引以外の付随的義務のうち譲渡後の義務」が31.6%と最も高く、次いで「契約書の構造全体」及び「契約違反があった場合の取扱い等」が26.3%となっている。



2-7 最終契約において特に交渉が必要だったこと（複数回答）

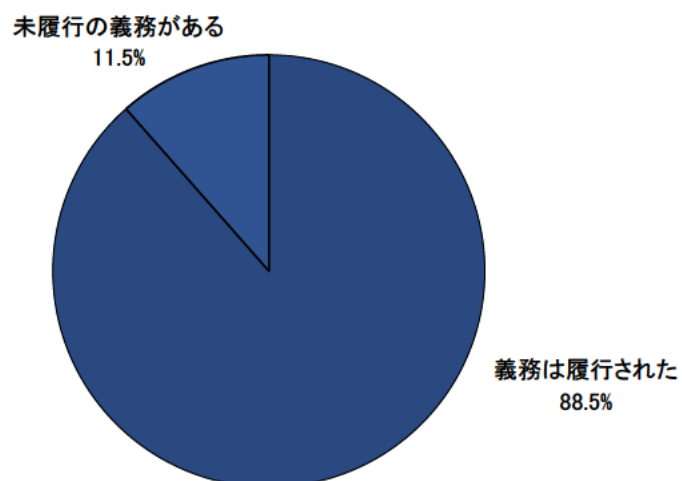
「M&A 取引の合意」が 39.1%と最も高く、次いで「契約書の構造全体」が 26.1%、「その他」が 21.7%となっている。



2-8 決算後の相手方の未履行（単一回答）

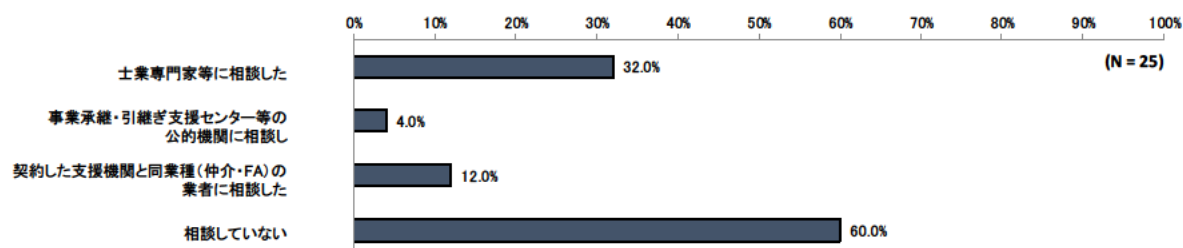
「義務は履行された」は 88.5%、「未履行の義務がある」は 11.5%であった。

(N = 26)



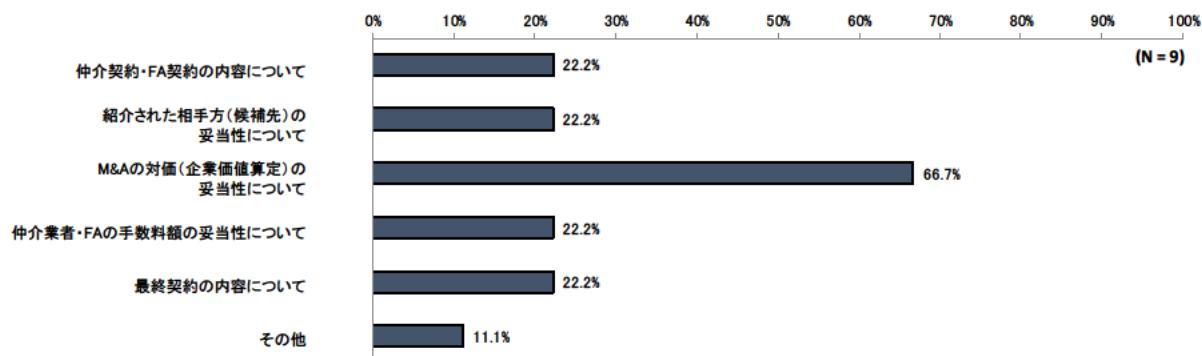
2-9-1 契約内容や、提案内容を相談した第三者（複数回答）

「相談していない」が 60.0%と最も高く、次いで「士業専門家等に相談した」が 32.0%、「契約した支援機関と同業種（仲介・FA）の業者に相談した」が 12.0%となっている。



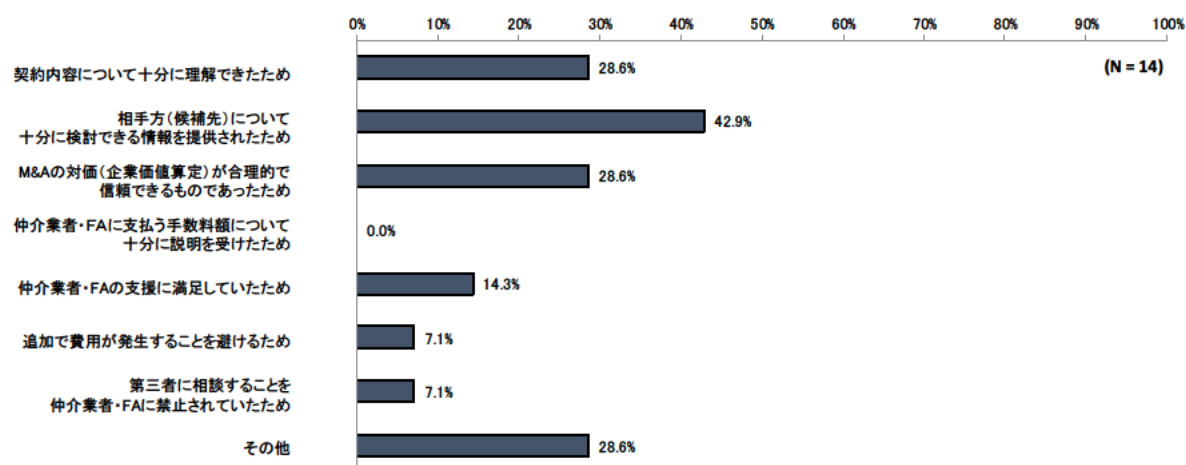
2-9-2 相談内容（複数回答）

「M&A の対価（企業価値算定）の妥当性について」が 66.7%と最も高く、次いで「仲介契約・FA 契約の内容について」、「紹介された相手方（候補先）の妥当性について」、「仲介業者・FA の手数料額の妥当性について」及び「最終契約の内容について」がそれぞれ 22.2%となっている。



2-9-3 相談しなかった理由（複数回答）

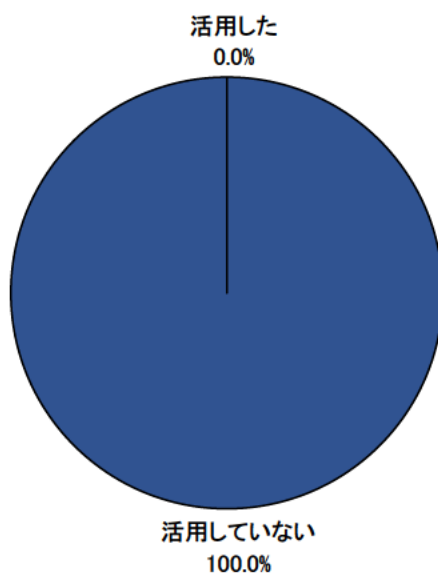
「相手方（候補先）について十分に検討できる情報を提供されたため」が 42.9%と最も高く、次いで「契約内容について十分に理解できたため」、「M&A の対価（企業価値算定）が合理的で信頼できるものであったため」及び「その他」が 28.6%となっている。



2-10-1 表明保証保険活用の有無（単一回答）

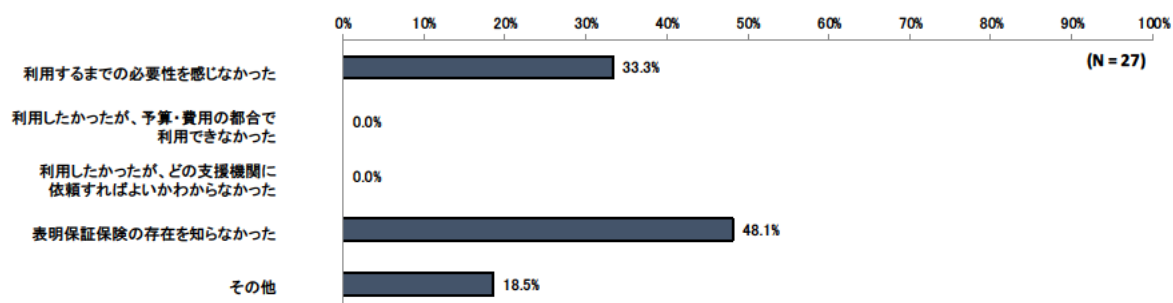
「活用した」は 0.0%、「活用していない」は 100.0%であった。

(N = 27)



2-10-2 表明保証保険を活用していない理由（複数回答）

「表明保証保険の存在を知らなかった」が48.1%と最も高く、次いで「利用するまでの必要性を感じなかった」が33.3%、「その他」が18.5%となっている。



IV. 定量分析

1. 交際費課税の特例に関する定量分析

1. 交際費課税等の損金算入の概要

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用である。

交際費等の額は、原則として、その全額が損金不算入とされているが、一部損金が認められており、損金算入額の計算に当たっては、下記①及び②の区分に応じ、一定の措置が設けられている。

①期末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人の場合

- ・交際費等のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用の50%に相当する金額
- ・飲食その他これに類する行為に限定しない800万円以内の金額

②期末の資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人の場合

- ・交際費等のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用の50%に相当する金額

2. 交際費、法人税の現況（会社標本調査より）

資本金1億円未満の企業の交際費と法人税の現況を会社標本調査結果（国税庁）で見ると、令和3年度における交際費等は、2兆4,883億円、このうち損金算入された額は、2兆2,905億円であり、92.1%が損金算入されたこととなる。また、令和3年度の法人税は、5兆6,417億円である。

法人数			社						
資本金規模	合計			利益法人			欠損法人		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
100万円未満	455,435	498,453	546,399	174,279	196,645	214,287	281,156	301,808	332,112
100-200万円未満	70,850	75,635	81,013	26,194	28,351	30,060	44,656	47,284	50,953
200-500万円未満	1,138,668	1,138,951	1,145,308	387,101	385,950	395,358	751,567	753,001	749,950
500-1000万円未満	713,621	710,143	708,986	275,362	259,221	266,743	438,259	450,922	442,243
1000-2000万円未満	145,612	144,930	144,214	71,373	67,140	67,947	74,239	77,790	76,267
2000-5000万円未満	149,759	150,263	150,483	77,821	73,510	75,151	71,938	76,753	75,332
5000万円-1億円未満	51,889	52,730	53,496	27,888	26,598	27,810	24,001	26,132	25,686
合計	2,725,834	2,771,105	2,829,899	1,040,018	1,037,415	1,077,356	1,685,816	1,733,690	1,752,543

法人税		百万円		
資本金規模	利益法人			
	R1	R2	R3	
100万円未満	240,446	303,522	408,169	
100-200万円未満	26,581	29,964	38,900	
200-500万円未満	526,714	529,973	612,622	
500-1000万円未満	1,090,369	1,113,028	1,233,586	
1000-2000万円未満	492,904	476,277	551,626	
2000-5000万円未満	1,081,729	1,118,436	1,275,230	
5000万円-1億円未満	1,134,089	1,173,674	1,521,611	
合計	4,592,832	4,744,874	5,641,744	

●交際費等支出額

R1 社、百万円

資本金規模	合計				利益法人				欠損法人			
	交際費等支出額		損金算入 限度額	損金 不算入額	交際費等支出額		損金算入 限度額	損金 不算入額	交際費等支出額		損金算入 限度額	損金 不算入額
	法人数	金額			法人数	金額			法人数	金額		
100万円未満	371,805	387,096	370,728	16,354	147,410	198,508	186,584	11,914	224,395	188,587	184,144	4,440
100-200万円未満	60,152	59,079	57,472	1,605	23,151	30,202	28,982	1,218	37,001	28,877	28,490	387
200-500万円未満	967,052	926,143	897,988	28,117	342,187	481,726	460,638	21,060	624,865	444,417	437,350	7,057
500-1000万円未満	622,113	888,325	820,098	68,169	251,032	528,860	475,224	53,593	371,081	359,465	344,874	14,576
1000-2000万円未満	132,665	278,999	243,787	35,186	67,189	191,906	162,350	29,534	65,476	87,093	81,437	5,652
2000-5000万円未満	136,803	403,176	315,115	87,996	73,423	291,991	216,864	75,074	63,380	111,185	98,251	12,922
5000万円-1億円未満	46,787	243,725	137,821	105,871	26,117	184,928	96,678	88,224	20,670	58,797	41,143	17,647
合計	2,337,377	3,186,543	2,843,009	343,298	930,509	1,908,121	1,627,320	280,617	1,406,868	1,278,421	1,215,689	62,681

R2 社、百万円

資本金規模	合計				利益法人				欠損法人			
	交際費等支出額		損金算入 限度額	損金 不算入額	交際費等支出額		損金算入 限度額	損金 不算入額	交際費等支出額		損金算入 限度額	損金 不算入額
	法人数	金額			法人数	金額			法人数	金額		
100万円未満	397,060	368,883	355,888	12,984	160,860	178,229	169,028	9,193	236,200	190,654	186,860	3,790
100-200万円未満	62,739	54,460	53,171	1,287	24,453	25,686	24,854	831	38,286	28,774	28,317	457
200-500万円未満	950,263	800,113	779,976	20,117	334,192	381,486	368,376	13,096	616,071	418,628	411,600	7,020
500-1000万円未満	607,745	710,938	669,523	41,385	231,461	382,482	353,193	29,267	376,284	328,457	316,330	12,118
1000-2000万円未満	130,361	216,661	196,232	20,410	62,504	136,853	121,623	15,216	67,857	79,808	74,610	5,194
2000-5000万円未満	135,360	300,455	249,838	50,580	68,556	200,717	161,433	39,256	66,804	99,737	88,406	11,324
5000万円-1億円未満	46,567	156,910	101,231	55,682	24,593	110,256	66,707	43,536	21,974	46,653	34,523	12,126
合計	2,330,095	2,608,420	2,405,859	202,425	906,619	1,415,709	1,265,214	150,395	1,423,476	1,192,711	1,140,646	52,029

R3 社、百万円

資本金規模	合計				利益法人				欠損法人			
	交際費等支出額		損金算入 限度額	損金 不算入額	交際費等支出額		損金算入 限度額	損金 不算入額	交際費等支出額		損金算入 限度額	損金 不算入額
	法人数	金額			法人数	金額			法人数	金額		
100万円未満	437,863	408,616	392,125	16,475	171,716	195,927	184,819	11,098	266,147	212,689	207,306	5,378
100-200万円未満	67,666	57,375	55,568	1,805	25,873	26,030	24,998	1,031	41,793	31,345	30,570	774
200-500万円未満	958,612	765,572	743,042	22,504	341,317	359,885	346,165	13,704	617,295	405,688	396,877	8,800
500-1000万円未満	603,419	649,539	610,745	38,766	236,502	353,667	326,048	27,599	366,917	295,871	284,696	11,166
1000-2000万円未満	128,374	192,510	174,120	18,377	63,196	122,893	108,854	14,029	65,178	69,617	65,266	4,348
2000-5000万円未満	134,103	263,967	220,737	43,207	70,024	177,833	144,579	33,236	64,079	86,135	76,159	9,971
5000万円-1億円未満	46,712	150,689	94,122	56,541	25,417	108,860	64,169	44,670	21,295	41,829	29,953	11,871
合計	2,376,749	2,488,268	2,290,459	197,675	934,045	1,345,095	1,199,632	145,367	1,442,704	1,143,174	1,090,827	52,308

交際費利用割合(交際費等支出法人数/法人数)

%

資本金規模	合計			利益法人			欠損法人		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
100万円未満	81.6	79.7	80.1	84.6	81.8	80.1	79.8	78.3	80.1
100-200万円未満	84.9	82.9	83.5	88.4	86.3	86.1	82.9	81.0	82.0
200-500万円未満	84.9	83.4	83.7	88.4	86.6	86.3	83.1	81.8	82.3
500-1000万円未満	87.2	85.6	85.1	91.2	89.3	88.7	84.7	83.4	83.0
1000-2000万円未満	91.1	89.9	89.0	94.1	93.1	93.0	88.2	87.2	85.5
2000-5000万円未満	91.3	90.1	89.1	94.3	93.3	93.2	88.1	87.0	85.1
5000万円-1億円未満	90.2	88.3	87.3	93.6	92.5	91.4	86.1	84.1	82.9
合計	85.7	84.1	84.0	89.5	87.4	86.7	83.5	82.1	82.3

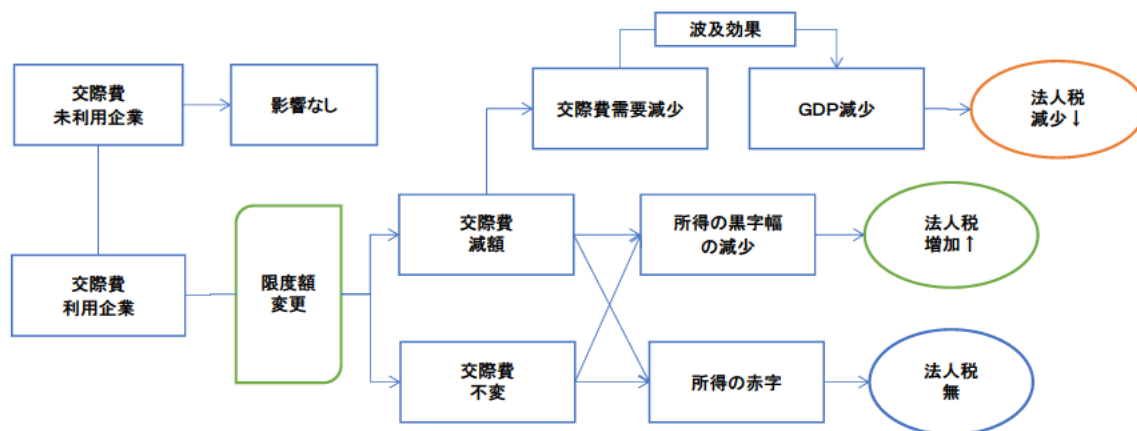
交際費等損金算入割合(損金算入限度額/交際費等支出額)

%

資本金規模	合計			利益法人			欠損法人		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
100万円未満	95.8	96.5	96.0	94.0	94.8	94.3	97.6	98.0	97.5
100-200万円未満	97.3	97.6	96.9	96.0	96.8	96.0	98.7	98.4	97.5
200-500万円未満	97.0	97.5	97.1	95.6	96.6	96.2	98.4	98.3	97.8
500-1000万円未満	92.3	94.2	94.0	89.9	92.3	92.2	95.9	96.3	96.2
1000-2000万円未満	87.4	90.6	90.4	84.6	88.9	88.6	93.5	93.5	93.8
2000-5000万円未満	78.2	83.2	83.6	74.3	80.4	81.3	88.4	88.6	88.4
5000万円-1億円未満	56.5	64.5	62.5	52.3	60.5	58.9	70.0	74.0	71.6
合計	89.2	92.2	92.1	85.3	89.4	89.2	95.1	95.6	95.4

3. 分析の概要

交際費の損金算入限度額の変更による税收・交際費の分析フロー

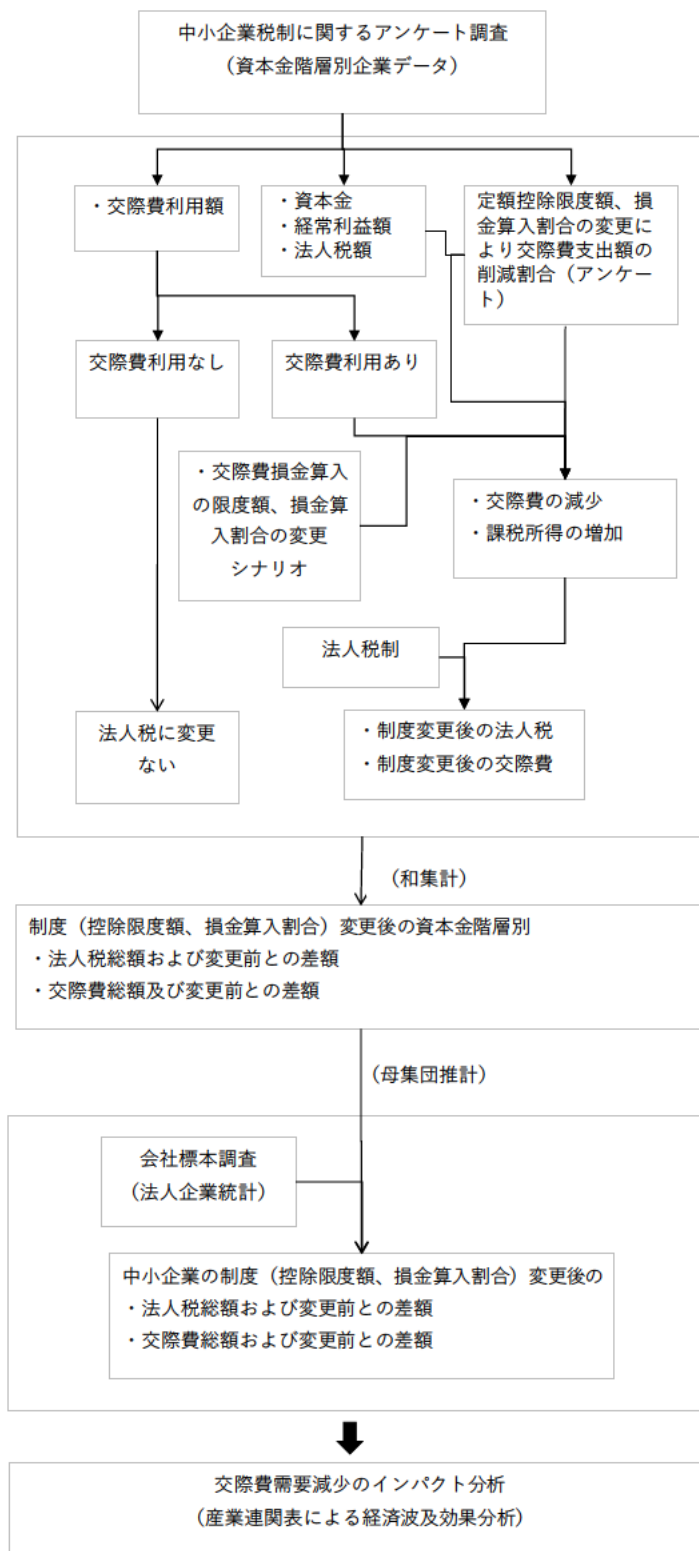


本分析では、アンケート結果に基づいて、次のシミュレーションを行う。

●800 万円という限度額が下方に変更された場合の、交際費の減少額、交際費の減少による法人税増加額、交際費減少による GDP 減少、雇用者数の減少の計測

4. シミュレーションの方法

交際費限度額の変更によるシミュレーションフロー



① シミュレーションの方法

シミュレーションは、定額控除限度額を変更する場合の交際費、法人税の変化を推計する。

①-1 定額控除限度額の変更設定

定額控除限度額を 700 万円、600 万円、500 万円、400 万円、300 万円、0 円の 6 通りに設定。

①-1-1 定額控除限度額の変更による交際費等の支出額の設定

「中小企業税制に関するアンケート」の Q2-8-(2)は以下のようになっている。

問. 800 万円の限度額が減少した場合の交際費の支出は変化しますか。

① 減る ② 変わらない ③ 増える ④ わからない

現状では、上記の設問の回答として「①減る」と答えた回答企業が、どの程度の限度額の変更がどの程度の交際費の支出を変化させるのかを定量的に把握することができない。

そこで、本分析では、「①減る」と回答した企業に対して以下のように設定を行うこととする。現状の交際費等の支出額を K 、変更後の交際費等の支出額を K^* 、 r 万円の定額控除限度額を L_r としたとき、 K^* を以下と設定する。

$$K^* = K \times L_r / 800$$

①-2 定額控除限度額を変更した場合の法人税額の計算方法

定額控除限度額変更による法人税額の算出に当たっては、まず定額控除限度額変更後の所得額を下記のように求め、次いでその所得額に法人税率を乗じて算出する。

①-2-1 限度額変更後の所得額の推計

限度額変更後所得額を推計する考え方として次のような段階的なアプローチをとる。まず、交際費がすべて損金算入される場合を考え、次にこの状態から、交際費の控除限度額が設定された場合に所得額がどのようになるかを計算する。すなわち、現状の控除限度額(800 万円)の下で交際費がすべて損金算入された場合の所得額に、控除限度額の変更に伴う交際費の減額分が所得額になる部分 $(K - K_x)$ と変更後の交際費のうち限度額を超えた場合に所得額なる部分を加算して求める。

Y : 所得額 (アンケートの回答 (税務上の所得額))

K : 交際費 (アンケートの回答 (企業会計上の交際費))

K_x : 変更後交際費 (交際費限度額変更による企業の交際費) $= K_x = K - \text{交際費減額分}$

M_{800} : 現状交際費損金限度額 (現状 : 800 万円)

M_x : 変更後交際費損金限度額 (変更後 : x 万円)

Y_x : 変更後所得額 (交際費限度額変更による企業の所得額)

・ 現状の交際費が全て損金算入された場合の所得額

場合 1) 交際費 K が現状の控除限度額 800 万円を超えているとき ($K > M_{800}$)

$K - M_{800}$ が既に所得額に含まれているので、この分を所得額から控除する。

所得額から損金にならない交際費を除いたもの $= Y - (K - M_{800})$

場合 2) 交際費 K が 800 万円以下のとき ($K \leq M_{800}$)

所得額は Y のまま

・ 控除限度額が x 万円に変更された場合、所得として計上される交際費の部分

場合 3) 変更後の交際費 K_x が M_x を超えているとき ($K_x > M_x$)

M_x を超えた部分 $K_x - M_x$ が所得額になる

場合 4) 変更後の交際費 K_x が M_x 以下のとき ($K_x \leq M_x$)

すべて経費になるので所得額になるものはない。

・ まとめ

● 所得額の計算式

i) 場合 1) かつ場合 3) のとき

$$Y_x = [Y - (K - M_{800})] + (K_x - M_x) + (K - K_x) = Y + M_{800} - M_x$$

ii) 場合 1) かつ場合 4) のとき

$$Y_x = [Y - (K - M_{800})] + (K - K_x) = Y + M_{800} - K_x$$

iii) 場合 2) かつ場合 3) のとき

$$Y_x = Y + (K_x - M_x) + (K - K_x) = Y + K - M_x$$

iv) 場合 2) かつ場合 4) のとき

$$Y_x = Y + (K - K_x) = Y + K - K_x$$

● 法人税の計算式

- ・ 法人税額 = 所得額 (限度額変更後) の 800 万円以下の部分 $\times 15\%$
+ 所得額 (限度額変更後) の 800 万円超の部分 $\times 23.2\%$

② 母集団推計の方法

シミュレーションから得られた資本金階層別の定額控除限度額変更後の法人税と交際費について、会社標本調査を用いて母集団推計を行う。

資本金階層は、会社標本調査と同じ 4 階層 (～1000 万円未満、～2000 万円未満、～5000 万円未満、1 億円未満) とする。

具体的には以下のように行う。まず、ある資本金階層のアンケート調査の標本数の利益法人、欠損法人の構成割合が、会社標本調査の利益法人、欠損法人の割合と同じになるように標本構成に対する調整係数を求める。次に標本構成に対する調整係数を乗じたサンプルに対して、金額(交際費、損金算入交際費、法人税)の集計を行う。この結果で会社標本調査ベースでの金額を除した値を母集団推計する際の調整係数とする。

③ 経済波及効果の方法

交際費の限度額の変更による交際費需要の減額による波及効果の計算は、平成 27 年産業連関表（総務省）の 187 部門表をもとに計算を行う。産業連関表において、交際費に相当する列部門は、最終需要項目の家計外消費支出（列）であり、このうち交際費に相当すると考えられる畜産食料品、水産食料品、精穀・製粉、めん・パン・菓子類、農産保存食料品、砂糖・油脂・調味料類、その他の食料品、酒類、宿泊業、飲食サービス、娯楽サービスによる波及効果を計算した。

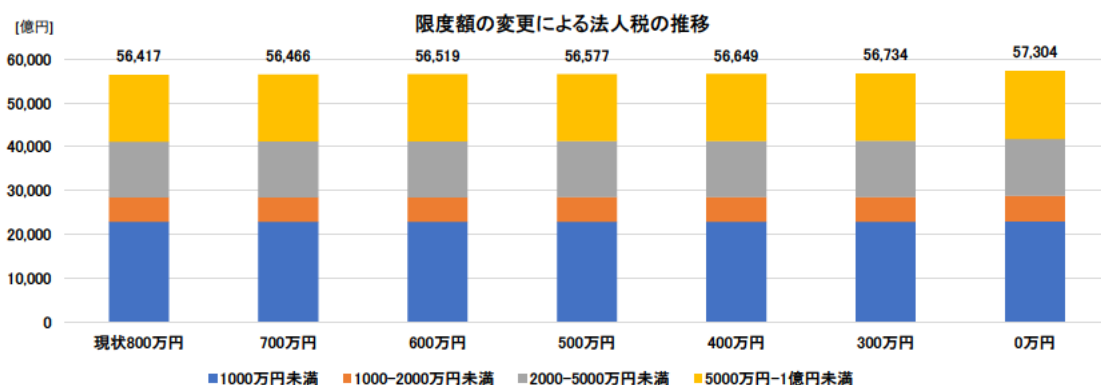
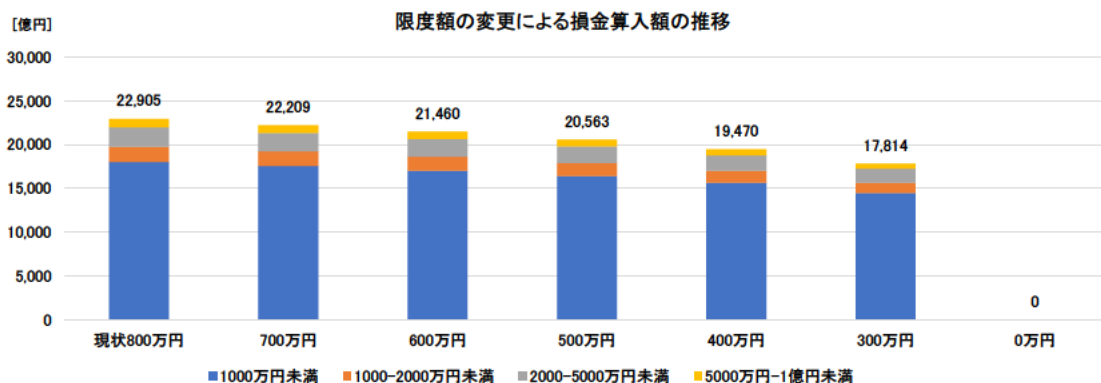
5. 分析（シミュレーション）結果 一定額控除限度額の変更－

●限度額ごとの交際費と法人税（現状 800 万円～600 万円）

	現状 800万円			限度額 700万円			限度額 600万円		
	交際費	うち損金算入 交際費	法人税	交際費	うち損金算入 交際費	法人税	交際費	うち損金算入 交際費	法人税
1000万円未満	1,881,102	1,801,480	2,293,277	1,846,247	1,754,773	2,293,397	1,811,391	1,704,543	2,293,525
1000～2000万円未満	192,510	174,120	551,626	188,286	166,014	553,708	184,062	157,648	555,859
2000～5000万円未満	263,967	220,737	1,275,230	260,551	211,496	1,276,300	257,136	201,228	1,277,476
5000万円～1億円未満	150,689	94,122	1,521,611	149,573	88,578	1,523,241	148,457	82,538	1,525,038
合計	2,488,268	2,290,459	5,641,744	2,444,657	2,220,861	5,646,645	2,401,046	2,145,958	5,651,898

●限度額ごとの交際費と法人税（500 万円～0 万円）

	限度額 500万円			限度額 400万円			限度額 300万円			限度額 0万円		
	交際費	うち損金算入 交際費	法人税	交際費	うち損金算入 交際費	法人税	交際費	うち損金算入 交際費	法人税	交際費	うち損金算入 交際費	法人税
1000万円未満	1,776,536	1,642,279	2,293,679	1,741,680	1,568,141	2,293,856	1,706,825	1,446,497	2,294,112	1,602,259	0	2,296,616
1000～2000万円未満	179,838	148,691	558,156	175,615	136,174	561,120	171,391	121,608	564,557	158,719	0	589,634
2000～5000万円未満	253,720	189,555	1,278,808	250,305	175,187	1,280,377	246,889	155,622	1,282,318	236,642	0	1,295,948
5000万円～1億円未満	147,341	75,815	1,527,043	146,224	67,461	1,529,511	145,108	57,665	1,532,402	141,760	0	1,548,244
合計	2,357,435	2,056,339	5,657,685	2,313,824	1,946,962	5,664,863	2,270,213	1,781,392	5,673,390	2,139,380	0	5,730,441

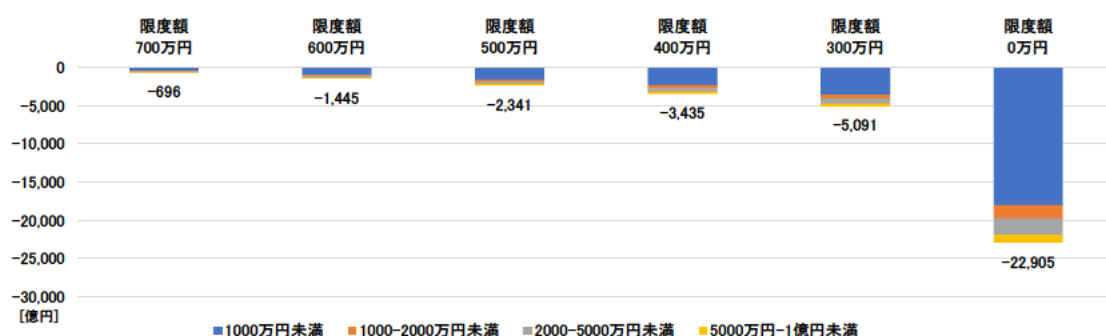


●損金算入交際費(現状(800万円)からの減額分)

億円

	限度額 700万円	限度額 600万円	限度額 500万円	限度額 400万円	限度額 300万円	限度額 0万円
1000万円未満	-467	-969	-1,592	-2,333	-3,550	-18,015
1000-2000万円未満	-81	-165	-254	-379	-525	-1,741
2000-5000万円未満	-92	-195	-312	-456	-651	-2,207
5000万円-1億円未満	-55	-116	-183	-267	-365	-941
合計	-696	-1,445	-2,341	-3,435	-5,091	-22,905

損金算入交際費(現状(800万円)からの減額分)



●損金算入交際費(現状(800万円)からの減額割合)

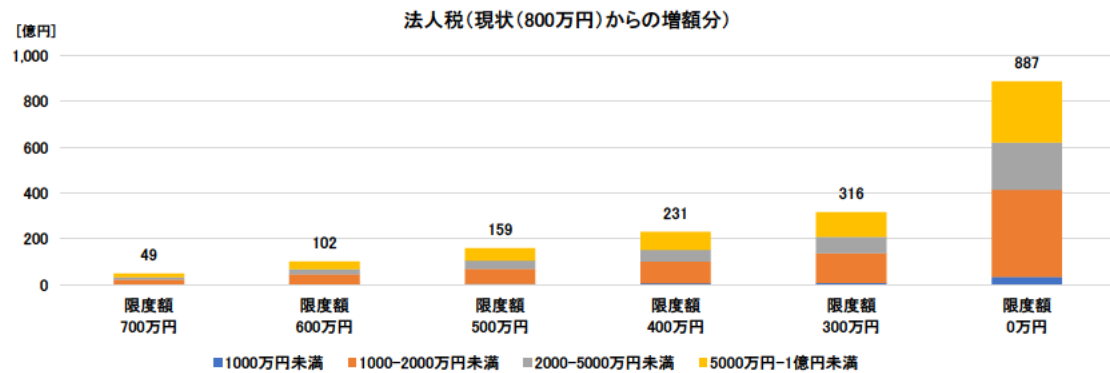
%

	限度額 700万円	限度額 600万円	限度額 500万円	限度額 400万円	限度額 300万円	限度額 0万円
1000万円未満	-2.6	-5.4	-8.8	-13.0	-19.7	-100.0
1000-2000万円未満	-4.7	-9.5	-14.6	-21.8	-30.2	-100.0
2000-5000万円未満	-4.2	-8.8	-14.1	-20.6	-29.5	-100.0
5000万円-1億円未満	-5.9	-12.3	-19.5	-28.3	-38.7	-100.0
合計	-3.0	-6.3	-10.2	-15.0	-22.2	-100.0

●法人税(現状(800万円)からの増額分)

億円

	限度額 700万円	限度額 600万円	限度額 500万円	限度額 400万円	限度額 300万円	限度額 0万円
1000万円未満	1	2	4	6	8	33
1000-2000万円未満	21	42	65	95	129	380
2000-5000万円未満	11	22	36	51	71	207
5000万円-1億円未満	16	34	54	79	108	266
合計	49	102	159	231	316	887



●法人税（現状（800万円）からの増額割合）

	%					
	限度額 700万円	限度額 600万円	限度額 500万円	限度額 400万円	限度額 300万円	限度額 0万円
1000万円未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
1000-2000万円未満	0.4	0.8	1.2	1.7	2.3	6.9
2000-5000万円未満	0.1	0.2	0.3	0.4	0.6	1.6
5000万円-1億円未満	0.1	0.2	0.4	0.5	0.7	1.8
合計	0.1	0.2	0.3	0.4	0.6	1.6

●交際費の需要減少による波及効果

		億円、万人					
		限度額 700万円	限度額 600万円	限度額 500万円	限度額 400万円	限度額 300万円	限度額 0万円
交際費減額		-436	-872	-1,308	-1,744	-2,181	-3,489
波及効果	生産誘発額	-793	-1,586	-2,379	-3,172	-3,965	-6,344
	GDP誘発額	-306	-611	-917	-1,223	-1,528	-2,445
	うち法人税額	-6	-12	-19	-25	-31	-49
	雇用誘発数	-0.8	-1.5	-2.3	-3.1	-3.9	-6.2

●まとめ（再掲）

		億円、万人					
		限度額 700万円	限度額 600万円	限度額 500万円	限度額 400万円	限度額 300万円	限度額 0万円
①交際費減額		-436	-872	-1,308	-1,744	-2,181	-3,489
②交際費損金算入減額		-696	-1,445	-2,341	-3,435	-5,091	-22,905
③法人税合計		43	89	141	206	286	838
法人税増収額		49	102	159	231	316	887
法人税減収額		-6	-12	-19	-25	-31	-49
④GDP誘発額		-306	-611	-917	-1,223	-1,528	-2,445
⑤雇用者誘発数		-0.8	-1.5	-2.3	-3.1	-3.9	-6.2

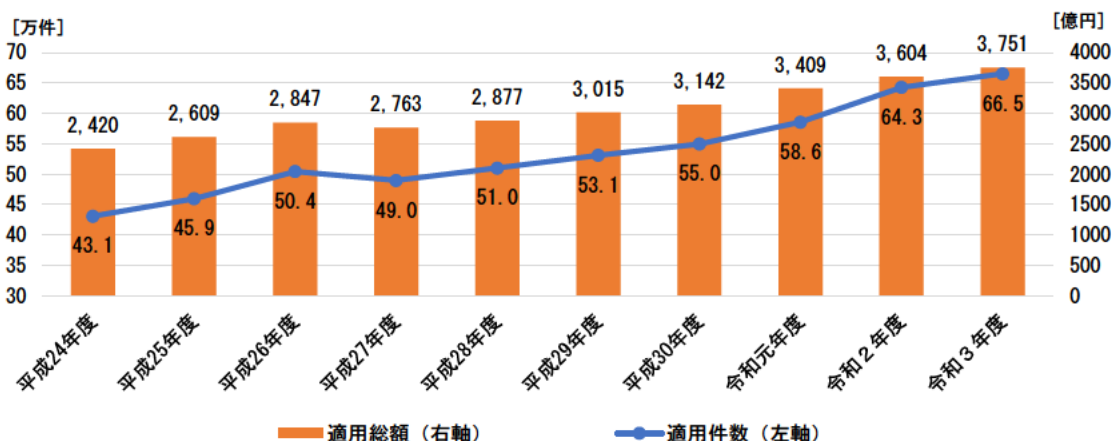
2. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例による事務負担の軽減率の測定

1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の概要

中小企業者等が少額減価償却資産（取得価額が 30 万円未満であるもの）の取得等をした場合には、取得価額の全額について損金算入ができる。ただし、少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円を超えるとときは、その合計額のうち 300 万円に達するまでの取得価額の合計額を限度とする。

2. 特例措置の利用状況

特例措置の適用件数と適用総額の推移



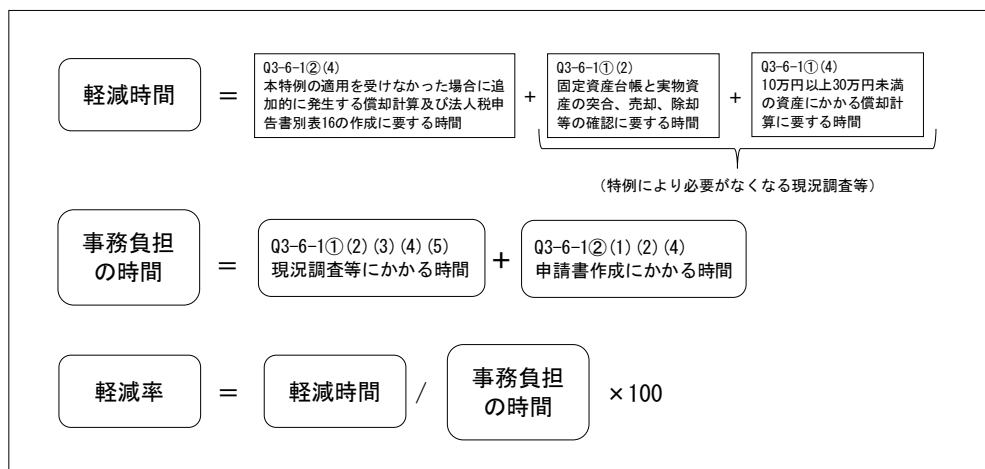
出所 租税特別措置の適応実態調査の結果に関する報告書（財務省）

※適用件数は単体法人の値。令和2年度より適用対象法人の条件が常用雇用者1,000人以下から500人以下へ変更。

適用件数（単体法人）は平成 24 年度の 43.1 万件から令和 3 年度の 66.5 万件へ増加し、適用総額（令和 2 年度までは連結法人を含む値。令和 3 年は単体法人）は平成 24 年度の 2,420 億円から令和 3 年度の 3,751 億円へ増加となっている。また、この間の適用件数 1 件当たりの適用額はおおよそ 56.1 万円～58.2 万円で推移している。

3. 事務負担軽減率の計算方法

軽減率を以下のように定義して計算を行う。なお、集計対象とする企業は各設問全てに対して 0 時間以上の回答をした企業かつ事務負担の時間の合計が 0 時間より大きい企業とした。



4. 計算結果

資本金規模	企業数	①1社当たり現況調査等にかかる時間[h]	②1社当たり申請書作成にかかる時間[h]	③軽減時間[h]	③/(①+②) 軽減率
1,000万円未満	43	30.3	6.7	23.8	64.4%
2,000万円未満	69	16.4	8.9	11.4	45.1%
5,000万円未満	205	22.2	9.6	15.7	49.2%
5,000万円以上	186	41.2	12.8	27.5	50.8%
全体	503	29.1	10.4	20.1	50.9%

現況調査等にかかる時間は、資本金規模 5,000 万円以上で最も多く 41.2 時間。次いで、1,000 万円未満の 30.3 時間となった。全体平均では 29.1 時間となった。

申請書作成にかかる時間は、資本金規模が大きくなるほど増加する傾向が見られる。全体平均では 10.4 時間となった。

軽減時間は、資本金規模 5,000 万円以上で最も多く 27.5 時間。次いで、1,000 万円未満の 23.8 時間となった。全体平均では 20.1 時間となった。

特例措置による事務負担の軽減率は、1,000 万円未満で 64.4%、2,000 万円未満で 45.1%、5,000 万円未満で 49.2%、5,000 万円以上で 50.8%、全体平均で 50.9%となっており、本措置による軽減効果は非常に大きいことがわかる。

V. 參考資料



「令和5年度中小企業税制に関するアンケート調査」 ご協力をお願い

令和5年7月

各 位

中小企業庁事業環境部財務課

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

中小企業に対する税制における政策効果を検証することを目的として、優遇措置の利用実態を把握するべくアンケート調査を実施させていただきます。ご回答いただきました内容は、今後の税制改正のための基礎資料として反映させていただく予定です。つきましては、ご多忙中、誠に恐縮ですが、本アンケート調査の趣旨と意義をご賢察のうえ、是非ともご協力下さいますようお願い申し上げます。

本アンケート調査の調査票の送付、回収、集計、取りまとめは、株式会社東京商工リサーチに委託しております。

なお、ご回答いただいた内容は統計的に処理しますので、個々の調査票の結果が公表されることはございません。

※すでに WEB で回答済の方は、この調査票でのご回答は不要です

～ ご記入にあたって ～

- ご回答は、代表者の方でも経理担当の方でもご回答できる方であれば、いずれの方でも結構です。
- ご回答は令和5年7月1日時点としてご記入下さい。
- ご回答は、同封の返信用封筒に入れて、**令和5年8月21日（月）**までに
ポストにご投函下さい（切手不要）。

【お問い合わせ先】

（本アンケート調査の記入方法等についてご不明な点がある場合）

株式会社東京商工リサーチ

「令和5年度 中小企業税制に関するアンケート調査」調査事務局

窓口対応電話番号：03-6810-0278

（平日 9:00～12:00、13:00～17:00 ※祝日及び年末年始を除く）

FAX : 03-5221-0716

E-mail : @tsr-net.co.jp

【Q1】貴社の概況についてお聞きします。

※各種税制の経営への影響を定量的に把握するために、貴社の経営状況についておたずねします。ご協力をお願いいたします。

Q1-1 貴社の概要、ご回答者の所属部署名・役職等をご記入ください。選択肢の項目には○をご記入ください。（以下の設問も同様）

（ふりがな）			
貴社名			
所在地	〒		
所属部署名			
役職・お名前※			
電話（代表）			
E - m a i l			
主たる業種 （○は1つだけ）	①建設業 ②製造業 ③情報通信業 ④運輸業 ⑤卸売・小売業 ⑥不動産業 ⑦飲食業 ⑧宿泊業 ⑨医療、福祉 ⑩教育・学習支援業 ⑪その他サービス業 ⑫その他 ()		
創業年	年	設立年 ※法人登記を行った年	年
親会社の有無	有 無		
親会社の株式保有割合	① 株式 100%保有 ② 株式 1/2 以上保有 ③ 株式 1/2 未満保有	親会社の資本金	① 1 億円未満 ② 1 億円以上 5 億円未満 ③ 5 億円以上 ④ なし
役員数	人（うち、親族内 人、親族外 人）		
直近の決算期 （決算年月）	令和 [] 年 [] 月		

（※）個人情報の管理につきましては、本調査票の最終ページをご参照下さい。

Q1-2 貴社の財務情報や税務情報について、直近3カ年の具体的な金額をご記入下さい。なお、「0（ゼロ）」の場合は、「0」とご記入下さい。ご記入に当たっては、※下記をご参考にして下さい。
（千円未満四捨五入）※決算書や法人税申告書のコピーを同封していただくのでも可

		令和2年度	令和3年度	令和4年度(*)
決算書項目	売上高	千円	千円	千円
	営業利益（※1）	千円	千円	千円
	税引前当期純利益（※1）	千円	千円	千円
	設備投資総額（※2）	千円	千円	千円
	建物	千円	千円	千円
	建物附属設備	千円	千円	千円
	器具備品	千円	千円	千円
	機械・設備	千円	千円	千円
	車両・運搬具	千円	千円	千円
	ソフトウェア	千円	千円	千円
	減価償却費（※3）	千円	千円	千円
	うち、当該事業年度取得資産分	千円	千円	千円
	有形固定資産額	千円	千円	千円
	うち、土地の分	千円	千円	千円
	交際費	千円	千円	千円
	総資産	千円	千円	千円
	資本金	千円	千円	千円
	純資産（※4）	千円	千円	千円
	人件費（※5）	千円	千円	千円
税申告書項目（※7）	法定福利費（社会保険料）	千円	千円	千円
	従業員数（※6）	人	人	人
	① 所得金額	千円	千円	千円
	② 法人税額	千円	千円	千円
	③ 法人税額のうち中小法人等の年800万円相当額以下の部分	千円	千円	千円
	④ 繰越欠損金控除額	千円	千円	千円
	⑤ 繰越欠損金残額	千円	千円	千円

（*）直近決算期を令和4年度としてご記入して下さい。

（※1）営業利益または税引前当期純利益がマイナスの場合は、数字の前に「△」をご記入下さい。

（※2）「設備投資総額」は各事業年度における「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額を記載して下さい。

（※3）「減価償却費」は、損益計算書及び製造原価報告書の「減価償却費」をご記入下さい。「当該事業年度取得資産分」は、各年度に設備投資した資産についての同年度の減価償却費をいいます。

（※4）「純資産」は貸借対照表の「純資産の部 合計」をご記入下さい。

（※5）人件費については、従業員の給与・賞与の合計額をご記入下さい（法定福利費などの社会保険負担は含みません）。

（※6）従業員数は、正社員及び契約社員の数をご記入下さい（役員、派遣社員は含みません）。

(※7) 法人税申告書項目の記載については以下をご参照下さい。

- ①「所得金額」は法人税申告書の別表一の「所得金額又は欠損金額(1欄)」に記載されています。純損失額がある場合は、数字の前に「△」を付けて下さい。
- ②「法人税額」は法人税申告書の別表一の「差引所得に対する法人税額(13欄)」に記載されています。
- ③「法人税額のうち中小法人等の年800万円相当額以下の部分」は法人税申告書の別表一次葉の(45)の「15%又は19%相当額(48欄)」に記載されています。
- ④「繰越欠損金控除額」は法人税申告書の別表一の「欠損金又は災害欠損金等の当期控除額(26欄)」に記載されています。
- ⑤「繰越欠損金残額」は法人税申告書の別表一の「翌期へ繰り越す欠損金又は災害欠損金(27欄)」に記載されています。

令和 年 月 日 税務署長殿		納税地 〒 市 区 町 丁目 番 号 電話() - () - ()	法人名 フリガナ 法人番号 代表者 代表者	法人区分 事業種目 同非区分 旧納税地及び 旧法人名等	青色申告 一連番号 修正番号 事業年度 (基) 売上金額 申告年月日 申告区分 法人税 地方税 地方税 地方税	別表一 各事業年度の所得に係る申告書 内国法人の分 令五・四・一以後終了事業年度等分
① 所得金額 に対応		② 法人税額 に対応		④ 繰越欠損金控除額 に対応		⑤ 繰越欠損金残額 に対応
所得金額又は欠損金額 (別表六(一)(6)の①)		法人税額の特別控除額 (別表六(一)(5))		欠損金又は災害欠損金等の当期控除額 (別表七(一)(4)の①)		
③ 法人税額のうち中小法人等の年800万円相当額以下の部分 に対応		⑥ 繰越欠損金残額 に対応		⑦ 繰越欠損金残額 に対応		

事業年度等	法人名
法人税額の計算	
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一次葉「5」)	45
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	46
その他の所得金額 (1)-(45)-(46)	47
(45)の15%又は19%相当額	48
(47)の22%相当額	49

③ 法人税額のうち中小法人等の年800万円相当額以下の部分 に対応

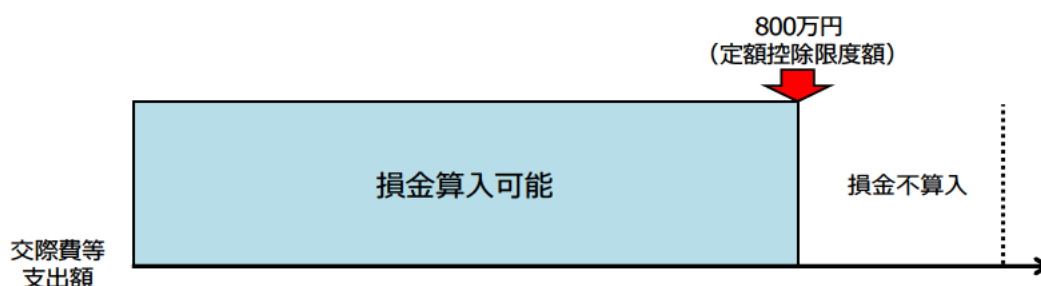
【Q2】交際費課税の特例についてお聞きします。

※交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に係りのある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

交際費課税の特例措置の延長（法人税・法人住民税・事業税）

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、**中小法人については定額控除限度額（800万円）までの交際費等を全額損金算入**することが可能。
- 販売促進手段が限られている中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費であること等を踏まえ、本制度の**適用期限を2年間延長**する。

改正概要 【適用期限：令和5年度末まで】



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
得意先、仕入先その他事業に係る者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。
※1人当たり5,000円以下の飲食費は、交際費等の範囲から除外されている。

【参考】中小法人については、上記特例措置 ※ 1) と交際費等のうち接待飲食費の0%までを損金に算入することができる措置（大法人も適用可能※ 2)）との選択適用が可能。

※1 平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ(600→800万円)、損金算入割合の拡充(90→100%)が行われた。

※2 平成26年度創設。令和2年度税制改正で、資本金の額等が100億円超の大法人については適用外となった。

Q2-1 定額控除限度額（800 万円）までの全額損金算入の特例、接待飲食費 50%までの特例、どちらを利用しましたか。（単一回答）

- ① 定額控除限度額（800 万円）までの全額損金算入の特例を利用した
② 接待飲食費 50%までの特例を利用した
③ 特例は利用していない
④ わからない

Q2-2 今後、交際費等の支出額をどうする予定ですか。(単一回答)

- ① 昨年度よりも増やす
② 昨年度と同程度とする
③ 昨年度よりも減らす
④ わからない

Q2-3 交際費等について、具体的にどのような費用を支出していますか。(複数回答可)

- | | | |
|------------------------|------------------|--------------|
| ① 飲食費（ %） | ② 贈答費（ %） | ③ 慶弔費（ %） |
| ④ 謝礼（ %） | ⑤ パーティー経費（ %） | ⑥ 旅費（ %） |
| ⑦ その他（具体的に
)（ %) | | |

Q2-4 新型コロナウイルス感染症の影響によって変化した費用について、該当するものは何ですか。
(それぞれ複数回答可)

(1) 増加した費用

① 飲食費	② 贈答費	③ 慶弔費	④ 謝礼	⑤ パーティー経費	⑥ 旅費
⑦ その他(具体的に)					

(2) 減少した費用

① 飲食費	② 贈答費	③ 慶弔費	④ 謝礼	⑤ パーティー経費	⑥ 旅費
⑦ その他(具体的に)					

〔Q2-4 で<減少した費用>で「①飲食費」と回答した方〕

Q2-5 飲食費が減少したことで生じた悪影響について、該当するものは何ですか。(複数回答可)

① 既存顧客との取引の減少
② 現状の売上・販売の減少
③ 新規顧客の減少
④ その他(具体的に)
⑤ 特に悪影響は生じなかった

Q2-6 交際費等の支出が、貴社の経営においてメリットとなっていると思いますか。(単一回答)

① そう思う
② そう思わない

Q2-7-1 貴社において交際費等の支出に関して規程等の決まり事がありますか。(単一回答)

① ある
② ない

〔Q2-7-1 で「①ある」と回答した方〕

Q2-7-2 規程等に金額の上限はありますか。ある場合、金額をご記入ください。

① ある → () 円
② ない

Q2-8 定額控除限度額(現在は 800 万円)までの交際費等の全額損金算入の特例について、定額控除限度額が変化した場合、交際費等の支出額は変化しますか。(単一回答)

(1) 800 万円の限度額が増加した場合の交際費の支出

① 増える	② 変わらない	③ 減る	④ わからない
-------	---------	------	---------

(2) 800 万円の限度額が減少した場合の交際費の支出

① 減る	② 変わらない	③ 増える	④ わからない
------	---------	-------	---------

Q2-9 税務上の交際費の範囲について、一人当たり 5,000 円以下の飲食費については対象から除かれますが、飲食費の範囲として 5,000 円を超えるような場合は全体の何割程度ありますか。

	割 ※ 1 割～10 割の範囲でお答えください
----------------------	-------------------------

Q2-10-1 交際費等のうち、1人当たり5,000円以下の飲食費（接待等のために支出されるものに限る）については、交際費等に含まないとされていることから定額控除限度額（800万円）に関係なく損金に算入することができます。仮にこの上限が上がれば飲食費の支出は増えますか。（単一回答）

- ① 増える → Q2-10-2 へ
 ② 変わらない → Q3-1 へ
 ③ わからない → Q3-1 へ

〔Q2-10-1 で「①増える」と回答した方〕

Q2-10-2 交際費等に含まれない1人当たり飲食費の金額の上限（現在は5,000円）がどの程度まで上がれば、飲食費の支出はどの程度増えると思いますか。おおよその数値でよいので、思った数値をご記入ください。

（ ）円まで上限が引き上げられれば飲食費の支出が（ ）%増える

【Q3】少額特例についてお聞きます。

中小企業は、取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）であれば、即時にその全額をその期の経費として算入することが出来ます（合計300万円まで）

少額減価償却資産の特例措置の延長（所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税）

- 中小企業等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能。
- ①償却資産の管理などの事務負担の軽減、②事務処理能力・事務効率の向上を図るため、本制度の **適用期限を2年間延長**する。

改正概要 【適用期限：令和5年度末まで】

○適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く

	取得価額	償却方法	
中小企業等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	← 合計300万円まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却※1 (残存価額なし)	} 本則※2
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

※1 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

※2 本則についても、適用対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産が除かれる。

Q3-1 本措置を利用したことがありますか。（単一回答）

- ① 利用したことがある → Q3-2-1 へ
 ② 利用したことがない → Q3-3 へ
 ③ わからない → Q3-3 へ

〔Q3-1 で「①利用したことがある」と回答した方〕

Q3-2-1 利用した年度の少額減価償却資産の取得数・取得価額の合計（損金算入額）をお答え下さい。

（1 万円未満四捨五入）

	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
少額減価償却資産 取得数・合計額	件	万円	件	万円	件	万円

（ご参考）金額については、法人税の申告書の以下の部分を転記して下さい。

別表十六（七）当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額〔8 欄〕。

Q3-2-2 令和 4 年度において少額減価償却資産の特例を利用して導入した設備をお答え下さい。

（複数回答可）また、○をつけた設備の取得価額の合計値（概数）をご記入下さい。

導入した設備に○（いくつでも）	取得価額の合計 （1 万円未満四捨五入・概数）
① パソコン（ソフトウェア内蔵のものも含む）	万円
② レジスター	万円
③ ソフトウェア単品	万円
③-1 うち、経理等事務処理用ソフトウェア	万円
③-2 うち、請求書発行ソフトウェア	万円
③-3 うち、受発注システムソフトウェア	万円
④ センサー、タブレット等の IT（IoT）関連製品	万円
⑤ その他の事務機器、通信機器	万円
⑥ テレワーク関連機器（web カメラ、スピーカー等）	万円
⑦ 感染症対策機器・器具等（飛沫防止パーテーション、サーモグラフィー等）	万円
⑧ コピー機、ファクシミリ、複合機	万円
⑨ 家具・電気機器	万円
⑩ その他製造関連機械、器具・工具（金型等）等	万円
⑪ その他外装・建物附属設備（看板等）等	万円
⑫ その他の設備（下に具体的な名称を記載下さい） （ ）	万円

Q3-3 少額減価償却資産について、本措置の上限（300 万円）を超えて、購入したことがありますか。（単一回答）

① ある	Q3-3-1 へ
② ない	Q3-4 へ
③ わからない	Q3-4 へ

〔Q3-3 で「①ある」と回答した方〕

Q3-3-1 上限を超えた事業年度と実際に購入した取得数・金額のうち、300 万円を超過した部分の取得数・金額をお答え下さい

	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
少額減価償却資産 超過取得数・超過 合計額	件	万円	件	万円	件	万円

Q3-4 本措置の上限により、少額減価償却資産の購入をあきらめたことはありますか。(単一回答)

- | |
|-----------------------------|
| ① ある (購入しようとしていた資産: _____) |
| ② ない |
| ③ わからない |

Q3-5 昨今の物価上昇の影響により、少額減価償却資産 (30 万円未満) に該当しないことから、購入をあきらめた資産はありますか。(単一回答)

- | |
|-----------------------------|
| ① ある (購入しようとしていた資産: _____) |
| ② ない |
| ③ わからない |

Q3-6-1 本措置を利用できない場合 (30 万円未満は耐用年数に沿って償却、20 万円未満は 3 年間均等償却、10 万円未満は全額損金算入)、現況調査 (固定資産台帳と実物資産の突合や法定耐用年数での償却費の計算等) や法人税申告書別表 16(1) 等の作成等の事務負担が発生します。こういった事務が発生するとなった場合、それぞれの事務にかかる時間等についてお答えください。

【①現況調査等 (管理事務負担)】

(1) 固定資産台帳で管理している資産の数 (概数でも可)

個

(2) 固定資産台帳と実物資産の突合、売却、除却等の確認に要する時間

年あたり 時間

(3) 30 万円以上の資産に係る償却計算に要する時間

年あたり 時間

(4) 10 万円以上 30 万円未満の資産に係る償却計算に要する時間

年あたり 時間

(5) 償却資産税の申告事務に要する時間

年あたり 時間

(6) (1)～(5)について把握が難しい (分からない) 場合は右チェックをお願いします ⇒ ☐

【②申告書作成（申告事務負担）】

- (1) 30 万円以上の資産に係る償却計算及び法人税申告書別表 16 の作成に要する時間

年あたり 時間

- (2) 10 万円以上 30 万円未満の資産に係る償却計算及び法人税申告書別表 16 の作成に要する時間

年あたり 時間

- (3) 本特例の適用を受けた資産の数

個

- (4) 本特例の適用を受けなかった場合に追加的に発生すると考えられる、上記本特例の適用を受けた資産（10 万円以上 30 万円未満の資産）に係る償却計算及び法人税申告書別表 16 の作成に要する時間

年あたり 時間

- (5) (1)～(4)について把握が難しい（分からない）場合は右チェックをお願いします ⇒ ☐

Q3-6-2 上記業務については、パソコン等で自動化処理していますか。（単一回答）

- ☐ ①パソコン等で自動化処理している
☐ ②一部のみ自動化処理している
☐ ③自動化処理していない（紙・書類での処理やパソコン等での単純入力作業等）

Q3-6-3 上記事務については社内の経理担当が行っていますか、社外の税理士等に外注していますか。（単一回答）

- ☐ ①社内の経理担当が行っている
☐ ②社外の税理士等に外注している

Q3-6-4 上記事務については社内経理担当のうち何人が対応していますか。

社内経理担当（ ）人のうち、（ ）人が対応

Q3-6-5 上記社内経理担当は専任ですか兼任ですか（専任・兼任別の人数）

経理担当者	専任	人	兼任	人
-------	----	---	----	---

Q3-6-6 社内経理担当者は不足気味ですか、十分ですか。(単一回答)

- ①社内経理担当者は不足気味である
②社外経理担当者は十分である

Q3-6-7 今後、社内経理担当者の確保予定はありますか、確保は難しそうですか。(単一回答)

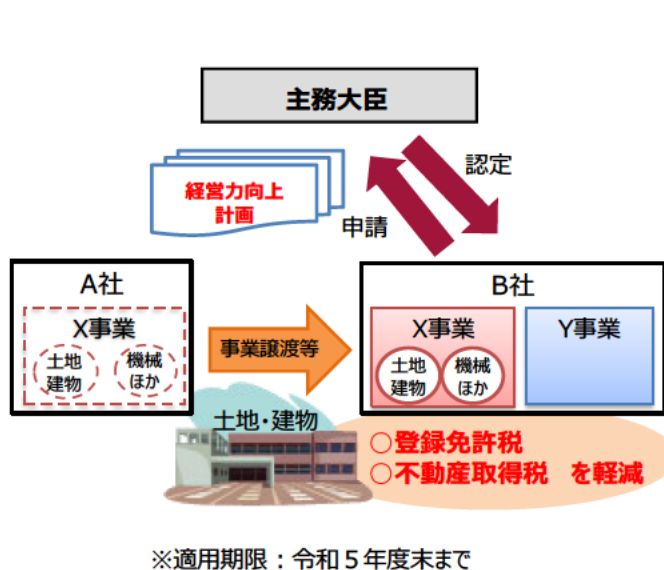
- ①今後、社内経理担当者の確保予定がある
②今後、社内経理担当者の確保は難しい(理由:)

【Q4】組織再編・事業譲渡時の登録免許税・不動産取得税の特例についてお聞きします。

本措置は、他者から事業承継を行うために、合併、会社分割及び事業譲渡を実施する場合に、不動産の権利移転等に際して生じる登録免許税・不動産取得税を軽減するものです。

中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置

- 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減することで **次世代への経営引継ぎを加速させる措置**。



<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による 移転の登記	2.0%※	1.6%

※令和5年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 令和6年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

Q4-1 本措置をご存じですか。(単一回答)

- ①知っている
②知らない

Q4-2 不動産取得を伴う事業譲渡等を実施した場合、本措置を利用したいと思いますか。(単一回答)

- ①利用したいと思う
②利用したいと思わない(理由:)

【Q5】創業時の登録免許税の特例についてお聞きます。

本措置は、各自治体において、「特定創業支援等事業」として国が認定している創業支援を受け、証明書を受け取ることで、創業時に生じる登録免許税を軽減するものです。

※本措置は、Q4 の登録免許税の特例とは適用条件が異なるものです。

産業競争力強化法に基づく創業支援について

各自治体において、「特定創業支援等事業」として国が認定している創業支援を受け、証明書を受け取ることで、創業時に様々なメリットが受けられる。



(1) 登録免許税の軽減措置

設立形態	通常の税率	軽減措置適用後の税率
株式会社	資本金の額×0.7% ※15万円に満たないときは、 1件につき15万円	資本金の額×0.35% ※7.5万円に満たないときは、 1件につき7.5万円
合名会社 合資会社	1件につき6万円	1件につき3万円
合同会社	資本金の額×0.7% ※6万円に満たないときは、 1件につき6万円	資本金の額×0.35% ※3万円に満たないときは、 1件につき3万円

※適用期限：令和5年度末まで

(2) 創業関連保証特例活用時の優遇

(3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇

(4) 小規模事業者持続化補助金の補助上限増額

(5) 自治体ごとのサポート

Q5-1 創業時に登録免許税の軽減措置があったら活用しますか。(単一回答)

- ①活用する
②活用しない

Q5-2-1 登録免許税の軽減措置は創業時の支援策として有効だと思いますか。(単一回答)

- ①有効である
②有効ではない

〔Q5-2-1 で「①有効である」と回答した方〕

Q5-2-2 どのような点で有効であるかご記入ください。(自由記述)

【Q6】所得拡大促進税制(現:賃上げ促進税制)についてお聞きます。

「所得拡大促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

※本税制の適用期間は令和3年4月1日～令和4年3月31日となっており、令和4年4月1日以降に開始する事業年度は対象外となります。現在は令和4年4月1日～令和6年3月31日が適用期間となっている「中小企業向け賃上げ促進税制」が措置されています。

中小企業向け賃上げ促進税制 (所得税・法人税・法人住民税)

- **雇用者全体の給与(給与等支給総額)が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%を税額控除。**
- さらに、**給与等支給総額が前年度比2.5%以上増加した場合には、税額控除が15%上乗せ。**また、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が10%上乗せとなり、**最大40%の税額控除。**

概要

【適用期限：令和5年度末まで】

【通常要件】

雇用者全体の給与(給与等支給総額)が
前年度比**1.5%以上**
⇒ 給与増加額の**15%税額控除***



【上乗せ要件】

雇用者全体の給与(給与等支給総額)が
前年度比**2.5%以上**
⇒ **税額控除率を15%上乗せ***

and/or

教育訓練費が
前年度比**10%以上増加**
⇒ **税額控除率を10%上乗せ***

※ 控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

Q6-1 令和3年度所得拡大促進税制を利用しましたか。(単一回答)

- ①利用した Q6-2-1 へ
②利用していない Q6-3-1 へ

【Q6-1で「①利用した」と回答した方】

Q6-2-1 上乗せ要件のうち経営力向上要件(※)を利用しましたか。(単一回答)

- ①利用した Q6-2-2 へ
②利用していない Q6-2-3 へ

※上乗せ要件とは、通常要件(「貴社全体の給与総額」が前事業年度よりも1.5%以上増加)に加え、①教育訓練費増加要件(「貴社全体の給与総額」が前事業年度から2.5%以上増加+教育訓練費が前事業年度から10%以上増加)もしくは②経営力向上要件(「貴社全体の給与総額」が前事業年度から2.5%以上増加+経営力向上計画の認定・経営力の向上)のいずれかの要件を満たす場合、「貴社全体の給与総額」の前事業年度からの増加額の25%を法人税額から控除するものとなっており、このうち②の経営力向上要件の利用有無についてご回答ください。

〔Q6-2-1 で「①利用した」と回答した方〕

Q6-2-2 どの程度賃上げを実施していますか。(それぞれ数値回答)

2021 年度 () %
2022 年度 () %
2023 年度 () % 予定

⇒設問は以上となります

〔Q6-2-1 で「②利用していない」と回答した方〕

Q6-2-3 どの程度賃上げを実施していますか。(それぞれ数値回答)

2021 年度 () %
2022 年度 () %
2023 年度 () % 予定

⇒設問は以上となります

〔Q6-1 で「②利用していない」と回答した方〕

Q6-3-1 賃上げを実施しましたか。(単一回答)

①実施した
②実施していない

〔Q6-3-1 で「①実施した」と回答した方〕

Q6-3-2 どの程度賃上げを実施していますか。(それぞれ数値回答)

2021 年度 () %
2022 年度 () %
2023 年度 () % 予定

《ご記入いただきました個人情報の取扱いについて》

皆様の個人情報は、個人情報保護法に従い適切に取り扱います。

【利用目的】お預かりしている個人情報は、本アンケートの分析のために利用させていただきます。個々の調査票の結果やご回答内容が、貴社のご承諾がなく、他に知られることはございません。

【預託】お預かりしました個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。

【ご同意頂けない場合】個人情報のご記入は任意です。個人情報をご記入いただけない場合であっても調査票は返信用封筒をご利用の上、投函をお願いいたします。個人情報が未記入であっても集計から除外されることはありません。

【お問い合わせ先】お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、1 ページ目に記載した連絡先までお願い申し上げます。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

ご回答終了後は、同封しております返信用封筒(切手不要)に入れて、

8 月 21 日(月曜日) までにご投函下さい。

スクリーニング用

SC あなたは、個人事業者（法人を設立せずに事業を行っている者）ですか。

- ① はい ② いいえ

ご回答者様の属性についてお伺いします。

b1 主たる業種は何ですか。（単一回答）

- ① 建設業 ② 製造業 ③ 情報通信業 ④ 運輸業
⑤ 卸売・小売業 ⑥ 不動産業 ⑦ 飲食業 ⑧ 宿泊業
⑨ 医療、福祉 ⑩ 教育・学習支援業 ⑪ その他サービス業
⑫ その他（具体的に： ）

b2 税務申告はどちらで行っておりますか／行いますか。（単一回答）

- ①青色申告 ②白色申告 ③その他（ ）

事業承継に関する税制についてお聞きます。

中小企業・小規模事業者が事業承継に利用できる措置として、個人版事業承継税制や小規模宅地特例があります。

個人版事業承継税制の概要

- **個人事業者の事業承継を促進**するため、平成31年度に、**10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設。**

概要

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

○**土地・建物**（土地は400㎡、建物は800㎡まで）

○**機械・器具備品**

（例）工作機械・パワーショベル・診療機器等

○**車両・運搬具**

○**生物**（乳牛等、果樹等）

○**無形償却資産**（特許権等）
等

【工作機械】



【診療機器】



② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の全額（100%）が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置

2019年1月1日～2028年12月31日の間に
行われる相続・贈与が対象

注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要
②2019年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

Q1 現在の代表者の年齢をお答えください。(単一回答)

- | | | | |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| ① 30 歳未満 | ② 30～40 歳未満 | ③ 40～50 歳未満 | ④ 50～60 歳未満 |
| ⑤ 60～65歳未満 | ⑥ 65歳～70歳未満 | ⑦ 70 歳以上 | ⑧ わからない |

Q2 後継者(候補)の決定状況をお答えください。(単一回答)

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ① 親族の後継者(候補)がいる ^{*1} | |
| ② 従業者の後継者(候補)がいる | |
| ③ 後継者(候補)はいない | →Q4 へ |
| ④ わからない | →Q4 へ |

^{*1} 「後継者(候補)がいる」とは事業を承継することについて後継者(候補)ご本人が概ね了解している状態にあることを指すものとします。

〔Q2 で後継者(候補)について「①親族の後継者(候補)がいる」または「②従業者の後継者(候補)がいる」と回答した方にお伺いします。〕

Q3 事業承継の時期についてお答えください。(単一回答)

- | |
|--------------|
| ① 1年以内 |
| ② 1年超～3年以内 |
| ③ 3年超～5年以内 |
| ④ 5 年超～7 年以内 |
| ⑤ 7年超～10年以内 |
| ⑥ 10 年超 |
| ⑦ 決まっていない |

Q4 事業承継を行う時期を当初の予定から変更したことがありますか。(単一回答)

- | |
|-----------|
| ① 時期を早めた |
| ② 時期を遅らせた |
| ③ 予定通り |

〔Q4 について「①時期を早めた」または「②時期を遅らせた」と回答した方にお伺いします。〕

Q5 事業承継を行う時期を変更した理由は何ですか。(複数回答可)

- | |
|---------------------|
| ① 物価高騰 |
| ② 新型コロナウイルス感染症 |
| ③ その他 (具体的に: _____) |

Q6 事業承継用資産(土地、建物、機械装置等)を承継する予定はありますか。(単一回答)

- | | |
|-------------|-------|
| ① 予定がある | |
| ② 予定はない | →Q8 へ |
| ③ 承継する資産がない | →Q8 へ |
| ④ 決まっていない | →Q8 へ |
| ⑤ わからない | →Q8 へ |

〔Q6 で「事業承継用資産(土地、建物、機械装置等)の承継について、「①予定がある」と回答した方にお伺いします〕

Q7 承継する予定の事業用資産は何ですか。(複数回答可)

- ① 土地
- ② 建物
- ③ 機械装置・器具備品等
- ④ 商品・製品・原材料等
- ⑤ 事業用債権(売掛金等)
- ⑥ 現預金
- ⑦ その他(具体的に:)

Q8 事業承継における課題として該当するものをすべてお答えください(複数回答可)

- ① 相続税・贈与税の負担
- ② 後継者が不在
- ③ 将来の経営の不安
- ④ 役員・従業員や取引先との関係
- ⑤ 金融機関との関係
- ⑥ 親族間の調整
- ⑦ 事業承継の専門家(税理士など)、金融機関や団体等の身近な支援機関の支援
- ⑧ M&Aのコスト(譲渡所得税等)
- ⑨ 後継者が事業用資産を買い取るための資金
- ⑩ その他(具体的に:)
- ⑪ わからない

Q9 小規模宅地特例の利用(予定)についてお答え下さい。(単一回答)

- ① 利用したこと(する予定)がある
- ② 利用したこと(する予定)がない
- ③ わからない

〔Q9 で小規模宅地特例の利用について「利用したこと(する予定)」があると回答した方にお伺いします。〕

Q10 利用した(する予定)小規模宅地特例の種類についてお教え下さい。(複数回答可)

- ① 特定居住用宅地等 ② 特定事業用宅地等 ③ 特定同族会社事業用宅地等
- ④ 貸付事業用宅地等
- ⑤ その他(具体的に:)

【Q9 で小規模宅地特例の利用について「利用したこと(する予定)」があると回答した方にお伺いします。

Q11 小規模宅地特例が無かった場合の影響について教えてください。(複数回答可)

- ① 個人用に供している個人所有の資産を売却する必要がある
- ② 事業用に供している個人所有の資産を売却する必要がある
- ③ 新たに借入れを行う必要がある
- ④ 事業の縮小を検討する必要がある
- ⑤ 廃業を検討する必要がある
- ⑥ その他 (具体的に:)
- ⑦ 影響はない

Q12 令和元年度から個人事業主の事業承継を促進する税制が創設されました。この制度をご存知ですか。
(単一回答)

- ① 制度をよく知っている
- ② 制度の一部を知っている
- ③ 制度はあまり知らないが、聞いたことはある
- ④ 知らない

Q13 令和元年度から創設された個人事業主の事業承継を促進する税制を使いたいと思いますか。(単一回答)

- ① 思う →Q14 へ
- ② 思わない →Q15 へ
- ③ すでに適用している →Q16 へ

【Q13 で個人事業主の事業承継を促進する税制を使いたいと「①思う」と回答した方にお伺いします】

Q14 個人版事業承継税制は、以下の資産について納税猶予の対象となります。これ以外の事業用の資産において、相続税・贈与税の負担が特に大きいものはありますか。(複数回答)

<対象資産>

- ① 土地等(上限 400 ㎡)
事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、
棚卸資産に該当しないもの
- ② 建物(上限 800 ㎡)
事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの
- ③ 減価償却資産
償却資産税が課税される償却資産(構築物、機械装置、器具備品、船舶等)
自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車・軽自動車
その他上記に準ずるもの(貨物運送用の一定の自動車、取得価額 500 万円以下の乗用自動車、牛等の生物、特許権
等の無形減価償却資産)

- ① 事業用の預貯金・売掛金
- ② 棚卸資産
- ③ 事業用の宅地・建物(上限を超過する部分)
- ④ その他(具体的に:)
- ⑤ 特に大きなものはない

【Q13で個人事業主の事業承継を促進する税制を使いたいと「②思わない」と回答した方にお伺いします】

Q15 なぜそう思いますか。(複数回答可)

- ① よく分からないから
- ② 手続きが煩雑だから
- ③ 小規模宅地等の特例を選択するから
- ④ あくまで税金の猶予であり、いずれは納税しなければならないと聞いたから
- ⑤ 特例措置の期間内(2028年12月末)までに承継する予定がないから
- ⑥ 特例承継計画の申請提出期限(2024年3月末)までに後継者の決定が間に合わないから
- ⑦ その他(具体的に:)

【Q13で個人事業主の事業承継を促進する税制を「③すでに適用している」と回答した方にお伺いします】

Q16 個人版事業承継税制が無かった場合の影響について教えてください。(複数回答可)

- ① 個人用に供している個人所有の資産を売却する必要がある
- ② 事業用に供している個人所有の資産を売却する必要がある
- ③ 新たに借入れを行う必要がある
- ④ 事業の縮小を検討する必要がある
- ⑤ 廃業を検討する必要がある
- ⑥ その他(具体的に:)
- ⑦ 影響はない

【Q13で個人事業主の事業承継を促進する税制を「③すでに適用している」と回答した方にお伺いします】

Q17 個人版事業承継税制を適用するにあたり、猶予された納税額をお教えてください。

()円

Q18 個人版事業承継税制を適用するにあたり、課題・問題点があると思われる点がありますか。

- ① はい(具体的に:)
- ② いいえ



「令和5年度 中小企業のM&Aに関するアンケート調査」 ご協力をお願い

中小企業庁事業環境部財務課

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

中小企業庁では、中小企業に対する税制上の優遇措置等の施策の実効性を検証することを目的に、アンケート調査を実施させていただきます。ご回答いただきました内容は、今後の施策立案のための基礎資料として反映させていただく予定です。

本アンケート調査の調査票の送付、回収、集計、取りまとめは、株式会社東京商工リサーチに委託しております。つきましては、ご多忙中、誠に恐縮ですが、本アンケート調査の趣旨と意義をご賢察のうえ、是非ともご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただいた内容は統計的に処理しますので、個々の調査票の結果が公表されることはございません。

※すでに WEB で回答済の方は、この調査票でのご回答は不要です

～ ご記入にあたって ～

① ご回答は、代表者の方でも経理担当の方でもご回答できる方であれば、いずれの方でも結構です。

② ご回答は令和5年7月1日時点としてご記入下さい。

○ ご回答は、同封の返信用封筒に入れて、**令和5年8月14日（月）**までに

ポストにご投函下さい（切手不要）。

【お問い合わせ先】

（本アンケート調査の記入方法等についてご不明な点がある場合）

株式会社東京商工リサーチ

「令和5年度 中小企業のM&Aに関するアンケート調査」調査事務局

窓口対応電話番号：03-6910-3198

（平日 9:00～12:00、13:00～17:00 ※祝日及び年末年始を除く）

FAX : 03-5221-0716

E-mail : @tsr-net.co.jp

（※ FAX、E-mail によるご回答も受け付けております）

Q1 2000 年以降に M&A を検討したことがありますか【○は1つ】

Q2 2000 年以降に M&A を実施したことがありますか【○は1つ】

Q3 2000 年以降に実施した M&A の目的は何ですか【複数回答可】

- 112

Q4 2000年～2022年の年毎に実施件数を数値でお答えください

(把握できる範囲で差し支えございません。)

	株式取得	合併	分割	事業譲渡	合計
2000年	件	件	件	件	件
2001年	件	件	件	件	件
2002年	件	件	件	件	件
2003年	件	件	件	件	件
2004年	件	件	件	件	件
2005年	件	件	件	件	件
2006年	件	件	件	件	件
2007年	件	件	件	件	件
2008年	件	件	件	件	件
2009年	件	件	件	件	件
2010年	件	件	件	件	件
2011年	件	件	件	件	件
2012年	件	件	件	件	件
2013年	件	件	件	件	件
2014年	件	件	件	件	件
2015年	件	件	件	件	件
2016年	件	件	件	件	件
2017年	件	件	件	件	件
2018年	件	件	件	件	件
2019年	件	件	件	件	件
2020年	件	件	件	件	件
2021年	件	件	件	件	件
2022年	件	件	件	件	件

Q5 今後のM&Aの実施方針についてお答えください【〇は1つ】

1. 継続して実施する意向 2. 今後は実施する予定はない(理由:)
--

【デュエリジェンス(DD)】

1. 実施した(十分であった) 2. 実施したが不十分だった 3. 実施していない

1件あたり平均金額	約	万円
-----------	---	----

1. 実施した(十分であった) 2. 実施したが不十分だった 3. 実施していない

1件あたり平均金額 約 1万円

1. 活用した
2. 知っていたが活用しなかった
3. 知らなかった(活用していない)

--

◆ 合併、分割、事業譲渡時の登録免許税・不動産取得税の特例についてお尋ねします

Q10 合併、分割、事業譲渡時の登録免許税・不動産取得税の特例を活用されましたか 【〇は1つ】

1. 活用した	2. 知っていたが活用しなかった	3. 知らなかった(活用していない)
---------	------------------	--------------------

Q11 今後、不動産取得を伴う事業譲渡等を実施する場合、登録免許税・不動産取得税の特例を活用されたいと思いますか 【〇は1つ】

1. 登録免許税・不動産取得税の特例を活用する意向
2. 登録免許税・不動産取得税の特例を活用する意向はない(理由:)

◆ 実施された M&A に対する評価についてお尋ねします

Q12 2000年以降に貴社が実施した M&A の価格についてお尋ねします

[2000年以降の M&A 実施数が1件の場合]

買取金額 約 億 万円

[2000年以降の M&A 実施数が2件以上の場合] ※最大値、最小値、平均額を回答ください

最大 買取金額 約 億 万円

最小 買取金額 約 億 万円

平均 買取金額 約 億 万円

Q13(1) 貴社が実施した M&A は成功でしたか【〇は各1つ】 ※ 2000 年以降に実施した案件順について

	1.全く当てはまらない	2.あまり当てはまらない	3.どちらでもない	4.ある程度当てはまる	5.とても当てはまる
① 1 番目の M&A は成功だった	1	2	3	4	5
② 2 番目の M&A は成功だった	1	2	3	4	5
③ 3 番目の M&A は成功だった	1	2	3	4	5
④ 4 番目の M&A は成功だった	1	2	3	4	5
⑤ 5 番目の M&A は成功だった	1	2	3	4	5

Q13(2) M&A の成功と判断される要素・理由についてお尋ねします【〇は1つ】

1. Q3 で選択した M&A の目的の達成	
2. その他(理由:	)

Q14 M&A を実施する際の障壁についてお尋ねします【〇は各1つ】

	1.全く当てはまらない	2.あまり当てはまらない	3.どちらでもない	4.ある程度当てはまる	5.とても当てはまる
① 簿外債務リスク	1	2	3	4	5
② 買収資金不足・資金繰り悪化	1	2	3	4	5
③ 売手側と買収側の提示価格の差	1	2	3	4	5
④ シナジー*の見通し不足 (*販路拡大・技術・ノウハウ共有、コスト削減等)	1	2	3	4	5
⑤ M&A に係る社内人材・体制不足	1	2	3	4	5
⑥ デューデリジェンスの費用	1	2	3	4	5
⑦ PMI の費用	1	2	3	4	5
⑧ M&A 仲介会社に対する手数料	1	2	3	4	5
⑨ その他	1	2	3	4	5

⇒その他の具体的な内容()

Q15 仮に買収価格の 25～40%の所得控除があった場合、Q14 のうち、特に②又は③の障壁の解消につながると考えられますか【〇は各1つ】

	1.当てはまらない	2.どちらでもない	3.当てはまる
① 買収資金不足・資金繰り悪化の解消につながる	1	2	3
② 売手側と買収側の提示価格の差の解消につながる	1	2	3

Q16 御社及びグループ全体の財務情報についてお尋ねします(過去 10 年度) ※把握できる範囲で差し支えありません

※ こちらは主に、単一 M&A を実施された企業／複数 M&A を実施された企業／M&A を実施されていない企業
(異なるアンケート対象企業)それぞれの成長に M&A がどのように影響しているかを調査する目的です。

※グループ化されていない企業におかれましてはグループの財務情報は記入不要です。

(1) 譲り受け側企業(貴社)

【その① 2013 年度～2017 年度】

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
資本金	千円	千円	千円	千円	千円
売上高	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円	千円	千円
税引前当期利益	千円	千円	千円	千円	千円
減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
研究開発費	千円	千円	千円	千円	千円
人件費※1	千円	千円	千円	千円	千円
有利子負債	千円	千円	千円	千円	千円
純資産	千円	千円	千円	千円	千円
労働者数 (非正規社員含む)	人	人	人	人	人

※1 役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費

【その② 2018 年度～2022 年度】

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
資本金	千円	千円	千円	千円	千円
売上高	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円	千円	千円
税引前当期利益	千円	千円	千円	千円	千円
減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
研究開発費	千円	千円	千円	千円	千円
人件費※1	千円	千円	千円	千円	千円
有利子負債	千円	千円	千円	千円	千円
純資産	千円	千円	千円	千円	千円
労働者数 (非正規社員含む)	人	人	人	人	人

※1 役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費

(2)グループ全体

【その① 2013 年度～2017 年度】

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
資本金	千円	千円	千円	千円	千円
売上高	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円	千円	千円
税引前当期利益	千円	千円	千円	千円	千円
減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
研究開発費	千円	千円	千円	千円	千円
人件費※1	千円	千円	千円	千円	千円
有利子負債	千円	千円	千円	千円	千円
純資産	千円	千円	千円	千円	千円
労働者数 (非正規社員含む)	人	人	人	人	人

※1 役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費

【その② 2018 年度～2022 年度】

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
資本金	千円	千円	千円	千円	千円
売上高	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円	千円	千円
税引前当期利益	千円	千円	千円	千円	千円
減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
研究開発費	千円	千円	千円	千円	千円
人件費※1	千円	千円	千円	千円	千円
有利子負債	千円	千円	千円	千円	千円
純資産	千円	千円	千円	千円	千円
労働者数 (非正規社員含む)	人	人	人	人	人

※1 役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費

Q17 Q4 でご回答いただいた M&A のうち、主要な M&A1件の実施前後(M&A 実施前3年、実施後 5年～)の御社及びグループの財務状況についてお尋ねします ※把握できる範囲で差し支えありません

※ こちらは各個別企業内における M&A 実施前後の成長を調査する目的でお伺いします。タイミングによっては過去 10 年間の財務データと重複する部分があるかと存じますが、主旨をご理解頂き再度ご回答くださいますと幸いです。

※M&A 未実施企業は回答不要です。

主要な M&A の実施年月 西暦()年()月

主要な M&A 先企業名() ※現時点

【譲り受け側企業(貴社)】

	実施前			実施後				
	3年前	2年前	1年前	1 年後 (実施)	2年後	3 年後	4年後	5 年後
決算年月(西暦)	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期
資本金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
税引前当期利益	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
研究開発費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
人件費※1	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有利子負債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
純資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
労働者数 (非正規社員含む)	人	人	人	人	人	人	人	人

※1 役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費

【主な譲り渡し側会社】

	実施前			実施後				
	3年前	2年前	1年前	1年後 (実施)	2年後	3年後	4年後	5年後
決算年月(西暦)	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期
資本金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
税引前当期利益	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
研究開発費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
人件費※1	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有利子負債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
純資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
労働者数 (非正規社員含む)	人	人	人	人	人	人	人	人

※1 役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費

Q18 今後の貴社の成長に対する考えについてお尋ねします【〇は1つ】

1. 売上・利益ともに拡大を目指す	2. 売上は現状維持だが利益の拡大を目指す
3. 売上・利益ともに現状維持を目指す	4. (市況の悪化などから)業績悪化の縮小を目指す
5. 特に考えはない	

◆ 賃上げ促進税制についてお尋ねします

※Q19～Q20 までの昨年度とは、令和 5 年(2023 年)3 月 31 日現在を指します。

Q19 昨年度の賃上げの状況についてお尋ねします【〇は1つ】

1. 賃上げを実施した
2. 賃上げを実施していない理由についてもお答えいただき Q21 へお進みください ⇒理由についてお答えください ()

Q20-1 昨年度の賃上げの年間水準についてお尋ねします【〇は1つ】

※ 選択肢の中から一番近い割合を選択

1. <u>1%</u>	2. <u>1.5%</u>	3. <u>2%</u>	4. <u>2.5%</u>	5. <u>3%</u>	6. <u>3.5%</u>
7. <u>4%</u>	8. <u>4.5%</u>	9. <u>5%</u>	10. <u>5.5%</u>	11. <u>6%</u>	12. <u>6.5%</u>
13. <u>7%</u>	14. <u>7.5%</u>	15. <u>8%以上</u>			

Q20-2 昨年度の賃上げを実施した理由についてお尋ねします【複数回答可】

1. 生産性や売上等の向上を踏まえて、従業員のモチベーション向上や人材等の確保に対応したもの
2. 生産性や売上等は上がっていないが、物価高等の外部環境変化に対応したもの
3. その他(理由:)

Q21 今年度以降の賃上げの方針についてお尋ねします【〇は1つ】

1. 今年度以降継続して、生産性や売上等の向上が見込まれれば賃上げを実施する方針 ⇒理由についてお答えください()
2. 賃上げを行わない方針 ※理由についてもお答えいただき Q22 へお進みください ⇒理由についてお答えください()

Q21-1 賃上げの予定年間水準についてお尋ねします【〇は1つ】

※ 選択肢の中から一番近い割合を選択

1. <u>1%</u>	2. <u>1.5%</u>	3. <u>2%</u>	4. <u>2.5%</u>	5. <u>3%</u>	6. <u>3.5%</u>
7. <u>4%</u>	8. <u>4.5%</u>	9. <u>5%</u>	10. <u>5.5%</u>	11. <u>6%</u>	12. <u>6.5%</u>
13. <u>7%</u>	14. <u>7.5%</u>	15. <u>8%以上</u>			

Q22 仮に M&A を実施する企業に対する賃上げ促進税制の深堀があった場合(例えば、5%以上 の賃上げを実施した企業に対して賃上げ額の 45%以上の税額控除など)、更なる賃上げを実施するインセンティブになりますか【〇は1つ】

1. なる	2. ならない
-------	---------

◆Q23 以降は、税制以外の M&A に関する内容についてお伺いします。

※M&A 未実施企業の方もお答えください。

Q23 M&A 実施にあたって仲介業務あるいはファイナンシャルアドバイザー(FA)業務を提供する支援機関を利用しましたか。利用した理由についてもお答え下さい。【複数回答可】

※ M&A 未実施企業の場合、M&A 仲介業者や FA の活用を検討したことがある、または、実際に活用したことがある場合のみ回答してください

1. M&A 仲介業務を提供する支援機関 ⇒ 利用した理由()
2. ファイナンシャルアドバイザー業務を提供する支援機関 ⇒ 利用した理由()
3. その他（具体的な支援業務の内容：) ⇒ 利用した理由()
4. 利用はしていない

Q24 M&A 実施にあたって仲介業務あるいはファイナンシャルアドバイザー(FA)業務を提供する支援機関を活用した方にお尋ねします

※ M&A 未実施企業の場合、M&A 仲介業者や FA の活用を検討したことがある、または、実際に活用したことがある場合のみ回答してください

仲介契約あるいは FA 契約において、契約条項・契約内容でわかりづかったものがありましたらお答えください【複数回答可】

1. 仲介業者と FA の違いと特徴に関する事項
2. 仲介業者あるいは FA が提供する業務の範囲・内容
3. 手数料に関する事項(算定基準、金額、最低手数料、既に支払いを受けた手数料の控除、支払時期等)
4. 手数料以外に依頼者が支払うべき費用に関する事項(費用の種類、支払時期等)
5. 秘密保持に関する事項(秘密保持の目的、対象範囲等)
6. 専任条項に関する事項(セカンド・オピニオンの可否等)
7. 直接交渉の制限に関する事項(直接交渉が制限される対象者や目的の範囲等)
8. テール条項(テール期間、対象となる M&A 等)
9. 契約期間に関する事項(契約期間、契約延長等)
10. 契約の中途解約に関する事項
11. 責任(免責)に関する事項(損害賠償責任が発生する要件、賠償額の範囲等)

Q25 支援機関の対応で不満な点についてお尋ねします

仲介契約あるいは FA 契約において、契約条項・契約内容でわかりにくかった項目についてお答えください
【複数回答可】

※ M&A 未実施企業の場合、M&A 仲介業者や FA の活用を検討したことがある、または、実際に活用したことがある場合のみ回答してください

1. M&A 戦略の立案(例えば、事業ポートフォリオの見直し、既存事業の規模拡大・製品ラインナップの拡充等及びそれらを踏まえた候補先企業の選定等)
2. 相手方候補企業の紹介(マッチング)
3. 譲り渡し側企業に関する情報提供(概要書の作成支援、その質)等
4. スキームの策定
5. バリュエーション(企業価値算定、譲渡価額決定に対する支援)
6. 相手方との交渉全般
7. 基本合意の締結時の締結内容に対する支援
8. デューデリジェンスの実施又は支援
9. 最終合意に向けた調整・締結の支援
10. M&A の実行(クロージング、決済)の支援
11. PMI(M&A 後の経営統合)に関する支援
12. その他()
13. 特になし

Q26 M&Aにおける課題やお困りごとについてお尋ねします

※ M&Aを実施したことがある企業は、実施した際の課題やお困りごとについて、ご回答ください

※ M&Aを実施したことがない企業は、実施を検討する際の課題やお困りごとについて、ご回答ください

(1) M&Aに関する課題やお困りごと【複数回答可】 ※M&A 未実施企業は実施を想定した場合

<費用に関する課題>

1. M&A の対価の負担
2. 仲介業者・FAに対する手数料の負担
3. デューデリジェンスや契約書レビュー等に要した専門家費用の負担

<M&A 手続に関する課題>

4. 仲介業者・FA の選定
5. デューデリジェンスや契約書レビュー等に要する専門家の選定
6. 譲り渡し側企業の財務リスクの調査
7. M&A を推進するための社内体制の構築
8. M&A のスキームの調整
9. M&A の対価の調整
10. M&A の実施時期の調整

<M&A成立後の課題>

11. 企業文化・組織風土の融合
12. 事業戦略の統合
13. 譲り渡し側企業の業務管理体制の見直し・構築
14. 給与体系・就業規則等、人事労務関係の統一
15. 譲り渡し側従業員の理解
16. 想定外リスク(例えば粉飾、簿外債務等)の発現とその対応

<その他>

17. その他()
18. 特にない

(2)M&A の相談に関する課題やお困りごと【複数回答可】 ※M&A 未実施企業は実施を想定した場合

1. 身近に相談できる相手(士業等専門家、商工団体、金融機関、公的相談窓口など)がない
2. 仲介会社・FA などからの DM や電話勧誘が頻繁にある
3. その他()
4. 特にない

(3) 上記(1)、(2)で選択された M&A における課題やお困りごとについて具体的に教えてください

Q27 最終契約において、わかりにくかった項目についてお尋ねします。【複数回答可】

※M&A 未実施企業は回答不要

1. 契約書の構造全体
2. M&A 取引(株式譲渡や事業譲渡等)の合意(価格や決済方法(譲渡額の支払時期、支払方法)を含む)
3. 表明保証
4. M&A 取引以外の付随的義務(誓約事項ともいう)のうち譲渡日までの義務
5. M&A 取引以外の付随的義務(誓約事項ともいう)のうち譲渡後の義務^{*1}
6. 取引の実行(クロージング)が行われるための条件(前提条件)
7. 契約違反があった場合の取扱い(損害賠償・補償責任・解除等)等
8. 契約の終了事由(解除等)
9. 一般条項
10. その他 ()

*1 例えば、譲り受け側が根抵当権や経営者保証を解除させる義務を負う場合や、M&A 取引以外の付帯合意に基づく義務を負う場合(例えば、株主所有の不動産も併せて買い取る合意に基づく対価の支払い義務や不動産の登記名義を書き換える義務等)

Q28 最終契約において、相手方と特に交渉が必要だった事項についてお尋ねします。【複数回答可】

※M&A 未実施企業は回答不要

1. 契約書の構造全体
2. M&A 取引(株式譲渡や事業譲渡等)の合意(価格や決済方法(譲渡額の支払時期、支払方法)を含む)
3. 表明保証
4. M&A 取引以外の付随的義務(誓約事項ともいう)のうち譲渡日までの義務
5. M&A 取引以外の付随的義務(誓約事項ともいう)のうち譲渡後の義務
6. 取引の実行(クロージング)が行われるための条件(前提条件)
7. 契約違反があった場合の取扱い(損害賠償・補償責任・解除等)等
8. 契約の終了事由(解除等)
9. 一般条項
10. その他 ()

Q29 決済後にも、相手方の未履行の義務はございましたか。 ※複数実施の場合は主なもの

※M&A 未実施企業は回答不要

- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 義務は履行された | 2. 未履行の義務がある () |
|-------------|------------------|

Q30 M&A 支援機関との契約内容や、支援機関の提案内容等について、第三者に相談を行いましたか

- | | |
|--------------------------------|----------|
| 1. 士業専門家等に相談した | ⇒Q30-2 △ |
| 2. 事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に相談した | ⇒Q30-2 △ |
| 3. 契約した支援機関と同業種(仲介・FA)の業者に相談した | ⇒Q30-2 △ |
| 4. 相談していない | ⇒Q30-3 △ |

Q30 で「1～3」を選択された方

Q30-2 どの様な内容について相談を行いましたか【複数回答可】

- | |
|----------------------------|
| 1. 仲介契約・FA 契約の内容について |
| 2. 紹介された相手方(候補先)の妥当性について |
| 3. M&A の対価(企業価値算定)の妥当性について |
| 4. 仲介業者・FA の手数料額の妥当性について |
| 5. 最終契約の内容について |
| 6. その他() |

⇒Q31 △

Q30 で「4」を選択された方

Q30-3 相談しなかった理由を教えてください【複数回答可】

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 契約内容について十分に理解できたため |
| 2. 相手方(候補先)について十分に検討できる情報を提供されたため |
| 3. M&A の対価(企業価値算定)が合理的で信頼できるものであったため |
| 4. 仲介業者・FA に支払う手数料額について十分に説明を受けたため |
| 5. 仲介業者・FA の支援に満足していたため |
| 6. 追加で費用が発生することを避けるため |
| 7. 第三者に相談することを仲介業者・FA に禁止されていたため |
| 8. その他() |

Q31 表明保証保険の活用の有無についてお尋ねします【〇は1つ】

※M&A 未実施企業は回答不要

- | | |
|--------------------|------------|
| 1. 活用した ⇒Q32へ | 2. 活用していない |
|--------------------|------------|

Q31 で「2」を選択された方

Q31-1 表明保証保険を活用していない理由についてお尋ねします【複数回答可】

※M&A 未実施企業は回答不要

- | |
|------------------------------------|
| 1. 利用するまでの必要性を感じなかった |
| 2. 利用したかったが、予算・費用の都合で利用できなかった |
| 3. 利用したかったが、どの支援機関に依頼すればよいかわからなかった |
| 4. 表明保証保険の存在を知らなかった |
| 5. その他() |

Q32 M&A 資金に係る調達手法についてお尋ねします【複数回答可】

※M&A 未実施企業は実施を想定した場合

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 自己資金 | 2. 民間金融機関からの融資 |
| 3. 政府系金融機関からの融資 | 4. 社債の発行 |
| 5. ファンドからの出資による資金調達 | 6. 事業会社からの出資による資金調達 |
| 7. 補助金・助成金 | |
| 8. その他() | |

**Q33 M&A の効果(売上やコスト削減等による変化)を発現されることができるとまでに、
どれほどの期間を要しましたか【〇は1つ】**

※M&A 未実施企業は回答不要

- | | | |
|----------|-----------|---------------|
| 1. ~6か月 | 2. 6か月~1年 | 3. 1年~2年 |
| 4. 2年~5年 | 5. 5年~ | 6. まだ効果は出ていない |

【中小企業のM&Aに関するアンケート調査（被買収企業）調査票】

Q1 M&A に応じた目的は何ですか(複数回答)。

1. 自社の成長(売上・利益・生産性の向上)
2. 既存事業の拡大
3. 新規事業への参入
4. 技術・ノウハウの獲得
5. 新たな販路の獲得
6. 統合によるコストダウン
7. 上記 4.5.6 その他のシナジー効果の発揮
8. 後継者不在の状況の救済
9. 過剰債務の状況の救済
10. その他（具体的に；

Q2 M&A に応じたことは成功でしたか(複数回答)。

		1.全く当てはまらない	2.あまり当てはまらない	3.どちらでもない	4.ある程度当てはまる	5.とても当てはまる
概ね M&A は成功だった		1	2	3	4	5

その様に判断する理由についてご記入ください

Q3 貴社の業績についてお尋ねします(把握できる範囲で差し支えありません)

※こちらは単一 M&A を実施された企業／複数 M&A を実施された企業／M&A を実施されていない企業それぞれの成長にどのような影響があるかを調査する目的です。

【その① 2013 年度～2017 年度】

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
資本金	千円	千円	千円	千円	千円
売上高	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円	千円	千円
税引前当期利益	千円	千円	千円	千円	千円
減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
研究開発費	千円	千円	千円	千円	千円
人件費※1	千円	千円	千円	千円	千円
有利子負債	千円	千円	千円	千円	千円
純資産	千円	千円	千円	千円	千円
労働者数(非正規社員含む)	人	人	人	人	人

【その② 2018 年度～2022 年度】

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
資本金	千円	千円	千円	千円	千円
売上高	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円	千円	千円
税引前当期利益	千円	千円	千円	千円	千円
減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
研究開発費	千円	千円	千円	千円	千円
人件費※1	千円	千円	千円	千円	千円
有利子負債	千円	千円	千円	千円	千円
純資産	千円	千円	千円	千円	千円
労働者数(非正規社員含む)	人	人	人	人	人

※1 役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費

Q4 M&A の実施前後(M&A 実施前3年、実施後5年～)の御社の財務状況についてお尋ねします。(把握できる範囲で差し支えありません)

※こちらは各個別企業内における M&A 実施前後の成長を調査する目的です。タイミングによっては過去 10 年間の財務データと重複する部分があるかと存じますが、主旨をご理解頂き再度ご回答ください。

	実施前			実施後				
	3年前	2年前	1年前	1 年後 (実施)	2年後	3 年後	4年後	5 年後
決算年月(西暦)	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期
資本金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
税引前当期利益	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
研究開発費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
人件費 ^{※1}	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有利子負債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
純資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
労働者数 (非正規社員含む)	人	人	人	人	人	人	人	人

Q5 今後の貴社の成長に対する考えについてお尋ねします。

1. 売上・利益ともに拡大を目指す 2. 売上は現状維持だが利益の拡大を目指す 3. 売上・利益ともに現状維持を目指す 4. (市況の悪化などから)業績悪化の縮小を目指す 5. 特に考えはない
--

Q6 昨年度の賃上げの状況についてお尋ねします。

1. 賃上げを実施した
2. 賃上げを実施していない ※理由についてもお答えいただき Q7 へお進みください
⇒理由についてお答えください ()

Q6-1 昨年度の賃上げの年間水準についてお尋ねします。※選択肢の中から一番近い割合を選択

- | | | | | | |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 1. <u>1%</u> | 2. <u>1.5%</u> | 3. <u>2%</u> | 4. <u>2.5%</u> | 5. <u>3%</u> | 6. <u>3.5%</u> |
| 7. <u>4%</u> | 8. <u>4.5%</u> | 9. <u>5%</u> | 10. <u>5.5%</u> | 11. <u>6%</u> | 12. <u>6.5%</u> |
| 13. <u>7%</u> | 14. <u>7.5%</u> | 15. <u>8%以上</u> | | | |

Q6-2 昨年度の賃上げを実施した理由についてお尋ねします。(複数回答可)

1. 生産性や売上等の向上を踏まえて、従業員のモチベーション向上や人材等の確保に対応したもの
2. 生産性や売上等は上がっていないが、物価高等の外部環境変化に対応したもの
3. その他(理由)

Q7 今年度以降の賃上げの方針についてお尋ねします。

1. 今年度以降継続して、生産性や売上等の向上が見込まれれば賃上げを実施する方針
⇒理由についてお答えください()
2. 賃上げを行わない方針 ※理由についてもお答えいただき Q8 へお進みください
⇒理由についてお答えください()

Q7-1 賃上げの予定年間水準についてお尋ねします。※選択肢の中から一番近い割合を選択

- | | | | | | |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 1. <u>1%</u> | 2. <u>1.5%</u> | 3. <u>2%</u> | 4. <u>2.5%</u> | 5. <u>3%</u> | 6. <u>3.5%</u> |
| 7. <u>4%</u> | 8. <u>4.5%</u> | 9. <u>5%</u> | 10. <u>5.5%</u> | 11. <u>6%</u> | 12. <u>6.5%</u> |
| 13. <u>7%</u> | 14. <u>7.5%</u> | 15. <u>8%以上</u> | | | |

Q8 仮に M&A を実施する企業に対する賃上げ促進税制の深堀があった場合(例えば、5%以上の賃上げを実施した企業に対して賃上げ額の45%以上の税額控除など)、更なる賃上げを実施するインセンティブになりますか

1. なる 2. ならない

◆Q9 以降は、税制以外の M&A に関する内容についてお伺いします。

Q9 譲り渡し側として取り組んだ場合の M&A に取り組んだ理由【複数回答可】

1. 自社の成長(売上・利益・生産性の向上)
2. 自社の継続(後継者不在・従業員の雇用維持)
3. 事業の再生(過剰債務の整理)
4. 事業構成の見直し(事業の選択と集中)
5. その他 ()

Q10 M&A 実施にあたって仲介業務あるいはファイナンシャルアドバイザー(FA)業務を提供する支援機関を利用しましたか。利用した理由についてもお答え下さい。【複数回答可】

※M&A 未実施企業の場合、M&A 仲介業者や FA の活用を検討したことがある、又は、実際に活用したことがある場合のみ回答してください

1. M&A 仲介業務を提供する支援機関
⇒ 利用した理由()
2. ファイナンシャルアドバイザー業務を提供する支援機関
⇒ 利用した理由()
3. その他(具体的な支援業務の内容:)
⇒ 利用した理由()
4. 利用はしていない

Q11 M&A 実施にあたって仲介業務あるいはファイナンシャルアドバイザー（FA）業務を提供する支援機関を活用した方にお尋ねします

※M&A 未実施企業の場合、M&A 仲介業者や FA の活用を検討したことがある、又は、実際に活用したことがある場合のみ回答してください

仲介契約あるいは FA 契約において、契約条項・契約内容でわかりづかったものがありましたらお答えください【複数回答可】

1. 仲介業者と FA の違いと特徴に関する事項
2. 仲介業者あるいは FA が提供する業務の範囲・内容
3. 手数料に関する事項（算定基準、金額、最低手数料、既に支払いを受けた手数料の控除、支払時期等）
4. 手数料以外に依頼者が支払うべき費用に関する事項（費用の種類、支払時期等）
5. 秘密保持に関する事項（秘密保持の目的、対象範囲等）
6. 専任条項に関する事項（セカンド・オピニオンの可否等）
7. 直接交渉の制限に関する事項（直接交渉が制限される対象者や目的の範囲等）
8. テール条項（テール期間、対象となる M&A 等）
9. 契約期間に関する事項（契約期間、契約延長等）
10. 契約の中途解約に関する事項
11. 責任（免責）に関する事項（損害賠償責任が発生する要件、賠償額の範囲等）

Q12 支援機関の対応で不満な点についてお尋ねします【複数回答可】

※M&A 未実施企業の場合、M&A 仲介業者や FA の活用を検討したことがある、又は、実際に活用したことがある場合のみ回答してください

1. M&A 戦略の立案（例えば、事業ポートフォリオの見直し、既存事業の規模拡大・製品ラインナップの拡充等及びそれらを踏まえた候補先企業の選定等）
2. 候補企業の紹介（マッチング）
3. 譲り受け側企業に関する情報提供（概要書の作成支援、その質）等
4. スキームの策定
5. バリュエーション（企業価値算定、譲渡価額決定に対する支援）
6. 相手方との交渉全般
7. 基本合意の締結時の締結内容に対する支援
8. デューデリジェンスの実施又は支援
9. 最終合意に向けた調整・締結の支援
10. M&A の実行（クロージング、決済）の支援
11. PMI（M&A 後の統合）に関する支援
12. その他（）
13. 特にない

Q13 M&Aにおける課題やお困りごとについてお尋ねします

※ M&Aを実施したことがある企業は、実施した際の課題やお困りごとについて、ご回答ください

※ M&Aを実施したことがない企業は、実施を検討する際の課題やお困りごとについて、ご回答ください

(1) M&Aに関する課題やお困りごと【複数回答可】 ※M&A 未実施企業は実施を想定した場合

<費用に関する課題>

1. M&A の対価の負担
2. 仲介業者・FAに対する手数料の負担
3. デューデリジェンスや契約書レビュー等に要した専門家費用の負担

<M&A 手続に関する課題>

4. 仲介業者・FA の選定
5. デューデリジェンスや契約書レビュー等に要する専門家の選定
6. 譲り受け側企業の財務リスクの調査
7. M&A を推進するための社内体制の構築
8. M&A のスキームの調整
9. M&A の対価の調整
10. M&A の実施時期の調整

<M&A成立後の課題>

11. 企業文化・組織風土の融合
12. 事業戦略の統合
13. 譲り渡し側(自社)の業務管理体制の見直し・構築
14. 給与体系・就業規則等、人事労務関係の統一
15. 譲り渡し側(自社)従業員の理解
16. 想定外のリスク(例えば粉飾、簿外債務等)の発現とその対応

<その他>

17. その他()
18. 特にない

(2)M&A の相談に関する課題やお困りごと【複数回答可】 ※M&A 未実施企業は実施を想定した場合

1. 身近に相談できる相手(士業等専門家、商工団体、金融機関、公的相談窓口など)がない
2. 仲介会社などからの DM や電話勧誘が頻繁にある
3. その他()
4. 特にない

(3) 上記(1)、(2)で選択された M&A における課題やお困りごとについて具体的に教えてください

Q14 最終契約において、わかりにくかった項目についてお尋ねします。【複数回答可】

1. 契約書の構造全体
2. M&A 取引(株式譲渡や事業譲渡等)の合意(価格や決済方法(譲渡額の支払い時期、支払い方法)を含む)
3. 表明保証
4. M&A 取引以外の付随的義務(誓約事項ともいう)のうち譲渡日までの義務
5. M&A 取引以外の付随的義務(誓約事項ともいう)のうち譲渡後の義務^{*1}
6. 取引の実行(クロージング)が行われるための条件(前提条件)
7. 契約違反があった場合の取扱い(損害賠償・補償責任・解除等)等
8. 契約の終了事由(解除等)
9. 一般条項
10. その他 ()

*1 例えば、譲り受け側が根抵当権や経営者保証を解除させる義務を負う場合や、M&A 取引以外の付帯合意に基づく義務も含む(例えば、株主所有の不動産も併せて買い取る合意に基づく対価の支払い義務や不動産の登記名義を書き換える義務等)

Q15 最終契約において、相手方と特に交渉が必要だった事項についてお尋ねします。【複数回答可】

1. 契約書の構造全体
2. M&A 取引(株式譲渡や事業譲渡等)の合意(価格や決済方法(譲渡額の支払い時期、支払い方法)を含む)
3. 表明保証
4. M&A 取引以外の付随的義務(誓約事項ともいう)のうち譲渡日までの義務
5. M&A 取引以外の付随的義務(誓約事項ともいう)のうち譲渡後の義務^{*1}
6. 取引の実行(クロージング)が行われるための条件(前提条件)
7. 契約違反があった場合の取扱い(損害賠償・補償責任・解除等)等
8. 契約の終了事由(解除等)
9. 一般条項
10. その他 ()

*1 例えば、譲り受け側が根抵当権や経営者保証を解除させる義務を負う場合や、M&A 取引以外の付帯合意に基づく義務も含む(例えば、株主所有の不動産も併せて買い取る合意に基づく対価の支払い義務や不動産の登記名義を書き換える義務等)

Q16 決済後にも、相手方の未履行の義務はございましたか【○は1つ】 ※複数実施の場合は主なもの

- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 義務は履行された | 2. 未履行の義務がある () |
|-------------|------------------|

Q17 M&A 支援機関との契約内容や、支援機関の提案内容等について、第三者に相談を行いましたか

- | | |
|--------------------------------|----------|
| 1. 士業専門家等に相談した | ⇒Q17-2 △ |
| 2. 事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に相談した | ⇒Q17-2 △ |
| 3. 契約した支援機関と同業種(仲介・FA)の業者に相談した | ⇒Q17-2 △ |
| 4. 相談していない | ⇒Q17-3 △ |

Q17で「1～3」を選択された方

Q17-2 どの様な内容について相談を行いましたか【複数回答可】

- | |
|----------------------------|
| 1. 仲介契約・FA 契約の内容について |
| 2. 紹介された相手先(候補先)の妥当性について |
| 3. M&A の対価(企業価値算定)の妥当性について |
| 4. 仲介業者・FA の手数料額の妥当性について |
| 5. 最終契約の内容について |
| 6. その他() |

⇒Q18 △

Q17で「4」を選択された方

Q17-3 相談しなかった理由を教えてください【複数回答可】

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 契約内容について十分に理解できたため |
| 2. 相手方(候補先)について十分に検討できる情報を提供されたため |
| 3. M&A の対価(企業価値算定)が合理的で信頼できるものであったため |
| 4. 仲介業者・FAに支払う手数料額について十分に説明を受けたため |
| 5. 仲介業者・FA の支援に満足していたため |
| 6. 追加で費用が発生することを避けるため |
| 7. 第三者に相談することを仲介業者・FA に禁止されていたため |
| 8. その他() |

Q18 表明保証保険の活用の有無についてお尋ねします【○は1つ】

- | | | |
|---------|--------|------------|
| 1. 活用した | ⇒設問は終了 | 2. 活用していない |
|---------|--------|------------|

Q18 で「2」を選択された方

Q18-1 表明保証保険を活用していない理由についてお尋ねします【複数回答可】

1. 利用するまでの必要性を感じなかった
2. 利用したかったが、予算・費用の都合で利用できなかった
3. 利用したかったが、どの支援機関に依頼すればよいかわからなかった
4. 表明保証保険の存在を知らなかった
5. その他()